

規制改革実施計画について

（令和 8 年 7 月 2 1 日）
閣 議 決 定

規制改革実施計画を別紙のとおり定める。

(別紙)

規制改革実施計画

令和 8 年 7 月 21 日

目次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の基本的性格	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4. 規制改革・行政改革ホットライン	2
5. 計画のフォローアップ	2
6. その他（国家戦略特区における取組について）	2
II 実施事項	3
1. 強い経済の実現	3
（1）地域活性化・人手不足対応	3
（2）健康・医療・介護	14
（3）働き方・人への投資	45
（4）スタートアップ・イノベーション促進	50
（5）GX・サステナビリティ	72
（6）デジタル・AI	80
（7）国家戦略特区	98
2. 地方を伸ばし、暮らしを守る	100
（1）地域活性化・人手不足対応	100
（2）健康・医療・介護	129
（3）働き方・人への投資	144
（4）スタートアップ・イノベーション促進	157
（5）デジタル・AI	165
（6）国家戦略特区	173

規制改革実施計画

人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、日本経済の成長と地方の活性化につなげるためには、絶え間ない規制改革の取組が重要であり、国民の今の暮らしや未来への不安を安心や希望に変え、強い経済を作り、日本列島を強く豊かにしていく観点から、「強い経済の実現」と「地方を伸ばし、暮らしを守る」の二本柱で必要となる規制・制度改革を強力に進めていくことは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制・制度改革をより一層推進するため、内閣総理大臣の諮問機関として規制改革を総合的に調査審議する「規制改革推進会議」を令和元年10月に常設の会議体として設置して以降、規制改革推進会議においては、令和2年7月2日、令和3年6月1日、令和4年5月27日、令和5年6月1日、令和6年5月31日及び令和7年5月28日に答申が提出されていたが、その後、引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申」（令和8年6月29日規制改革推進会議決定）が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申」等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制・制度改革により、民間投資と技術革新を促進し、企業が将来にわたって挑戦できる環境を整備することは、政府の重要な役割である。国民生活に密着し社会・経済的に重要性が高い分野について、時代や環境の変化、テクノロジーの進化に合わせて、規制の緩和・強化・明確化といった適正化も含め、必要となる利用者目線の規制・制度改革を徹底することが必要である。同時にこうした取組を通じて、安全と利便性を両立させ、誰もが

安心して暮らし、挑戦できる社会を実現することも大切である。こうした基本的考え方に基づき、内閣総理大臣のリーダーシップの下、政府全体として、本計画に記載の事項の実現に向けて、スピード感をもって強力に改革を推進していく。

4. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正をはじめとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民・企業等から寄せられる要望（各種手続の簡素化等を含む。）について、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に載せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

5. 計画のフォローアップ

内閣府をはじめとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省庁は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和 8 年度末時点で整理し、公表する。

6. その他（国家戦略特区における取組について）

内閣府及び関係府省庁は、本計画に記載されている事項を含め、「特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について」（令和 8 年 7 月 9 日国家戦略特別区域諮問会議了承）に記載された事項（以下「国家戦略特区における取組」という。）の実現に着実に取り組むこととする。

（注）「Ⅱ 実施事項」のうち、国家戦略特区における取組に該当する事項は、事項名に「＊」を付している。

Ⅱ 実施事項

1. 強い経済の実現

(1) 地域活性化・人手不足対応

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化のための制度面・運用面の見直し	我が国では、高齢化及び生産年齢人口の減少が更に進み、基幹的農業従事者数は長年減少傾向であり、令和7年における基幹的農業従事者数は104万人、その平均年齢は67.7歳で、年齢構成は70歳以上の層が最も多く、65歳以上が全体の69.6%を占めており、さらに、農林水産省の試算によれば、令和22年(2040年)には基幹的農業従事者が30万人程度まで減少することが見込まれる中、「食料・農業・農村基本計画」(令和7年4月11日閣議決定)においては、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。以下同じ。)に基づく農地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。以下同じ。)の集積・集約化により規模拡大を進めるとともに、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備等により、生産性の向上を図ることとされている。一方、地域計画区域内の農用地等(農業経営基盤強化促進法第4条第1項に規定する農地又は農地以外の土地で主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地等をいう。以下同じ。)の面積は令和7年4月末時点で約422万haあるが、将来の受け手が位置付けられていない農地面積(地域計画区域内の農用地等の面積のうち、目標地図(農業経営基盤強化促進法第19条に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図をいう。以下同じ。)に位置付けられた農業者の10年後の経営面積を除いた面積をいう。)は約134万haと約3割を占めているほか、令和7年4月末時点で作成された18,894地区の目標地図について、将来の受け手に集約化することが明確化されている目標地図は、約1割にとどまるなど、将来の受け手が位置付けられていない農地の解消に向けて地域計画の見直しが早急に求められている。さらに、農業者等からは、地域計画の見直しだけでなく、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。)第18条第10項	a, e, g: 令和8年度上期措置 b: 措置済み c: 令和8年度措置 d: 令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 f: (前段) 令和8年度措置、(後段) 令和8年度から令和11年度まで継続的に措置 h: 令和8年度から令和11年度まで継続的に措置 i: (①・③) 令和8年度措置、(②) 令和9年度措置、(④) 令和10年度から令和11年度まで継続的に措置、(⑤) 令和9年度から令和11年度まで継続的に措置 j: 令和8年度検討開始、令和9年度結論、結論を得次第可能なものから順次措置	農林水産省

	の規定の趣旨の周知徹底、農地中間管理機構（地方公共団体等が出資して組織されている法人であり、農地中間管理事業法第4条に基づき、都道府県知事が都道府県に一つに限って指定するものをいう。以下同じ。）における賃貸借契約に係る事務手続の簡素化、所有者不明農地制度（農地法第41条又は農地中間管理事業法第22条の2から第22条の4に基づき、農業委員会の探索・公示手続を経て、農地中間管理機構への利用権等を設定できる仕組みをいう。以下同じ。）の標準処理期間の設定、遊休農地に係る利用意向調査（農地法第32条に基づき、同法第30条の規定による利用状況調査の結果、遊休農地に該当する場合に、農業委員会がその農地の所有者に対し、その農地の農業上の利用の意向について行う調査をいう。以下同じ。）の合理化・公表、農地集約率（農地の集約化の進捗率を定量的に評価するための手法をいう。以下同じ。）の算定方法や目標地図に関するデータ等の整備などの取組を行う必要があるとの指摘や声があることから、地域計画、農地の大区画化、農地集約及び担い手の現状等を踏まえた農地利用最適化を実現する観点から、以下の措置を講ずる。 a 農林水産省は、地域計画の協議の場などにおいて、地権者が参加せず、かつ、地権者の意向が不明である場合、農地の集約化に向けた協議が進まないとの声があることを踏まえ、地域計画に基づく農地の集約化が迅速かつ円滑に進むよう、各市町村に対して、農地中間管理事業法第18条第10項の規定により、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法（明治29年法律第89号）第594条第2項又は第612条第1項の規定において貸主又は賃貸人の承諾を定めているにもかかわらず、貸主又は賃貸人の承諾を要しないとされていることを、地域計画の見直しにおける協議の場において周知を徹底するよう、通知する。 b 農林水産省は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成26年農林水産省令第15号）第12条第3項に基づき、農地中間管理機構が任意で省略できることとされている添付書類について、一律に添付しないこととするため、必要な法令上の措置を講ずる。 c 農林水産省は、農地中間管理機構による農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業法第18条の規定により農地中間管理機構が、出し手からの農地の借受けや受け手への農地の貸付けを行う際に作成する計画をいう。以下同じ。）案の受付から都道府県知事による認可公告までの期間を2か月から3か月程度で処理している事例や、農地中間管理	
--	--	--

	事業法第 18 条第 1 項及び第 7 項の規定により都道府県知事が実施する農用地利用集積等促進計画の認可及び公告の権限を都道府県知事から市町村に移譲することにより、当該期間を 1 か月程度で処理している事例を公表するとともに、事務処理の迅速化について、各農地中間管理機構に通知する。その際、農林水産省は、農地中間管理機構が地権者及び耕作者に当該計画の策定に必要な書類への押印を求めている場合があるとの声を踏まえ、各農地中間管理機構に対して、押印が不要であることを通知する。 また、農林水産省は、農用地利用集積等促進計画の作成等の事務の簡素化及び迅速化を図っている事例（農用地利用集積等促進計画をクラウド上で作成している事例や、農地中間管理機構独自システムと農業委員会サポートシステムとの連携の事例など）を各農地中間管理機構に対して、周知する。 d 農林水産省は、農用地利用集積等促進計画について、同一内容の契約が再設定される場合に、農地所有者からの同意取得の方法の改善など、手続の改善に向けた検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 e 農林水産省は、所有者不明農地制度に係る手続について、利用者の予見可能性の向上及び事務処理の迅速性の確保の観点から、「所有者不明農地制度の活用等事例集」（令和 7 年 9 月農林水産省農地政策課）において、農地法に基づく手続については、探索期間が数日程度、裁定申請から裁定までに要する期間が 2 か月程度であり、2 か月の公示期間を含め約 6 か月半で貸付に至っている事例、農地中間管理事業法に基づく手続については、探索期間が 1 か月程度、農用地利用集積等促進計画の申請の認可に要する期間が 1 か月程度であり、2 か月の公示期間を含め約 5 か月で貸付に至っている事例があることなどを踏まえ、農業委員会に対する担い手や所有者の申出から担い手への利用権設定までの合理的な標準処理期間を以下の場合ごとに設定し、関係者に対する周知を行う。 ・担い手の申出を受けて、農業委員会が農地法第 32 条第 3 項に基づく公示に向けた探索を行う場合には 9 か月程度又はそれより短い期間 ・所有者の申出を受けて、農業委員会が農地中間管理事業法第 22 条の 3 に基づく公示に向けた探索を行う場合には 6 か月程度 f 農林水産省は、農業委員会に対して、遊休農地に係る利用意向調査の結果が e M A F F 農地ナビ（農業委員会が整備している農地台帳（農地法第 52 条の 2 に基づき、農業委員会が農地に関する情報を整理している台	
--	---	--

	帳をいう。以下同じ。)のうち個人情報等を除いた事項及び農地に関する地図について、インターネット上で公表するサイトをいう。以下同じ。)において公表されていない農地について、公表するよう周知を徹底する。あわせて、遊休農地に係る利用意向調査の合理化を図る観点から、eMAFF農地ナビにおいて農地中間管理機構への貸付け意向を公表した農地については、翌年度以降の利用意向調査の対象から除外するよう、必要な措置を講ずる。 また、農林水産省は、毎年度、遊休農地に係る利用意向調査の結果を都道府県単位又は市町村単位で公表する。 g 農林水産省は、遊休農地について、不耕作の期間が長期化すると農地へ復旧する手間及びコストが増加するとの声や、当該遊休農地の利用に係る交渉が当事者間で完結することが課題であるとの声があったことを踏まえ、以下の2点を明記するため、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日農林水産省経営局長通知)参考様式並びに「地域計画策定マニュアル」(令和7年7月農林水産省)及び「地域計画変更マニュアル」(令和8年4月農林水産省)を更新する。 ①地域計画の協議の場で遊休農地が取り扱われるよう、各市町村が提出する地域計画の参考様式中の「3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置」に「遊休農地の解消に向けた取組」の欄を追加すること。 ②市町村に地域計画の協議の場に参加したいと申出があった担い手(新規就農者を含む。)については、当該市町村が、地域計画の協議の場に参加できるよう、開催の見通しを示すとともに、事前の日程案内について十分な期間を設けること。 h 農林水産省は、除草又は耕うんのみが行われ、貸し付けられていない農地の実態把握を行うため、毎年度、市町村に対して地域計画に関するアンケート調査を実施する際、借受け意向を有する者がいるにもかかわらず、又は、地域計画の協議の中で将来の担い手を確保する必要があるとされたにもかかわらず、貸付けを拒んでいる農地のうち、除草又は耕うんのみを実施している実例及びこれに対する解決に至った好事例等を併せて収集・整理し、公表する。 i 農林水産省は、農地集約率の算定方法について、適正な農地利用に当たっては全ての品目で農地の集約化が有効であるとともに品目別の団地化が重要であること、農地の集約化の評価手法は生産品目、経営規模、地理条件等による事情の違いを含め、地域の営農や土地条件の実態を踏まえたものとするこ	
--	--	--

		とが重要であること並びに地域計画の策定及び見直しに当たっては田、畑及び樹園地を区別して農地集約の議論を行っている実態があることを踏まえ、以下の措置を講ずる。 ①農林水産省は、農林水産政策研究所と協力し、GIS（地理情報システム）データ取得や他データとの連携、水田や畑などの地目も含む種々の条件設定による解析手法の選定等の研究・分析を行った上で、少なくとも水田の農地集約率の算定方法の案を公表すること。 ②農林水産省は、①の算定方法案に基づく市町村ごとの農地集約率の試算結果を取りまとめ、公表すること。 ③①の際、畑（樹園地を含む。）の農地集約率の算定方法について検討し、結論を得ること。 ④農林水産省は、農地集約率の算定方法を現場活動の分析に活用し、農地集約率の算定方法の改良を進めるとともに、市町村ごとの農地集約率について必要な改定を行うこと。 ⑤農林水産省は、②、③及び④を踏まえ、農地利用最適化の観点から優良な事例を公表すること。 j 農林水産省は、市町村が作成する目標地図の出力様式について、市町村の負担も踏まえつつ、GISデータ等への統一に向けた課題や実現可能性について検討を進め、結論を得次第、必要な措置を講ずる。 また、農林水産省は、目標地図の担い手不在農地のeMAFF農地ナビでの公表については、農地台帳、地域計画及びeMAFF農地ナビの間のデータ連携について、上記の検討の中で、一体的に検討を進め、結論を得次第、必要な措置を講ずる。		
2	植物工場の促進に向けた規制等の在り方	気候変動、労働力や土地等の制約等で食料生産が不安定化する一方で、世界人口の増加や、経済発展で食料需要は増加傾向にある中、我が国においては、高齢化及び生産年齢人口の減少が急速に進行し、基幹的農業従事者は長年減少傾向であり、令和7年における基幹的農業従事者数は104万人、その平均年齢は67.7歳で、年齢構成は70歳以上の層が最も多く、65歳以上が全体の69.6%を占めている。また、農林水産省の試算によれば、令和22年（2040年）には、基幹的農業従事者が30万人程度まで減少すると見込まれているなど、生産基盤の維持が困難になることが懸念される。このため、限られた人数で農業の持続的な発展及び食料の安定供給を確保するには、スマート農業技術（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用）の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同	a～c：令和8年措置	a, b：農林水産省 c：国土交通省

	じ。)・フードテック(生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術をいう。以下同じ。)の活用等を通じて生産性を向上させることが必要である。 また、近年、食の外部化(家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況に伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、総菜といった「中食」(家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま(調理加熱することなく)食べること及びこれら食品(日持ちしない食品)の総称をいう。)の提供や市場開拓等に進展が見られている動向の総称をいう。)が進む中、安定的かつ大量に調達することが求められる加工用・業務用の野菜の需要は増加し、その割合は野菜の消費全体の約6割を占める。一方、気候変動に伴う異常気象の頻発などにより、主に露地栽培の野菜を安定的に供給することができないリスクが高まってきている。 こうした状況を踏まえ、食料の安定供給を確保していくため、気候変動の影響に左右されず、定時・定量・定価格・定品質な農産物の生産が可能となる植物工場(環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設をいう。以下同じ。)への期待が存在している。 植物工場は、大別すると、①閉鎖環境で太陽光を使わずに環境を制御して周年・計画生産を行う人工光を利用したもの(以下「人工光型植物工場」という。)と、②半閉鎖環境で太陽光の利用を基本として、雨天時・曇天時の補光や夏季の高温抑制技術等により周年・計画生産を行うもの(以下「太陽光型植物工場」といい、太陽光・人工併用型植物工場(半閉鎖環境で太陽光の利用を基本として、環境を高度に制御して周年・計画生産を行う施設であって、特に人工光によって夜間など一定期間補光をしている施設をいう。)も含む。)があり、令和8年3月時点において、人工光型植物工場の設置面積は約21ha、太陽光型植物工場の設置面積は約1,400haである。また、人工光型植物工場については、令和7年11月、日本成長戦略本部の下で、成長戦略の戦略分野として位置付けられたフードテックの一つの領域とされており、日本成長戦略会議のフードテックワーキンググループにおいて、我が国では、生産性を飛躍的に向上させたモジュールタイプの人工光型植物工場を世界で初めて開発するなど、世界で優位に立てる可能性のある技術を有しているほか、大規模植物工場の商業運営を続け、ビジネスとして成り立たせてきた実績があり、高品質かつ高効率の生産技術を集約した植物工場	
--	--	--

	システム等への投資が拡大することにより、今後、世界の植物工場市場をリードできる可能性がある」と示されている。 一方、特に人工光型植物工場は、施設整備費等のインシヤルコストや光熱費等のランニングコストの高さ・栽培品目の限定といった課題があり、光熱費等の増大等に伴う収益性の悪化によって、欧米では大規模事業者が相次いで倒産しており、我が国においても、植物工場全体の3分の1が赤字とされ、人工光型植物工場においては約5割が赤字とされている。 こうした中、植物工場について、以下に掲げる声や指摘など、導入促進に向けた課題が挙げられている。 ・人工光型植物工場については、植物工場プラントや生産資材、栽培データ運営ノウハウ等として示されている植物工場システムの導入を検討するに当たって、各社の植物工場システムを客観的かつ適切に比較検討を行うために必要な標準的な評価項目（例えば、歩留まり率、生産日数、収穫重量、生菌数、栄養素、鮮度等。以下同じ。）及びその評価方法（各項目の数値の計測方法・算定方法等。以下同じ。）が存在しないことから、その導入を検討する生産事業者において、客観的かつ適切な比較検討が必ずしも行われておらず、民間の創意工夫を前提とした健全な市場環境が十分に整備されていない可能性があるとの声。 ・人工光型植物工場が産業として持続的に成長していくために、生産可能な品目が限定されているなどの技術的限界及び初期投資と運営コストが大きいという経済的制約を克服する必要があると考えられるが、そのためには、生産事業者がいかに持続的かつ差別化された高付加価値型のビジネスモデルを構築するのかが最も重要であり、民間の創意工夫がその成否を大きく左右することに他ならず、単に人工光型植物工場の大規模化や、歩留まりの改善などに留まる限りは、我が国の食料安全保障に大きく貢献し、又は、持続的な成長産業として成り立つには至らないものであると考えられる。一方、適切な規模、技術、ビジネスモデルの人工光型植物工場では黒字化の割合は低くないとの声や、今後世界の市場をリードできる可能性があるとの声があることも踏まえると、民間の創意工夫を前提として、健全な市場環境を整備することが必要であると考えられることから、人工光型植物工場の利用者・調達者又は研究者などが、人工光型植物工場自体や、人工光型植物工場に関する植物工場システム等を客観的かつ適切に比較検討を行う	
--	--	--

		ために明らかにすべき標準的な評価項目及びその評価方法について、官民で統一すべきではないかとの指摘。 ・人工光型植物工場は、閉鎖空間である特徴をいかし、太陽光型植物工場と比較して生育環境を厳格に管理可能であることから、顧客のニーズに応じた一般菌数の管理等の栽培衛生管理が実現しやすいものの、こうした利点が調達者に十分に理解されていないとの声。 ・温室である太陽光型植物工場について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）など、関係法令等の運用が地方公共団体間で異なっており、太陽光型植物工場を設置しようとする地域においてどのような規制がかかるのかを把握するために時間を要する場合や、農地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地をいう。）に温室を設置することが多い設置事業者にとって、太陽光型植物工場を農地以外の場所に設置することを求められた際、太陽光型植物工場の設置事業者においてもこれまでの経験のみでは対応しきれない場合があり、実際に設置するまでに時間を要することがあるとの声。 ・太陽光型植物工場は温室であるが、その名称に「工場」を含むものであることのみをもって、地方公共団体が、当該施設について、建築基準法第 2 条における建築物か否かを判断する際に、農業用施設ではなく一般の工場と同様に扱うものであると誤解することがあり、調整に時間を要することがあるとの声。 以上の状況を踏まえ、食料の安定供給を確保する観点から、スマート農業技術・フードテックの活用等によって高い生産性を実現するための事業環境の整備について、以下の措置を講ずる。 a 農林水産省は、人工光型植物工場の利用者・調達者又は研究者などが人工光型植物工場自体や、人工光型植物工場に関する植物工場システム等を客観的かつ適切に比較検討を行うために明らかにすべき標準的な評価項目及びその評価方法について、人工光型植物工場に関する知見を有する民間団体等が、当該民間団体等、人工光型植物工場の生産事業者、設置事業者、研究者等による検討会を設置し、国際標準の獲得も視野に入れつつ、それらの検討を行うことをサポートするとともに、当該検討会における結論が得られ次第、速やかに当該内容を公表し、周知する。 b 農林水産省は、太陽光型植物工場で生産している生産事業者及び設置事業者などに対し、太陽光型植物工場の設置について、① 手続（関係法令等に関する調査、問合せなど。	
--	--	---	--

		以下同じ。)に要する期間、②手続の煩雑さ、③手続の地方公共団体ごとのばらつき（いわゆるローカルルール）などの課題について調査を行った上で、関係府省と連携して、c の措置の内容及び太陽光型植物工場が温室の類型の一つとして位置付けられていることを明記することを含め、主な課題ごとに分かりやすく解説するガイドブックを作成・公表するとともに、同ガイドブックを地方公共団体、太陽光型植物工場の生産事業者及び設置事業者などに周知する。 c 国土交通省は、太陽光型植物工場の生産事業者、設置事業者等の負担を軽減する観点から、b のガイドブックにおいて、以下の2点について掲載するなど、農林水産省の求めに応じ、必要な協力を行う。 ・温室が建築基準法第2条に規定する建築物に該当するか否かについて、屋根の取り外しの容易性、温室の高さや面積等を踏まえた判断基準等に関して、「法第85条第4項の仮設建築物について」（昭和37年9月25日住指発第86号）以外の取扱いを定め、公表しているかどうかを都道府県別に一覧にしたもの。 ・建築物に該当するか否かについて、当該施設の名称（「工場」を含む含まない）にかかわらず、その実態に応じて特定行政庁（建築基準法第2条第35号に規定するものをいう。）が判断していること。		
3	自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化	全国の移動の不足の解消に向けて、レベル4（システムが周辺監視をし、一定の条件下で自動運転をする機能を有し、条件外でも車両が安全確保をするものをいう。以下同じ。）、E2E（End to End AI（認識から経路判断までを全て単一のAIで処理し多様な走行環境でも走行可能な革新的な手法）をいう。以下同じ。）等の自動運転車の開発、利用等を促進することで、自動運転の社会実装を迅速かつ円滑に推進するため、以下の措置を講ずる。 a 警察庁は、我が国において自動運転が交通事故の削減、高齢者等の移動手段の確保、運転者不足への対応など、交通分野にとどまらず、社会全体の課題解決に資する重要な技術として位置付けられており、自動運転に係る政府目標としては、「第3次交通政策基本計画」（令和8年1月16日閣議決定）において、令和12年度（2030年度）における自動運転サービス車両（公共交通を担う全国のバス及びタクシー車両、物流を担うトラック車両をいう。）数を1万台とする数値目標を新たに設定している一方で、開発事業者等からは、交通ルールの解釈の明確化について、例えば、道路交通法（昭和35年法律第105号）では車両の左側寄り通行について規定され	a：令和8年度上期措置 b：令和8年度措置 c：令和8年度内を目途に結論、結論を得次第速やかに措置	a：警察庁 b, c：国土交通省

	ており、第一車線に路上駐車車両が多く存在する場合における走行方法等に関する課題が存在しているが、令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、令和7年10月に警察庁が設置した、道路交通法の解釈の明確化等に関する意見交換等を行う「自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化に関する意見交換枠組み」（以下「意見交換枠組み」という。）の役割や存在を認識しておらず、警察庁への相談に至っていないとの声があることなどを踏まえ、レベル4に相当する自動運転車の社会実装を迅速かつ円滑に進めるため、意見交換枠組みについて、以下の措置を講ずる。 ①警察庁は、警察庁ウェブサイトの意見交換枠組みの掲載箇所に、意見交換枠組みの利用に当たって参考となる事例を掲載するとともに、少なくとも国又は地方公共団体が実施する自動運転関連事業に参画している開発事業者等から意見交換枠組みを通じて要望があった場合には、意見交換枠組みにおける対応事例を共有すること。なお、当該対応事例について、更新があった場合には、更新した内容も含めて共有すること。 ②警察庁は、国土交通省及び経済産業省と共に作成している「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き（第2版）」（令和7年7月警察庁・経済産業省・国土交通省取りまとめ）等において、上記①の内容も含め、意見交換枠組みの内容を記載することにより、国土交通省及び経済産業省と連携し、両省が実施している自動運転関連事業に参画している開発事業者等に対して、要望があった場合には意見交換枠組みにおける対応事例の共有が可能であることも含めた意見交換枠組みの周知を行うこと。 ③警察庁は、意見交換枠組みにおける対応事例について、各都道府県警察に周知し、現場における交通ルールの解釈の明確化及び対応の均質化を図ること。 b 国土交通省は、自動運転の開発手法について、従来の「ルールベース」（人が走行パターンごとに自動運転のプログラムを規定する手法をいう。）に加え、「AIベース」（路上を走行し、その運転をAIに自己学習させる手法をいう。以下同じ。）での開発が急速に進み、さらに、「主要な製品・技術等の官民投資ロードマップ素案（先行検討分を除く）」（令和8年4月16日戦略分野分科会（令和7年12月26日日本成長戦略会議議長決定により日本成長戦略会議の下に開催されるものをいう。））において、「AIベース」の中でも、E2Eが今後の自動運転のコアになること	
--	--	--

	が示されていることから、「ＡＩベース」の自動運転を含む自動運転の推進に当たり、開発事業者の予見可能性を一層高め、メーカーにおける開発・普及を促進するとともに、自動運転車両に対する世の中の認知度及び社会受容性を高める観点から、Ｅ２Ｅ等のＡＩ搭載を念頭に置いたＬ２＋＋車（運転者が周辺監視をし、縦方向・横方向の運転支援機能を有する車両（Ｌ２車両）のうち、ＡＩを活用し一般道を含め自律走行が可能な高度な運転自動化システム等を搭載したものをいう。以下同じ。）が安全性や運転支援機能において一定の性能を有することを国が認定する制度（以下「優良Ｌ２＋＋車認定制度」という。）を創設することとしている一方で、開発事業者から、今までにない技術を取り扱うことから、安全性を確保した上で、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、開発事業者に過度な負担がかかる申請手続にならないよう留意すべきとの声があることなどを踏まえ、優良Ｌ２＋＋車の迅速かつ円滑な普及を実現するため、優良Ｌ２＋＋車認定制度に関する手続の円滑化を行う。具体的には、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、安全性を確保した上で、開発事業者に過度な負担がかからない申請手続となるよう、他の制度（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５８条に基づく自動車の検査等）で提出した書類がある場合には再度提出させないようにするほか、申請から認定までに至るまでのフローを図示するとともに、各プロセスにおける主な審査事項、審査基準等を明らかにするなど、優良Ｌ２＋＋車の認定に係る審査事項、審査基準等の審査内容及び手続の明確化を図ることで、開発事業者が迅速かつ円滑に申請手続を行うことができる優良Ｌ２＋＋車認定制度を創設する。 ｃ 国土交通省は、自動運転の社会実装のスピードに事故原因究明の体制整備が遅れることのないようにすべきとの声があること、また、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年１１月２１日閣議決定）及び「第３次交通政策基本計画」において、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に向けた取組を行うこととされていることを踏まえ、交通政策審議会における議論や、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を勘案し、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、引き続き検討し、令和８年度内を目途に結論を得て、必要に応じて速やかに法案を国会に提出する。	
--	---	--

(2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	全国がん登録情報及び院内がん情報の更なる利活用に向けた整備	我が国においては、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。）を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。 令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、公的データ（以下に掲げる厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という。）に格納される原データをいう。以下同じ。）等（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）の認定事業者のデータベース（以下「認定DB」という。）に格納される原データを含む。）については、EU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、第217回通常国会へ所要の法案を提出し、令和7年12月に同法案が成立した後、同法の完全施行に向けて、政省令等の整備やその検討を進めるなど一定程度検討・取組等を進めている。 <公的DB> ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく匿名化し、又は仮名化した医療保険等関連情報データベース（NDB） ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく匿名化し、又は仮名化した介護保険等関連情報データベース（介護DB） ・健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく匿名化し、又は仮名化した診療等関連情報データベース（DPCDB）	a：引き続き検討を進め、令和8年夏結論・措置 b, c：令和7年度下期検討開始、令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置 d：令和8年夏結論、結論を得次第速やかに措置	a～c：厚生労働省 d：内閣府 デジタル庁 厚生労働省

	・予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した予防接種等関連情報データベース（予防接種 DB） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害福祉サービスデータベース（障害福祉 DB） ・がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「がん登録推進法」という。）に基づく全国がん登録データベース（全国がん登録 DB） ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく指定難病患者データベース（難病 DB） ・児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等データベース（小慢 DB） ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく匿名感染症関連情報データベース（i DB） ・今後構築予定の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した電子診療録等情報データベース（電子カルテ情報 DB） ・今後構築予定の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した市町村検診等関連情報データベース（自治体検診 DB） <認定 DB> ・次世代医療基盤法の認定事業者のデータベース また、令和 5 年 6 月及び令和 7 年 6 月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、デジタル庁、厚生労働省及び個人情報保護委員会は、患者等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを含め、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の制度・運用の見直しの検討を進めており、また、医療等データに関する特別法の制定の要否を含め、公的データのみならず民間事業者、医療機関、学会、独立行政法人等の様々な主体が保有するデータを含む医療等データの利活用（一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することを含む。以下同じ。）及び二次利用）に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）について検討を進めている。	
--	---	--

		こうした中、がんは、我が国において昭和56年以降、死因の第1位であり、令和6年には年間約38万人が亡くなり、生涯で約2人に1人ががんにかかると推計されており、また、人口の高齢化に伴いがんの罹患者は今後とも増加していくものと見込まれていることから、「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）に基づき、厚生労働省は、①がん対策の充実に向けて、がん登録情報（がん登録推進法第2条第7項に規定する全国がん登録情報及び院内がん登録の実施に係る指針（平成27年厚生労働省告示第470号）第一に規定する院内がん情報をいう。以下同じ。）の利活用を推進する観点から、引き続き、質の高い情報収集に資する精度管理に取り組むこと、②がん登録情報の利活用の推進について、現行制度における課題を整理し、がん登録推進法等の規定の整備を含め、見直しに向けて検討すること、③がん登録情報の利活用の推進に当たっては、保健・医療分野のデジタル化に関する他の取組とも連携し、より有用な分析が可能となる方策を検討することなどを進めており、例えば、全国がん登録DBとNDB等の他の公的DBとの連結解析を可能とするため、第217回通常国会へ「医療法等の一部を改正する法律案」を提出し、令和7年12月に同法案が成立した後、がん登録推進法に係る改正部分の完全施行に向けて、政省令等の整備やその検討を進めるなど一定程度検討・取組等を進めている。また、厚生労働省は、令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、がん登録推進法第20条の規定により提供される生存確認情報について、その提供を受けた病院等からの第三者提供を認めるに当たっては一定の加工を求め、診断日等から最終生存確認日又は死亡日までの日数を提供先において把握可能とするなど、一定程度検討・取組等を進めている。 一方、当該一定の加工については、最終生存確認日又は死亡日を提供先において復元可能な状態で提供することや詳細な死因情報を提供先で把握可能とすることは認められておらず、多施設共同研究への利用が困難であるとの声等があったことを踏まえ、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）においては、がんに係る研究における予後情報の有用性及び研究推進による患者のメリット並びに情報の保護のバランスに鑑み、最終生存確認日又は死亡日・死因に関する詳細な情報の提供が可能となるよう具体的な加工方法を検討し、令和7年度内に結論を得ることとされた。 しかしながら、がん対策の一層の充実のためには、上記措置に加え、がん登録推進法第	
--	--	---	--

	2 条第 3 項に規定する全国がん登録及び同条第 4 項に規定する院内がん登録（病院におけるがん医療の質の向上を目的として、主に専門的ながん医療の提供を行う病院において、がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報（現行 105 項目）を記録、保存するものをいう。以下同じ。）の届出項目の拡充や院内がん登録と公的 DB 等との連結解析を可能とする必要があるとの声がある。 以上を踏まえ、がん登録情報の更なる利活用の拡大に向けた整備を行い、効果的ながん予防、がん医療及びがんとの共生に関する検討並びに政策を促進するため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、がん登録推進法第 20 条に基づき提供される生存確認情報について、最終生存確認日又は死亡日及び死因の情報を第三者提供する場合には加工等が求められることから、最終生存確認日又は死亡日及び死因の詳細な情報が得られず、治療に対する効果の分析や、併存症を有する患者などを対象とした研究が不十分になるとの声があることなどを踏まえ、同条の規定により提供される生存確認情報について、その提供を受けた病院等からの第三者提供を認めるに当たって求める一定の加工に関して、少なくとも以下の事項が可能となるよう、令和 7 年度厚生労働科学研究において取りまとめられた方向性も踏まえ、結論を得て、「全国がん登録情報の利用マニュアル第 2 版」（令和 8 年 4 月厚生労働省・国立研究開発法人国立がん研究センター）等の見直しなど所要の措置を講ずる。 ・最終生存確認日又は死亡日について、5 日間未満の一定の期間（例えば 3 日間）ごとにグループ化した値を提供先において把握可能とするなど、特定性・識別性に配慮された方法で提供すること。 ・死因について、がんによる死亡の場合にはがんの部位の判別を可能とする情報を、がん以外の死亡の場合には世界保健機関が定めた ICD（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems：疾病及び関連保健問題の国際統計分類）の中間分類の情報を提供先において把握可能とすること。 b 厚生労働省は、全国がん登録の届出項目について、がん登録推進法第 1 条に定める「がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究」の推進のためには、生存率などの分析に重要な予後因子とされている、腫瘍の大きさ、リンパ節への転移及び他の臓器への転移などがんの進行度の病期分類として UICC（Union	
--	---	--

		for International Cancer Control : 国際対がん連合) が定める T N M 分類が必要であるとの指摘や、がん患者は病院等において治療を終えた後、必ずしも当該病院での治療を継続するのではなく在宅医療及び終末期医療に移行するケースも多いことから、がん研究等において患者の予後情報である死亡日、死因、死亡場所などの情報を収集することが重要であるが、受療状況を把握するのに必要な死亡場所が全国がん登録の届出項目に含まれていないとの声があることを踏まえ、研究者等の有識者の意見のみならず患者の声を十分に聴取しつつ、全国がん登録の届出項目の見直しを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 c 厚生労働省は、小児・A Y A (Adolescent and Young Adult: 思春期及び若年成人) 世代のがんは、多種多様ながん種を含むことや、成長発達の過程において、乳幼児期から小児期、活動性の高い思春期世代・若年成人世代といった特徴あるライフステージで発症することから、成人のがんとは異なる対策が求められることや、希少がんは対象者が少ないためエビデンスの蓄積が進みにくく、標準治療が確立していないといった状況に対し、全国がん登録情報の更なる利活用により、小児がん、A Y A 世代のがん、希少がんの研究等を促進する必要があるとの声があることを踏まえ、小児がんについては、全国がん登録情報の提供に当たり、小児がんに関係する項目を集約した「小児がん基本提供項目」として提供することが可能となっていることから、A Y A 世代のがん及び希少がんについても標準的な国際分類等に基づいた基本提供項目による提供が可能となるよう検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 d 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、がんのみならず併存症も含めたより詳細な研究を行うためには、院内がん登録と N D B 等の他の公的 D B との連結解析を可能とする必要があるとの声があることから、利活用に当たって本人同意を不要とするデータに院内がん情報を含めることについて厚生労働省において検討し結論を得た上で、以下の事項を閣議決定で定めた実施時期どおり確実に措置する。 ・令和 5 年 6 月の規制改革実施計画の「医療等データの利活用法制等の整備」(Ⅱ 3. <医療・介護・感染症対策分野> (1) No. 1) ・令和 7 年 6 月の規制改革実施計画の「医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備」(Ⅱ 3. (1) No. 2) の a、c 及び d		
2	電子カルテデータの利活用の促進	我が国においては、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電	a, c : 令和 8 年結論、結論を得次第	厚生労働省

	子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。以下同じ。)を円滑に利活用することを通じて、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新(医学研究、医薬品開発等)、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保(医療費の適正化等)、次の感染症危機への対応力の強化などにつなげていくことが極めて重要である。 令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、公的データ(厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース(今後構築予定の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)に基づく匿名化し、又は仮名化した電子診療録等情報データベース(以下「電子カルテ情報DB」という。)を含む。)に格納される原データをいう。以下同じ。)等(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号)の認定事業者のデータベースに格納される原データを含む。)については、EU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用(医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。)に用いること(以下「特定二次利用」という。)を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とし、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、その点も含まれる「医療法等の一部を改正する法律案」を第217回通常国会へ提出し、令和7年12月に同法案が成立した後、その完全施行に向けて、政省令等の整備やその検討を進めるなど一定程度検討・取組等を進めている。 また、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、デジタル庁、厚生労働省及び個人情報保護委員会 は、患者等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを含め、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の制度・運用の見直しの検討を進め、第221回特別国会に「個人情報の保護に	速やかに措置 b: 引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置 d: 令和8年検討開始、結論を得次第速やかに措置	
--	---	--	--

	関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、また、医療等データに関する特別法の制定の要否を含め、公的データのみならず民間事業者、医療機関、学会、独立行政法人等の様々な主体が保有するデータを含む医療等データの利活用（一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。）及び二次利用）に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）について検討を進め、「医療等情報の利活用の推進に関する検討会中間まとめ」（令和8年1月23日医療等情報の利活用の推進に関する検討会）を取りまとめるなど一定程度検討が進んでいる。 こうした中、厚生労働省は、医療DXにより国民の更なる健康増進、切れ目なくより質の高い医療等の効率的な提供、医療機関等の業務効率化等の実現を目指しており、一次利用においては、その実現に向け取組を進めている全国医療情報プラットフォームの中で既に共有が開始されている手術情報及び処方情報や、令和8年6月から順次共有を開始した予防接種情報に加え、①キー画像等を含む診療情報提供書、②キー画像等を含む退院時サマリー及び③健康診断結果報告書の文書情報並びに①傷病名情報、②薬剤アレルギー等情報、③その他アレルギー等情報、④感染症情報、⑤検査情報（救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査）を対象情報として、全国の医療機関や薬局などで患者の電子カルテデータを共有するための仕組みである電子カルテ情報共有サービスの運用の検証をモデル事業を通して行っており、令和8年度冬頃の運用開始に向けた検討・取組等を進めている。また、二次利用においては、まずは電子カルテ情報共有サービスの対象情報の利活用を可能とするため、電子カルテ情報DBのシステム開発や、政省令等の整備など、令和10年度の運用開始を目指し一定程度検討・取組等を進めている。電子カルテ由来の医療等データの利活用促進のためには、まずは電子カルテ情報共有サービスの早期運用開始が重要との声がある一方、次の段階として、電子カルテ情報共有サービスにおいて、例えば文書情報及び臨床情報には含まれない血液検査や尿検査項目などを含め、共有するデータの拡充が必要との声や、ライフステージの早い段階で治療し長期にわたりフォローアップが必要な疾患に関するデータの長期保存が必要であるとの声、一次利用において利活用されるデータが、医学研究、創薬・医療機器開発などの二次利用においても重要であることから病院の規模等にに応じた	
--	--	--

	電子カルテデータ収集の仕組みの検討を加速すべきとの指摘がある。 以上を踏まえ、漏えいや不適正な利用等による個人の権利利益の侵害が生じないよう、十分な安全管理措置等を徹底させることを前提としつつ、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化の実現に向け、電子カルテデータの利活用を促進するため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、電子カルテ情報共有サービスについて、現行の対象情報には、特定の疾患における検査結果や、災害時、救急時、転院時等に必要となる薬剤処方理由等が含まれておらず、臨床現場において必要となる情報としてはなお不足があるとの指摘や、患者本人の意思に即した適切な医療の提供のためには、長期的な治療方針及びそれに対する患者の考え方などを医療機関間で連携する必要がある、それらの情報も対象情報とすべきとの声、さらには、医療機関から登録された電子カルテデータの保存期間について、例えば、先天性疾患や小児がんは、ライフステージの早い段階で治療し長期にわたりフォローアップが必要となる一方、現行の電子カルテ情報共有サービスにおけるデータ保存期間が最長5年（個々の医師による判断で設定される長期保存フラグが付されたものを除く。）となっていることから利活用が困難であるとの声などを踏まえ、電子カルテ情報共有サービスの対象情報の拡充及びその標準化並びに医療機関から登録された電子カルテデータの保存期間の延長について、臨床現場のみならず患者の意見も十分に聴取し、具体的なニーズ及び重要性を踏まえつつ、以下の事項を含め検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・電子カルテ情報共有サービスの対象情報として、その標準化を前提としつつ、患者の基本情報（診察時のバイタルサイン、電子カルテ内の妊娠・出産関連情報、家族情報（既往歴等））、画像診断情報、画像・病理レポート、現在の電子カルテ情報共有サービスにおいて共有対象外の検体検査結果等、電子カルテ内のテキストにある臨床情報などの情報を含めること。 ・医療機関から登録された電子カルテデータの保存期間について、慢性疾患において小児科から成人診療科への移行（移行期医療）を要する疾患など長期にわたるフォローアップが求められる疾患など長期保存が必要となる対象疾患の整理及びそれに応じた保存期間の延長を行うこと。	
--	---	--

	b 厚生労働省は、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケアを提供するために診療現場において電子カルテ由来の医療等データの活用を図ること、また、当該データを医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）等へ活用し、創出された新しい治療法や医薬品が再び臨床現場へ還元することが重要であり、そのためには電子カルテ由来の医療等データの質及び量の確保が前提となるが、その確保のためには、収集される情報に偏りが生じないよう悉皆性を担保した上で収集する必要があるとの声などを踏まえ、一次利用における一定の強制力をはじめとした実効性確保のための方策をもって当該データを収集し利活用できる仕組みの在り方に関して、電子カルテ情報共有サービスの運用及び普及状況を踏まえ、例えば、まずは医療機関の規模に応じて対応に差異を設けるなど優先順位を付けつつ、標準化された電子カルテデータを悉皆的に収集する仕組みなどの法制度の整備も視野に入れた検討を行い、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 c 厚生労働省は、電子カルテデータの共有・閲覧を可能とする対象者の範囲について、医療・介護の現場において、電子カルテデータを適切に活用することで、例えば、症状の状態や短期・長期的な予後の臨床情報を把握でき、就労支援等を受ける際の情報共有が円滑になることで、よりよいケアにつながるといった形で、患者に対して提供する医療・介護サービスの質の向上に資することから、電子カルテデータの共有・閲覧を可能とする対象者の範囲を医療機関にとどめず、介護事業者等も含めるべきとの声などを踏まえ、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所等の医療・介護に携わる医療機関以外の主体を対象者に含めること及びその主体の性質、情報の利活用の必要性等に応じて、共有・閲覧を可能とする対象情報の具体的範囲を設定することについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 d 厚生労働省は、まずは電子カルテ情報共有サービスの対象情報の利活用を可能とする電子カルテ情報DBの構築を進めている中、電子カルテデータについては、患者の状態や予後を把握するのに重要な基礎情報やアウトカム情報を含んでおり、詳細かつ長期にわたる患者の情報を分析することなどの二次利用においても重要な情報源であるとの指摘や電子カルテデータについて、例えば、希少がんに対する治療薬の臨床試験における結果補強のための利用や肥満症に対する治療薬における長期評価のための利用といったニーズがあるとの声などを踏まえ、aの措置による電子カルテ情報共有サービス	
--	---	--

		における対象情報の拡大の検討を踏まえた、電子カルテ情報DBの対象情報の拡充や今後の対象情報の更なる拡充も見据えたシステム開発等の検討に着手し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。		
3	本人同意不要の医療等データの範囲・利用主体・利用目的の在り方	我が国においては、医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに医療等データ（電子カルテ、介護記録等に含まれるデータ、死亡情報その他の個人の出生から死亡までのデータであって診療や介護等に一般的に有用と考えられるデータをいう。）を円滑に活用することを通じて、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化などにつなげていくことが極めて重要である。 令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、公的データ（以下に掲げる厚生労働大臣等が保有する医療・介護関係のデータベース（以下「公的DB」という。）に格納される原データをいう。以下同じ。）等（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）の認定事業者のデータベース（以下「認定DB」という。）に格納される原データを含む。）については、EU等の動向を踏まえた本人の同意のみに依存しない適切なプライバシー保護を前提としつつ、一定の仮名化を行った医療・ケアや医学研究、創薬・医療機器開発などに資する医療等データを研究者、企業等が二次利用（医療等データを医学研究その他の当該医療等データによって識別される特定の個人のみを対象としない目的で利用することをいう。以下同じ。）に用いること（以下「特定二次利用」という。）を、必ずしも患者等本人の同意がなくとも行うことを可能とするとともに、大量の医療等データを対象とする円滑な特定二次利用を実現するため、「医療法等の一部を改正する法律案」を第217回通常国会へ提出し、令和7年12月に同法案が成立した後、その完全施行に向けて、政省令等の整備やその検討を進めるなど、一定程度の検討・取組等を進めている。 <公的DB> ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく匿名化し、又は仮名化した医療保険等関連情報データベース（NDB） ・介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく匿名化し、又は仮名化した介護保険等関連情報データベース（介護DB）	a～e：令和8年夏 結論、結論を得次第、令和9年通常国会への法案提出を目指すことを含め、速やかに措置	a, b: 内閣府 デジタル庁 厚生労働省 個人情報保護委員会 c: 内閣府 デジタル庁 厚生労働省 d, e: 内閣府 厚生労働省

	・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した診療等関連情報データベース（DPCDB） ・予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した予防接種等関連情報データベース（予防接種DB） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく障害福祉サービスデータベース（障害福祉DB） ・がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）に基づく全国がん登録データベース（全国がん登録DB） ・難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づく指定難病患者データベース（難病DB） ・児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病児童等データベース（小慢DB） ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく匿名感染症関連情報データベース（iDB） ・今後構築予定の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した電子診療録等情報データベース（電子カルテ情報DB） ・今後構築予定の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく匿名化し、又は仮名化した市町村検診等関連情報データベース（自治体検診DB） <認定DB> ・次世代医療基盤法の認定事業者のデータベース また、令和 5 年 6 月及び令和 7 年 6 月の規制改革実施計画等に基づき、内閣府、デジタル庁、厚生労働省及び個人情報保護委員会は、患者等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ、医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを含め、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の制度・運用の見直しの検討を進めており、また、医療等データに関する特別法の制定の可否を含め、公的データのみならず民間事業者、医療機関、学会、独立行政法人等（以下「民間事業者等」という。）の様々な主体が保有するデータを含む医療等データの利活用（一次利用（医療等データを当該医療等データに関連する自然人の治療及びケア等のために利用することをいう。以下同じ。）及び二次利用をいう。以下同じ。）に関する基本理念	
--	---	--

	や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像（グランドデザイン）について検討を進め、「医療等情報の利活用の推進に関する検討会中間まとめ」（令和８年１月２３日医療等情報の利活用の推進に関する検討会。以下「中間まとめ」という。）を取りまとめるなど、一定程度検討が進んでいる。 他方、中間まとめにおいて、引き続き、医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備など医療等データの利活用の促進に向けて、対象となる医療等データ、医療等データの収集方法等（医療等データの収集方法、患者の識別子、医療等データの標準化）、患者の権利利益及び情報の保護等（患者本人の適切な関与の在り方、不適切な利活用を防止する措置や情報セキュリティの確保、医療等データの利活用に関する国民・患者の理解と協働）、情報連携基盤の在り方等、費用負担など、中間まとめで整理した論点や意見のほか、現行制度や関連する他制度の動き、法制上の観点も踏まえながら、令和８年夏目途の議論の整理に向けて検討を行っていくとともに、医療等データの利活用については、関係省庁や関係者の関与が広範に及び、施策として実現するためには多くの調整を要することから、中間まとめで示した方向性等の実現に向け、内閣府において関係省庁・関係者との調整を進めていくことを求めたいとされていることや、以下の声や指摘があることから、令和５年６月及び令和７年６月の規制改革実施計画に基づき、医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備について、令和８年夏を目途に十分な結論を得るためには、今後、医療等データの利活用の基本的な理念（医療等データの利活用において目指す社会、医療等データの利活用の基本的な考え方、医療等データの利活用の基本的な方向性（医療等データの一次利用の推進、医療等データの二次利用の推進、医療等データの利活用に関する国民・患者や医療現場の理解と協働）、本人同意不要で利活用可能とするデータの対象範囲、利用を可能とする利用目的・利用主体の対象範囲、医療等データの収集方法等（医療等データの収集方法、患者の識別子、医療等データの標準化、医療等データを保有する民間事業者等の様々な主体に対して一定の強制力や強いインセンティブをもって当該データを収集し利活用できる仕組みの在り方等を含む。）、患者の権利利益及び情報の保護等（患者本人の適切な関与の在り方、不適切な利活用を防止する措置や情報セキュリティの確保、医療等データの利活用に関する国民・患者の理解と協働）、情報連携基盤の在り方等、費用負担な	
--	--	--

		ど、利用者起点での医療等データの利活用を促進及び円滑化し、患者等に恩恵がもたらされるような具体的な措置内容について検討を加速して深めていく必要がある。 ・有効な治療法・医薬品等の研究開発、効果的・効率的な医療提供体制の構築、予防や健康医療政策への反映、社会保障制度の持続可能性への貢献等に資するデータを幅広く対象とすべく、ゲノムデータや画像情報等の加工困難なデータも含めEUのEuropean Health Data Space規則（以下「EHDS」という。）のように幅広いデータを利用可能とする必要があるとの声。 ・例えば、次世代医療基盤法においては、医療等データの利用目的が「医療分野の研究開発」に限定され、政策立案、統計、教育等が含まれておらず、その利活用に限界があるという課題があることを踏まえ、利活用を可能とする医療等データの利用目的については、有効な治療法・医薬品等の研究開発、医薬品・医療機器の市販後の安全性監視等、効果的・効率的な医療提供体制の構築、予防や健康医療政策への反映、社会保障制度の持続可能性への貢献等に資することを幅広く医療等データの利活用の目的とし、また、その利用主体の対象範囲については研究機関、製薬企業、医療機器メーカー、行政等も含め幅広く設定すべきとの声。 ・次世代医療基盤法の課題として、医療等データの収集について、医療機関等からの医療情報の提供が任意になっており医療機関等のインセンティブが乏しいことから、悉皆性の高いデータ収集の仕組みとはなっていないとの声。 ・現行制度においては、統一的な審査・監督機関がないことから、医療等データの利活用に関する、利用の適法性や安全性等の判断基準の統一、また、公的データ及び民間データの利用受付、審査及び提供をワンストップで担う一元的な体制の整備を行う必要があるとの指摘。 ・医療等データを確実に結合し、その連結解析を可能とするため、個人識別子の標準化・共通化を行う必要があるとの指摘。 ・国際共同研究など国際連携が不可欠であることを踏まえ、国際整合性の確保や国際連携を見越した医療等データの標準化を進めていくことが必要であるとの指摘。 以上を踏まえ、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化の実現に向けて、医療等データの包括的かつ横断的	
--	--	--	--

	な利活用に関する制度及び運用の整備、情報連携基盤の構築等の具体化に向けた検討を速やかに進めていくため、令和7年6月の規制改革実施計画の「医療等データの包括的かつ横断的な利活用法制等の整備」(Ⅱ3.(1)2)で示した留意事項を引き続き念頭に置きつつ、個人情報保護法によらない医療等分野に特化したデータ利活用に必要となる法制度整備も含め、以下の措置を講ずる。 a 内閣府は、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、医療等データの利活用に関する基本理念や包括的・体系的な制度枠組み及びそれと整合的な情報連携基盤の在り方を含む全体像(グランドデザイン)について、EHDSを参考にしつつ、質が高く効率的な医療提供のためには、医療機関等におけるデータ共有の一次利用を促進するとともに、一次利用のために作成・収集されたデータが二次利用で適切に利活用されるなど、一次利用と二次利用を一体的に設計し、データ利活用の価値還元が循環的に行われる仕組みの構築が必要であるとの指摘や声などを踏まえ、関係府省庁(特に一次利用については、厚生労働省)と連携しつつ、引き続き検討を主導して進め、令和8年夏を目途に結論を得た上で公表する。なお、検討に当たっては、厚生労働省及びデジタル庁は、情報連携基盤の在り方及び医療等関連政策との整合性を図る観点から、主体的に関与するものとする。特に、厚生労働省は、内閣府が主導して進める上記検討の中で、一次利用を中心に内閣府と一体となって整合的に検討するものとする。また、個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行う。 b 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、また、患者等本人からの同意取得原則という入口規制を、プライバシー等の個人の権利利益の適切な保護を前提としつつ、医療等データの利用者の利活用の段階で対応するという出口規制の考え方に転換することを念頭に置くとするれば、利活用し得るデータの対象範囲を予め限定すべきではないとの指摘や、国際的な研究を行うためにもEHDSが対象としているデータの対象範囲を基本とすべきとの指摘、また、本人同意を不要とする二次利用を可能とする利用目的及び利用主体の対象範囲を定めるに当たっては、有効な治療法や医薬品・医療機器等の開発・上市といった医学・医療の発展に寄与するためにも、研究者や製薬企業・医療機器メーカー等が医療等データを利活用する必要性を念頭に置くべきとの声、利活用可能な医療等データの対象範囲が明確	
--	--	--

	化しても、当該データの保有主体からの医療等データの提供が任意になれば結果的にデータは収集されず利活用が進まないとの指摘などを踏まえ、適切な監督及びガバナンスの確保を前提に、本人同意を不要とするデータ及び利用主体の範囲、利用目的、医療等データを保有する民間事業者等の様々な主体に対して一定の強制力や強いインセンティブを持って当該データを収集し利活用できる仕組みの在り方等の具体的な措置内容並びに関係府省庁間の役割分担について検討を進め、令和8年夏を目途に結論を得次第、令和9年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な法令上の措置を講ずる。その検討に当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることのほか、以下の事項に留意するものとする。また、個人情報保護委員会は、上記検討について個人の権利利益の保護の観点から助言等を行う。 ・本人同意を不要とする二次利用を可能とすべき医療等データに関して、EHDSも参考にしつつ、ゲノムデータも含めた対象範囲とするべく、その範囲に次の①から⑭までの項目等を含めるなど、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化の実現に資するデータを幅広く対象とすることを検討する必要があること。 ①公的DBに格納されるデータ ②次世代医療基盤法に基づく認定作成事業者が保有するデータベースに格納されるデータ ③電子カルテデータ ④健康に影響を与える要因に関するデータ（所得、就労、介護、家族情報、公費負担医療、福祉等） ⑤人間の健康に影響を与える病原体に関するデータ ⑥疾患別等のレジストリからのデータ ⑦健康に関する研究対象の集団やその質問調査からのデータ ⑧バイオバンク及び関連データベースからのヘルスデータ ⑨臨床試験、臨床研究及び臨床調査のデータ ⑩治療に関与する医師に関するデータ（経験年数、性別、専門など） ⑪医療機器等を通じて得られた電子ヘルスデータ ⑫ウェルネスアプリケーションからのデータ	
--	--	--

		⑬介護関連データ ⑭ゲノムデータや画像情報等の加工困難なデータ ・本人同意を不要とする二次利用を可能とする医療等データの利用目的の対象範囲に関して、公益性があると判断されたデータの提供等が認められる目的として、EHDSも参考にしつつ、その範囲として次の①から⑥までの目的等を含めるなど、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化の実現に資するものが含まれるよう、その対象範囲を幅広く設定することを検討する必要があること。 ①健康に対する国境を越えた深刻な脅威から国民を保護する活動、公衆衛生監視活動、患者安全を含むヘルスケアの高い質と安全性及び医薬品や医療機器の安全性を確保する活動など、公衆衛生や労働衛生の分野における公共の利益に資する活動 ②医療・介護分野の行政機関等公的機関が行う政策立案 ③統計（医療・介護分野に関連する公的統計など） ④医療・介護分野における教育又は指導 ⑤患者等、医療従事者・介護従事者などのエンドユーザーに利益をもたらすことを目的として、公衆衛生や医療技術評価に貢献する、あるいは医療、医薬品、医療機器等の高い品質と安全性を評価する、医療・介護分野に関連する科学研究 ⑥製品やサービスの開発・イノベーションにつながる医療機器、AIシステム、デジタルヘルスアプリを含むアルゴリズムのトレーニング、テスト、評価 ・本人同意を不要とする二次利用を可能とする医療等データの利用主体の対象範囲に関して、EHDSも参考にしつつ、その範囲として、医療従事者、介護従事者、研究機関、製薬企業、医療機器メーカー、行政機関等を含めるなど、国民の健康増進や、より質の高い医療・ケア、医療の技術革新（医学研究、医薬品開発等）、医療資源の最適配分、社会保障制度の持続性確保（医療費の適正化等）、次の感染症危機への対応力強化の実現に資するものが含まれるよう、その対象範囲を幅広く設定することを検討する必要があること。 ・医療等データを保有する民間事業者等の様々な主体に対し、一定の強制力や強いインセンティブをもって当該医療等データ		
--	--	--	--	--

		を収集し利活用できる仕組みの在り方に関して、診療所等の小規模の機関等を除くことを含め、優先順位を付けつつ、民間事業者等の様々な主体に医療等データの提供を義務付けるなど可能な限り幅広い範囲の医療等データを保有する主体から当該主体が保有する医療等データを収集し利活用できる仕組みとすることを検討する必要があること。 ・ 公的ＤＢと民間事業者等の様々な主体が保有するデータベース（以下「民間ＤＢ」という。）との連結解析を可能とするため、民間事業者等の様々な主体が保有する医療等データにおいても、共通の識別子として被保険者等記号・番号等やマイナンバー等の活用について課題を整理した上で、共通の識別子を付与し、データ連携を可能とする仕組みの整備を行うことを検討する必要があること。 ・ 医療等データの標準化については、患者の診療等の一次利用に役立ち、二次利用にも資する観点から重要であることから、電子カルテ情報共有サービスにおいては、標準交換規格として、海外でも活用されるＨＬ７ＦＨＩＲ（Fast Healthcare Interoperability Resources）に準拠する動きがあるなど、国際整合性が確保された標準化が進められているところ、現在の創薬や医療機器開発についても国際連携が不可欠であることを踏まえ、国際整合性の確保や国際連携を見越した標準化を進めていくことを検討する必要があること。 c 内閣府、デジタル庁及び厚生労働省は、令和５年６月及び令和７年６月の規制改革実施計画等に基づき、また、医療等データの情報連携基盤の構築に関し、利活用の個別システムの部分最適を図るのではなく、一次利用及び二次利用の全体最適の観点から、データガバナンス及び医療等データの情報連携基盤を一体的かつ体系的に構築する必要があるとの指摘、公的ＤＢと民間ＤＢに格納されるデータに、共通の識別子を設定しデータ連携を可能とする仕組みの整備が必要であるとの指摘、質が高く効率的な医療提供のためには医療機関等におけるデータ共有の一次利用を促進するとともに、一次利用のために作成・収集されたデータが二次利用で適切に利活用されるよう、電子カルテデータの標準化を進めていく必要があるとの声などを踏まえ、医療等データの利活用に対する適切な監督及びガバナンスの確保を前提に、a 及びb の医療等データの包括的かつ横断的な利活用に関する所要の制度及び運用の整備に関する検討・結論と整合的な医療等データの情報連携基盤の在り方等の具体的な措置内容	
--	--	---	--

		並びに関係府省庁間の役割分担について、検討を進め、令和８年夏を目途に結論を得次第、a 及び b の検討・措置の状況を踏まえつつ、令和９年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、公的ＤＢの仮名化情報の利用・提供及び連結解析を可能とする際の適切な保護措置及び各公的ＤＢの管理・運用方法も参考にするとともに、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があることのほか、以下の事項に留意するものとする。 ・システムの全体構成について、連結分析可能化が進む公的ＤＢ等も含めた今後の更なる利活用に向けては、民間事業者等の様々な主体が保有するデータベース（患者等本人の健康に影響を与える要因に関するデータ（例えば、所得、就労、介護、家族情報、公費負担医療、福祉等）を格納するデータベースを含む。）等との連結解析が有益であることから、具体的なニーズ及び重要性を踏まえ、正確で効率的なデータ連結を可能とする仕組みや、クラウド環境（クラウド型の情報連携基盤を活用した Visiting 解析環境を含む。以下同じ。）の整備、ＡＰＩ（Application Programming Interface の略称。他システムの情報や機能等を利用することで、アプリケーションの開発やデータの共有・利活用を容易にするための仕組みをいう。）の利用なども含めたシステム構築の検討が必要であること。 ・医療等データの利用・提供を行うに当たっては、それだけで本人の特定が可能となる氏名等の情報を削除するなど、情報の加工基準等を定めたガイドラインの整備を検討する必要があること。 ・クラウド環境での利用を基本とし、差別など本人の不利益となるような不適切利用を防止するため、ログの活用等により利用者のデータの利用状況の監視・監督を行うこと。また、利用する医療等データの記憶媒体を介した提供を可能とするかどうかについては、その必要性や要件を検討し、明確化すること。照合禁止やデータ消去、安全管理措置、不正利用の際の罰則等を求めることに加え、利用者に対する措置要求の義務や、利用者に対する従業者の監督の義務、罰則等を上乗せで設けることを検討する必要があること。 ・データベースに研究者、企業等がリモートアクセス（国が指定する特定の施設に限定せず、研究者等の自宅や研究室等からセキュリティレベルを保ったまま医療等データを格納するシステムにアクセスし、分	
--	--	--	--

		析・集計を行うことができるアクセス方式をいう。)し、一元的で安全であるのみならず迅速かつ円滑に利用・解析を行うことができるクラウド環境の情報連携基盤の構築を検討する必要があること。その際、当該情報連携基盤に求められる機能・要件やその設計等については、医療・介護データ等解析基盤（H I C :Healthcare Intelligence Cloud）との関係性を整理する必要があること。また、情報連携基盤上で操作可能な情報の範囲に解析を補助するデータ（利用者が持ち込むものを含む。）を含むこと、適切な情報セキュリティを確保しつつ解析ソフトウェアの持込みを可能とすること、円滑な利用・提供が可能となるようデータ及び利用者の規模に応じたクラウド環境（高性能計算向け汎用ベクトル・行列演算プロセッサ（GPU : Graphics Processing Unit）、ストレージ等）の整備を行うこと等についても検討する必要があること。 ・データベース間連携の際の医療等データ間の突合手段の整備について、医療等データの分散構造を踏まえ、共通の識別子として被保険者等記号・番号等やマイナンバー等の活用について課題を整理した上で、共通の識別子を付与し、データ連携のためのID整備を行い、データ連携を可能とする仕組みを整備すること。なお、この場合、二次利用を行う者において、特定の個人が識別される可能性の増大の有無を踏まえて、個人の権利利益の保護の観点から必要な措置を検討する必要があること。 ・医療等データの利活用に当たっては、現在の電子カルテ情報共有サービスの対象情報（①キー画像等を含む診療情報提供書、②キー画像等を含む退院時サマリー及び③健康診断結果報告書の文書情報並びに①傷病名情報、②薬剤アレルギー等情報、③その他アレルギー等情報、④感染症情報、⑤検査情報（救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査）よりも、より広い範囲の情報の標準化が求められていること。特にニーズのある情報は、電子カルテ内で医師がテキストで入力している情報であると指摘されているが、そのままでは利活用ができず何らかの処理を行う必要もあり、構造化等の取組が必要になること。加えて、利活用の現場ニーズと、データ整備に要する社会コストを踏まえ、例えば、①診察時のバイタルサイン、②画像診断情報、③診療録のテキストにある臨床情報、④画像・病理レポート、⑤妊娠・出産関連情報、⑥家族情報（既往歴等）といった項目を利用可能とすることについて、医療現	
--	--	---	--

		場の手間・負担と、システム改修に伴う費用を勘案しつつ適切に検討を行うことが必要であること。 ・医療等データの標準化については、患者の診療等の一次利用に役立ち、二次利用にも資する観点から重要であることから、電子カルテ情報共有サービスにおいては、標準交換規格として、海外でも活用されるHL7 FHIRに準拠する動きがあるなど、国際整合性が確保された標準化が進められていることや、現在の創薬や医療機器開発についても国際連携が不可欠であることを踏まえ、国際整合性の確保や国際連携を見越した標準化を進めていく必要があること。 d 内閣府及び厚生労働省は、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、また、データ利活用の審査を公的DBと民間DBそれぞれで行う体制とした場合、双方への申請手続が発生し、円滑なデータ利活用が阻害されることにつながるとの声や、利用の適法性及び安全性等の判断基準を統一することが必要であるとの指摘などを踏まえ、公的DB及び民間DBにおける審査体制及び監督体制の具体的な措置内容並びに関係府省庁間の役割分担について、データ利活用に対する適切な監督及びガバナンスの確保がなされるよう、その審査の適正性及び利用者の利便性の観点を考慮しつつ、EHDSや公的DB等の仮名化情報の利用・提供及び連結解析を可能とする際の審査体制及び監督体制を参考にしつつ、医療等データの利用申請・審査の手順、様式、書類、基準等を含め、公的DB及び民間DBの医療等データの利用申請の受付、利用目的等の審査等を一元的に行う体制等を整備する方向で検討を進め、令和8年夏を目途に結論を得次第、a及びbの検討・措置の状況を踏まえつつ、令和9年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な措置を講ずる。その検討に当たっては、医療等データの利用申請・審査の手順、様式、書類、基準等の統一について今後検討する必要があることのほか、以下の事項に留意するものとする。 ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の適用関係について必要な整理を行った上で、公的DB等の利用申請に対する、その利用目的の公益性の判断、分析手法などの利用方法・手段及び利用する医療等データの範囲の審査については、公平性を担保しつつ、利用者の利便性に配慮する必要があること。また、データ提供の審査においては倫	
--	--	--	--

		理的な観点の審査を行うことを前提に、研究実施機関等における倫理審査を必ずしも求めないことについても検討すること。 ・医療等データの利用・提供に関する審査基準を含む、ガイドラインの整備を検討する必要があること。その際、研究者、企業等が研究等を行うに当たっては、探索・試行的なデータ解析を行うことが通常であることに留意すること。また、医療等データの利用による研究等を基礎とする場合であっても、公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがない限り、特許を受けることを可能とすることについて検討する必要があること。 ・利用申請から利用者が実際にデータの利用を開始し得るまでに要する期間について、研究者、企業等のニーズを踏まえた上で、公的DBにおけるデータ利用申請からデータ利用開始までに要する期間も踏まえつつ、可能な限り短期間での提供が可能となるよう検討する必要があること。 ・一つの研究等に対する個別限定的な契約だけでなく、同一目的（例えば、ある領域の治療薬開発）上の複数の研究（その実施時期が異なるもの）に利用することが同一契約で実施できる包括的な利用契約形態の導入を検討する必要があること。 ・提供申出（変更申出を含む。以下同じ。）に係る手数料（基本利用料（審議や実地監査等に係る費用）、調整業務料（提供するデータの内容の調整事務に係る費用）、データ料（データベースの運用及びデータ抽出に係る費用）及びクラウド環境利用料（クラウド環境の構築及び提供に係る費用））については、提供申出ごとに積算される実費制のほか、事前に手数料の概算を把握できる制度（一定期間ごとに定額で積算される定額制等）の導入を検討する必要があること。 ・審査委員会による審査の結果は定期的に公表するなど、審査の透明性を確保する必要があること。 e 内閣府及び厚生労働省は、医療等データの利活用の成果を患者等本人の診療等に還元することが重要であるとの指摘などを踏まえ、EHDSも参考にしつつ、医療等データの利用者がデータに含まれる個人の健康に関する重大な知見等を発見した場合に、当該個人が知見の通知を求めないときを除き、当該個人に通知を可能とするため、個人の再識別の禁止の例外を設ける方向で検討を進め、令和8年夏を目途に結論を得次第、a及びbの検討・措置の状況を踏まえつつ、令和9年通常国会への法案の提出を目指すことを含め、速やかに必要な措置を講ずる。その	
--	--	--	--

		検討に当たっては、個人の権利利益の保護のため必要かつ適切な措置を講ずる必要があること並びに健康に関する重大な知見の定義、重大な知見に該当するか否かの評価の主体及び方法、本人への通知を行う主体及び方法、本人が通知を求めない意思の確認の主体及び方法等の具体的な制度内容について今後検討する必要があることに留意するものとする。		
4	医師による画像読影等におけるAI活用の促進	我が国において、がんは、昭和56年以降、死因の第1位であり、令和6年には年間約38万人と約4人に1人ががんで亡くなっているほか、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されており、また、人口の高齢化に伴いがんの罹患者は今後も増加していくものと見込まれており、依然として、国民の生命と健康にとって重大な問題であることから、「がん対策推進基本計画」（令和5年3月28日閣議決定）では、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」を全体目標とした上で、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」を3本の柱として、各分野における現状・課題、それらに対する取り組むべき施策及び個別目標が定められ、個別目標の一つとして、がん検診受診率を向上させ、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知。以下「がん検診指針」という。）に基づく全てのがん検診において、受診率60%の到達を目指すこととされた。 令和5年度から令和10年度までの6年を実行期間の目安とする同計画に基づき、厚生労働省は、全ての国民ががん検診を受診しやすい体制の整備に向け、受診者の立場に立ったがん検診を受診する上での利便性の向上など、がん予防のための施策を推進している。 我が国におけるがん検診のうち、市区町村が健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づき、努力義務として行う健康増進事業の一部である住民検診については、がんの死亡率減少を目的として対策型検診として実施することを国が推奨している。国が対策型検診として推奨するに当たって、国立研究開発法人国立がん研究センターが作成したガイドラインで整理された科学的知見に基づき、死亡率減少という利益が、検査の偽陽性や過剰診断等の不利益を上回ることが明らかな検診方法を確認した上で、推奨する検診方法をがん検診指針において示している。がん検診指針では、国が推奨する検診方法として、胃がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エッ	a：令和8年検討開始、令和9年結論 b：令和9年度措置	厚生労働省

	クス線検査（マンモグラフィをいう。以下同じ。）について、がんの見落とし防止を目的として、それぞれ2名以上の医師による読影（以下「二重読影」という。）が必要であることが示されている。 一方で、国が推奨する検診方法として、二重読影が必要であることが示されていることについては、以下の指摘や声などがあり、見直しが求められている。 ・現時点で確認できる資料によると、胸部エックス線検査については平成4年に、胃部エックス線検査については平成10年に、乳房エックス線検査については平成12年にそれぞれ二重読影が必要であることが定められていたが、胸部エックス線検査について、二重読影が必要であることが定められてから30年以上経過しており、近年の読影機器等の技術進歩に合わせて、二重読影が必要とされていることを含め、国が推奨するがん検診の検診方法を見直す必要があるとの指摘。 ・放射線科医については、医師全体の数の約2%（令和元年）に過ぎず、その絶対数が少ない一方、その1名当たりの読影件数は欧米の約3倍にも達しているとの声や指摘もあるなど、読影を専門的に行う医師の絶対数は小さく、また、地域及び診療科における医師偏在の問題や医師の高齢化の問題も深刻化する中、地方公共団体からがん検診事業を受託する団体からは、それらの問題も背景に、読影を行う医師（以下「読影医」という。）の確保に苦慮しており、遠隔地の読影医による読影の活用にも限界があり、より少ない医師で数多くの読影件数に対応しなければならないことから、国が推奨する検診方法として、胃がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査において二重読影が必要とされていることについて、AI（Artificial Intelligence：人工知能）技術の活用を前提とした見直しを求める声。 また、がん検診指針において、胃内視鏡検査の読影方法について「日本消化器がん検診学会によるマニュアル等を参考にすること」が示されており、同マニュアルである「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル2024年度版改訂第2版」（令和6年6月日本消化器がん検診学会編集）では、検診の精度向上及び精度管理を目的としてダブルチェック（検査を担当した医師以外の読影医が胃内視鏡検査結果（生検病理診断結果を含む。）を点検することをいう。以下同じ。）が求められており、この点についても、国が推奨する	
--	---	--

	検診方法として、胃がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査において二重読影が必要とされていることと同様の問題があり、読影医の確保の困難性等から胃内視鏡検査の普及を妨げているとの声がある。 さらに、がん対策推進基本計画では、国は、より効率的・効果的ながん検診の実施を推進する観点から、がん検診指針に基づくがん検診の科学的根拠に基づいた効果検証を進めるとともに、科学的根拠に基づくがん検診の実施に向けた取組により精度管理を向上させつつ、課題を整理し、その対応を検討することとされている。また、個別目標の一つとして、がん検診の精度管理を向上させることとされており、がん対策基本計画の評価指標のうち「がん検診の精度管理等について」の中間アウトカム指標である偽陽性割合は、ベースラインである令和2年度は胃部エックス線：5.9%、胃内視鏡：6.6%、肺：1.5%、乳：6.3%であるのに対し、令和5年度の偽陽性割合は胃（胃部エックス線・胃内視鏡）：5.1%、肺：1.5%、乳：6.0%である。さらに、近年、読影機器の技術進歩等により読影精度が高まっており、また、昨今のAI技術の進展もあり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第23条の2の5に基づく製造販売の承認を受けた、AI技術を活用した医用画像の読影支援を目的としたコンピュータ診断支援プログラム（以下「読影支援AI」という。）の製品も登場しており、こうした読影支援AIなどの読影機器の開発及び活用を推進するためにも、読影支援AIなどの読影機器の高い性能を前提として、国が推奨する検診方法として、胃がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査において二重読影が必要とされていることについては、以下の指摘や声などがあり、見直しが求められている。 ・読影支援AIについては、その性能が近年飛躍的に向上しており、単体性能試験で既に熟練医師と同等以上の感度（がんに罹患している者のうち、要精密検査と判定された者の割合をいう。以下同じ。）を実現しているとの声。 ・がん検診の精度向上及び読影医の負担軽減の観点でその活用が強く求められているが、一方で、国が推奨する検診方法として、胃がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線	
--	---	--

		検査において二重読影が必要とされているが、読影支援ＡＩのような先進技術の活用が必ずしも明確に位置付けられておらず、見直しが必要であるとの声。 ・海外においては、ＡＩがスクリーニングを行い、異常の可能性がある画像のみ医師が診る（以下「自律型ＡＩ」という。）事例がある一方で、我が国においては、現行の医薬品医療機器等法に基づく製造販売の承認制度において、自律型ＡＩによるスクリーニングを想定した枠組みがないことから、自律型ＡＩを用いた読影機器等の製品開発を推進できないとの声。 ・読影支援ＡＩなど、ＡＩを用いた医療機器は、上市後であっても、データを学習することを通じて性能が継続的に向上していく可能性があるという特性、がんの二次予防であるがん検診において、がんの見落としが最も避けるべきことであることなどを踏まえ、読影支援ＡＩなどＡＩを活用した読影機器等による読影精度においては、感度が高いことを優先するべきであるとの声。 ・読影精度の担保が可能となる業務フローを構築するため、読影支援ＡＩをはじめとする技術の活用などの条件に関するエビデンスの集積が重要であるとの指摘。 以上を踏まえ、国が推奨する検診方法として二重読影が必要とされていることについて、現在及び将来のＡＩの技術水準に合わせた規制・制度とすることで、がん検診の精度を向上させつつ、読影医の負担を軽減し、ひいては地域を問わずがん検診体制を持続可能なものとし、国民のがん検診へのアクセスを更に向上させることを実現するため、以下の措置を講ずるものとする。 a 厚生労働省は、がん検診指針において、国が推奨する検診方法として、胃がん検診における胃部エックス線検査、肺がん検診における胸部エックス線検査及び乳がん検診における乳房エックス線検査において二重読影が必要とされていることについて、読影精度を担保しつつ、読影医の業務負担を軽減するため、医師１名の読影でも可能とする方向で見直すことについて検討し、結論を得る。その際、医師１名の読影でも可能とする方向で見直すことについて、次の①及び②の検証に関して実施の可否を含めて検討を行う。 ①診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負うという「人工知能（ＡＩ）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第１７条の規定との関係について」（平成３０年１２月１９日厚生労働省医政局医事課長通知）に基づく考え方や、がんの見落と	
--	--	---	--

		し等の可能性を考慮した上で、医師の読影と同等に腫瘍を検出することができるAI機器（以下「腫瘍検出AI」という。）が開発された際には、その状況を踏まえた上で、腫瘍検出AIが異常陰影ありと判断した場合に、読影医の読影量を減らすことを目的に、必ずしも2名以上の医師による読影を要さない業務フローの実現性の検証（当該腫瘍検出AIに関する現時点の技術水準に照らした実現可能性の有無の調査及びその導入に当たっての課題への対応を含む。） ②現行のがん検診指針における二重読影の効果を明らかにすることを目的に、地方公共団体等が保有するがん検診に関するデータを用い、二重読影における2名以上の医師それぞれの判定結果の不一致率を確認した上で、不一致であった症例のうちその後の精密検査でがんと判明した症例の割合と照合する方法による、二重読影によるがんの見落とし防止の効果に関する検証 b 厚生労働省は、令和7年度から令和9年度にかけて行われる国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の革新的がん医療実用化研究事業「胃がん内視鏡検診でのAI併用が胃がん検出率を上昇させ、ダブルチェックの負担を軽減できるかの検証」の成果について、対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアルに関する学会等の関係者に対し、情報提供を行う。		
5	被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化	近年、厳しい国際競争の中で我が国の創薬力の低下が繰り返し指摘されている。また、令和5年3月時点において、平成28年から令和2年までに欧米で承認された新医薬品のうち我が国で承認されていない医薬品が143品目存在していたなど、ドラッグ・ラグ（欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象のことをいう。以下同じ。）／ドラッグ・ロス（欧米では承認されているが日本では承認されていない医薬品が発生している事象のうち、特に日本での開発に着手されていないものをいう。以下同じ。）の問題が指摘されている。これらの課題解決には、我が国での国際共同治験の実施が重要であるが、令和4年度以降の我が国での国際共同治験の実施数は、令和2年度及び令和3年度に比べて減少傾向である。我が国の創薬力を強化するとともに、ドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスを解消するためには、我が国の創薬研究の実施環境を欧米にそん色ない魅力あるものとし、我が国での国際共同治験の実施を推進していく必要がある。 こうした中、令和6年6月の規制改革実施	a：令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置 b：①令和8年措置、②令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、③（前段）令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置、（後段）令和11年度措置 c：aの措置から5年間継続的に措置 d：令和8年度措置	a～c：厚生労働省 d：内閣府 こども家庭庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省

	計画では、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省（以下「関係府省」という。）は、①我が国において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）が適用される治験、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が適用される臨床研究（以下「臨床研究」という。）、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）等が適用される研究等（以下「生命科学・医学研究等」といい、また、治験、臨床研究及び生命科学・医学研究等を総称して「治験・研究」という。以下同じ。）を行う場合には、海外と異なり、その目的と種類によって適用される法規制が異なっていることなどを背景として、治験・研究の内容によって異なる対応（異なる委員会による審査への対応を含む。）が求められることが大きな負荷となっていることや倫理審査委員会等の審査の質のばらつき等の一因になっているなどの指摘があること、②我が国の治験パフォーマンスは海外に比べ低く、また、治験環境は海外に比べコスト面での違いが大きいとの指摘や、国際共同治験において我が国が選ばれないことがドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスの一因となっているとの指摘があること、③欧米では、一つの治験・研究を複数施設で共同して行う場合、当該治験・研究を行うことの適否その他の治験・研究に関する調査審議について、一括した審査（以下「一括審査」という。）が我が国に比べ普及している一方、我が国では、各制度の下で実施される治験・研究において一括審査を推進しているが、必ずしも十分に普及していないことにより、手続、様式、費用、開催頻度等の異なる審査が求められる結果、企業、研究者等にとって負担が生じているとの指摘があること、④我が国で一括審査が普及しない要因として、治験・研究実施機関にとって他の機関等に設置された委員会に対する審査の質への不安があるとの指摘があることなどを踏まえ、被験者保護及び研究力強化等のための審査の更なる適正化を実現するため、政府横断的に検討し、所要の措置を講ずることとされた。 関係府省は、令和 6 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、これまでに以下の取組を進めており、検討・取組等が一定程度進んでいる。 ・厚生労働省は、治験審査委員会について、諸外国の治験の一括審査の実施状況及び国内の審査体制を考慮し、今後予定されている医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号。以下「GCP 省令」という。）の改正後に開始さ	
--	--	--

		れた国内で実施する多施設共同治験において、治験計画届出数のうち、一括審査として審査された治験の治験計画届出数の割合を80%以上（以下「一括審査の達成目標」という。）とし、遅くとも改正省令施行後8年時点で達成することを目指す旨を令和7年12月25日に示した。 ・文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針に基づく倫理審査委員会について、侵襲を伴う又は介入を行う研究について一括審査を必須化することを盛り込んだ同指針の改正を令和8年中に予定している。 ・厚生労働省及び文部科学省は、それぞれ、令和7年度から、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の公募制度及び文部科学省の競争的研究費制度において、多機関共同研究における治験及び研究（少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究を除く。）に対して一括審査を公募要項上の要件に位置付けた。 一方で、我が国における治験の一括審査の実施率（令和4年から令和6年までに我が国の医療機関が参画した国際共同治験のうち、一括審査が行われた治験数が占める割合をいう。）は1.3%であるとの調査結果があるとともに、特に治験に関しては、我が国において、各実施医療機関に設置された治験審査委員会での審査が行われていることが多く、一括審査が進まない背景として、令和6年6月の規制改革実施計画における上記指摘事項④に加えて、以下の点が課題であるとの声や指摘がある。 ・GCP省令第30条に基づく治験審査委員会による審査は、実施医療機関の長が依頼するが多施設共同治験において一括審査を行うに当たり、一括審査を依頼する治験審査委員会を決定するために複数の実施医療機関の長の間を調整する者が不在であるとの指摘。 ・GCP省令第30条に基づく治験審査委員会による審査のほか、各実施医療機関の長が自らの実施医療機関で治験を実施するかどうかを判断する際にも、自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会を活用している実態があるとの声。 また、厚生労働省は、上記の一括審査の達成目標を定めた上で、治験依頼者が治験審査委員会による審査を依頼することを原則化することなどを含むGCP省令の改正を検討しているものの、その検討に対して、以下の声や指摘がある。 ・一括審査の達成目標に関し、一括審査を義務付けることは、我が国の創薬の国際競争	
--	--	--	--

		力確保のためにも重要であるため、GCP省令改正後に国内で開始される治験については100%とすべきであり、また、改正GCP省令の施行後8年時点で達成するという目標年度については大幅に前倒して達成するべきであるとの声及び指摘。 ・ 治験依頼者が治験審査委員会による審査を依頼することを原則化しても、実施医療機関の長に引き続き審査依頼の権限が残されており、従前どおり、実施医療機関の長が自らの実施医療機関で治験を実施するかどうかを判断するに当たって、自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会を活用する実態が変わらなければ、一括審査が普及しないおそれがあるとの声。 ・ 現行のGCP省令第31条において、治験開始後の治験審査委員会での審査（治験の期間が1年を越える場合には1年に1回以上、当該治験を継続して行うことの適否について治験審査委員会が行う審査をいう。以下「継続審査」という。）についても、治験開始前に審査を行った治験審査委員会の意見を聴かなければならないとされているが、一括審査の普及のためには、GCP省令の改正前に開始した治験の継続審査についても一の治験審査委員会に集約して審査を可能とする必要があるとの声。 さらに、治験の一括審査の普及において重要となる治験審査委員会の質の向上については、以下の点などの声や指摘がある。 ・ GCP省令において治験審査委員会の質を担保するために満たすべき要件を定め、その要件を充足しているかを公表することを規定する必要があるとの声及び指摘。 ・ 質の高い治験審査委員会での一括審査の普及に伴い、一部の治験審査委員会が廃止されることが想定されるため、治験開始前に一括審査を行った治験審査委員会が治験実施中に廃止された場合には、別の治験審査委員会に審査を依頼できることをGCP省令上規定する必要があるとの声。 これらの背景、声や指摘を踏まえ、我が国の創薬研究の実施環境を欧米にそん色ない魅力あるものとし、国際共同治験の実施を推進することにより、我が国の被験者保護及び研究力強化等を実現し、我が国のドラッグ・ラグ／ドラッグ・ロスの解消や創薬力を強化するため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、治験の一括審査を普及させるため、以下の事項を含めGCP省令の改正又はガイダンスの改正の内容について検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 ・ 治験開始前の治験審査委員会の審査について、治験依頼者が審査を依頼する治験審査	
--	--	--	--

		委員会を選定した上で多施設共同治験においては一括審査を依頼することを可能とするとともに、治験依頼者が審査を行う治験審査委員会を選定した場合、各実施医療機関の長が、別途、治験審査委員会に審査依頼を行うことを不可とすること。 ・ G C P 省令第 30 条に基づく治験審査委員会による審査のほか、実施医療機関の長が自らの実施医療機関で治験を実施するかどうかを判断する際にも、自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会を活用している実態を踏まえ、治験審査委員会で審査すべき事項（例えば、倫理的及び科学的な観点からの治験の実施の可否、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守するための審査項目、審査が必要な安全性情報の範囲等）を明確化し、当該事項については、実施医療機関の長が審査することを必ずしも求めないこととすること。 ・ 継続審査を行う治験審査委員会が複数ある場合、一の治験審査委員会に集約して継続審査を行うことを可能とすること。 b 厚生労働省は、治験審査委員会が集約された中でも、各審査委員会において、被験者の権利利益の保護が確保される形で適切に審議されていることが被験者や治験審査委員会を選定する治験依頼者を含む外部から確認できるようにすることで、実施医療機関の長が自らの実施医療機関に設置した治験審査委員会以外の治験審査委員会での審査の質に対する懸念を払拭し、治験の一括審査を普及させるため、以下の措置を講ずる。 ① 治験開始前に各実施医療機関に設置された治験審査委員会による審査を受けた多施設共同治験において、治験実施中に一括審査に変更する手続や、治験開始前に審査を受けた治験審査委員会が廃止された場合に別の治験審査委員会に審査を依頼する手続を明確化した上で、関係団体、実施医療機関等に周知すること。 ② 被験者保護を図りつつ、国際共同治験の実施を推進する観点から、以下の点を含め、質の高い治験審査委員会として満たすべき基準について検討し、結論を得次第、公表する。 ・ 治験依頼者又は自ら治験を実施し、若しくは実施しようとする者と利害関係を有しない者が参加していること。 ・ 申請書類の受付について国際共同治験への対応を前提とした対応となっていること（例えば、書類の電子申請受付が可能であること、英語資料の受入れが可能であること等）。 ・ 問合せ窓口を設置していること。	
--	--	---	--

		・議論の要約を含む議事概要を公表し、実施医療機関等の求めに応じて、審査の議事録を共有する体制であること。 ・全委員の所属及び立場を公開していること。 ・審査費用に関する事項を公開していること。 ・標準審査期間の目標を設定し、公開していること。 ③②の措置を踏まえ、②により設定した各基準項目への対応状況について、各治験審査委員会自ら公表する制度をGCP省令の改正などにより導入することについて検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 その上で、審査の透明性及び治験審査委員会の審査の質などが確保されていることを確認し、第三者による認定や認証等の要否を含め、治験審査委員会の質を担保するための方策の検討を行うため、治験審査委員会の公表内容並びに審査件数及び審査体制等の実態を把握する調査を行い、その結果を公表する。 c 厚生労働省は、aの措置による改正GCP省令の施行後に届出された多施設共同治験について、一括審査の実施割合を毎年度把握し、公表する。また、厚生労働省は、一括審査が行われていない多施設共同治験がある場合には、一括審査が行われなかった原因等を調査分析し、その結果を踏まえ、必要に応じ、一括審査を普及するための所要の措置を講ずる。 d 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、治験審査委員会のほか、臨床研究の実施に当たって審査を行う認定臨床研究審査委員会及び生命科学・医学研究等の実施に当たって審査を行う倫理審査委員会について、被験者保護並びに多施設共同で実施する治験、臨床研究及び生命科学・医学研究等を推進する観点から、以下の点について検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。 ①治験審査委員会、認定臨床研究審査委員会及び倫理審査委員会（以下「各制度の審査委員会」という。）の要件について、bで設定した治験審査委員会の基準を踏まえつつ、各制度の審査委員会で共通して必要な基準を設定すること。 ②治験に付随して生命科学・医学研究等を行う場合、治験については治験審査委員会での審査が、生命科学・医学研究等については倫理審査委員会での審査がそれぞれ必要となるが、当該生命科学・医学研究等についても、それぞれの委員会の要件を満たしていれば、治験と併せて審査を可能とするなど、治験及びそれに付随する生命科	
--	--	---	--

		学・医学研究等を併せて計画した場合の審査を効率的に行うことを可能とすること。		
--	--	--	--	--

(3) 働き方・人への投資

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	1年単位の変形労働時間制における労働日等の特定の在り方	労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4に基づく1年単位の変形労働時間制（以下「1年単位の変形労働時間制」という。）は、事業場において、1か月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲で業務の繁閑に応じた労働時間の効率的な配分等を可能とする制度であり、年単位の計画的な労働時間管理を通じて、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮や休日の確保といった労働者に対する便益も見込まれ、我が国の建設業、運輸業、製造業など幅広い業種で、企業規模にかかわらず導入されており、業種によっては3割を超える労働者に適用されている。 1年単位の変形労働時間制を導入するためには、同条第1項及び労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第12条の4に基づき、使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合（以下「過半数労働組合」という。）、過半数労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）との書面による協定（以下「労使協定」という。）を締結し、1か月を超え1年以内の一定期間（以下「対象期間」という。）を平均し1週間の労働時間を40時間以下の範囲内にすること等の条件を満たした上で当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に届け出ることが必要であり、同法第32条の4第1項第4号に基づき、労使協定において、対象期間における労働日及び当該労働日ごとの労働時間（対象期間を1か月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下「最初の期間」という。）における労働日及び当該労働日ごとの労働時間（以下「労働日等」という。）並びに当該最初の期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間）をあらかじめ特定しなければならないが、同条第2項に基づき、対象期間を1か月以上の期間に区分することとした場合に、最初の期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間を定め、各期間の初日の少なくとも30日前に、過半数労働組合、過半数労働組合がない場合においては過半数代表者の同意を得て、当該期間における労働日等を特定しなければ	令和8年検討開始、早期に結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

		ばならない。 また、厚生労働省は、「労働基準法の一部を改正する法律の施行について」（平成 11 年 1 月 29 日労働省労働基準局長通達。以下「平成 11 年 1 月局長通達」という。）において、「特定された労働日及び労働日ごとの労働時間は変更することができないものである」としているのに加え、「労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の改廃について」（平成 11 年 3 月 31 日労働省労働基準局長通達。以下「平成 11 年 3 月局長通達」という。）において、「1 年単位の変形労働時間制は、使用者が業務の都合によって任意に労働時間を変更することがないことを前提とした制度である」とした上で、労働日等の特定時には予期しない事情が生じた場合に限り、就業規則に、休日を振り替えることができる旨の規定を設けることなどを条件として、休日振替を認めるとしている。 これに対して、民間経済団体、業界団体、企業等からは、1 年単位の変形労働時間制における労働日等の特定の在り方について、以下に掲げる声や指摘がある。 ・ 天候等を 30 日前までに予測した上で労働日等を特定することがそもそも難しく、特定後に急な悪天候や取引先都合による前工程・納期の遅延等の突発的事象が発生した場合であっても、平成 11 年 1 月局長通達及び平成 11 年 3 月局長通達などにおいて、一旦特定した労働日等は原則変更できないとされていることが、1 年単位の変形労働時間制を導入する際の障壁となっているほか、導入した場合においても、突発的事象によって予定した作業を行えなかった際に労働日等の変更ができない結果、時間外労働や休日労働によって補完せざるを得ないこと、時間外労働の上限規制も相まって納期の遅れなどを引き起こす可能性があることから、労働日等の特定の期限を実情に応じて緩和することや、労働日等の事後変更が認められる事由を拡大することを含め、制度の柔軟化が必要であるとの声。 ・ 特に建設業は、他業種と比べて年間の総実労働時間が長く、4 週 8 休（週休 2 日）を確保できていない場合が多い中、猛暑日の増加や積雪等の気候要因によって労働者が安全かつ効率的に働ける日数が減少するなど一律の労働時間削減が困難となっていることから、好天時にはまとまった労働時間を確保しつつ、夏季や冬季には労働者がまとまった休日を確保できる、1 年単位の変形労働時間制の導入促進が労使双方にとって望ましいが、労働日等の特定時には予期できない天候の変動が発生した		
--	--	---	--	--

		際、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（令和8年3月18日厚生労働省）などを踏まえて作業を中止することが望ましい場合でも労働日等の事後変更ができず、同制度の導入や導入後の支障となっているため、柔軟かつ円滑な対応が必要であるとの声。 ・ 労使協定の締結や所轄労働基準監督署長への届出といった、1年単位の変形労働時間制の導入に必要な手続が複雑・煩雑で対応困難であることから、当該手続の簡素化や働き方改革推進支援センター等の関係機関による導入のサポートが必要であるとの声。 ・ 労働基準法第32条の2に基づく1か月単位の変形労働時間制（以下「1か月単位の変形労働時間制」という。）については、解釈上、原則として労働日等の変更はできないものの、石炭鉱山である事業場における番方編成による交替制勤務の際に就業規則に番方転換を行う場合の事由を定め、労働者に事前に明示した上で労働日等を変更することが許容されており、また、裁判例において、業務上やむを得ない必要がある場合に限定的かつ例外的措置として労働日等の変更を許容する余地を示したものがあり、1年単位の変形労働時間制は、1か月単位の変形労働時間制と異なり最低限の休日確保や連続労働日の上限があるなど、1か月単位の変形労働時間制よりも労働者を保護する仕組みになっていることも踏まえれば、1か月単位の変形労働時間制で許容される変更事由は、1年単位の変形労働時間制に準用しても差し支えないと考えられるとの指摘。 ・ 労働日等をあらかじめ特定することが必要な趣旨は、規則正しい日常生活が乱されて健康を害したり、余暇時間や私生活の設計を困難にさせたりする労働者の不利益を最小限にとどめるよう配慮するといった点にあり、一旦特定された労働日等が使用者の恣意によりみだりに変更されることを防止する必要があることから、労働者の予見可能性等を確保するために適切な措置を講ずることが必要であるとの指摘。 一方、労働者保護の観点からは、1年単位の変形労働時間制について、以下の声や指摘も見られる。 ・ 1年単位の変形労働時間制は、法定労働時間の例外を認める制度であり、労働日等の特定を含む必要な各種の要件は、労働者の健康確保や生活時間の設計への配慮のために設けられていることから、要件緩和は行うべきではないとの声。 ・ 1年単位の変形労働時間制について検討す	
--	--	--	--

		る際は、例外を認めるとしても、あくまでも限定的で客観的な条件に基づくものとする必要があり、労働者の予見可能性や健康確保を最優先に考えるべきとの指摘。 以上の声や指摘を踏まえ、心身の健康維持を前提に柔軟で多様な働き方を実現する観点から、1年単位の変形労働時間制について、厚生労働省は、規制改革推進会議での議論や制度運用状況等の実態も踏まえ、予期しなかった事情にも柔軟に対応できるようにすることについて、労働者の予見可能性の確保についても十分留意しつつ、労働政策審議会において検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。		
2	裁量労働制の適用対象業務の在り方	労働基準法（昭和22年法律第49号）第38条の3に定める専門業務型裁量労働制及び同法第38条の4に定める企画業務型裁量労働制は、業務の性質上、業務遂行の手段や時間配分等を大幅に労働者に委ねる業務に従事する労働者を対象とする制度であり、適正な運用が行われれば、労使双方にとってメリットのある働き方の実現が見込まれるものの、厚生労働省「令和7年就労条件総合調査」によると、専門業務型裁量労働制の適用労働者割合は期間を定めずに雇われている労働者全体の約1.1%、企画業務型裁量労働制の適用労働者割合は期間を定めずに雇われている労働者全体の約0.3%となっている。 これに対して、一部の企業や民間経済団体からは、以下に掲げる課題等への対応が必要であるとの声がある。 ・裁量労働制は、令和7年に実施された日本経済団体連合会の「ホワイトカラー労働者の裁量労働制適用ニーズ等に関する調査結果」によると、メリハリを付けて自分のペースで働ける、就労時間が短くても一定額の裁量労働手当等を受け取ることができる、成果に応じた処遇が受けられる可能性があるといった理由により、裁量労働制を適用されていないホワイトカラー労働者のうち約3割が同制度の適用を希望しているとされている一方、「現行の裁量労働制の対象業務に関する解釈について」（令和5年8月2日厚生労働省労働基準局労働条件政策課長及び監督課長連名通達）においては、対象労働者は、対象業務に常態として従事していることが原則であり、企画、立案、調査及び分析の業務とは別に、たとえ非対象業務が短時間であっても、それが予定されている場合は、企画業務型裁量労働制を適用することはできないこととされており、我が国の企業においては、企画業務型裁量労働制の対象業務に従事する労働者に全社横断的なプロジェクト型業務への参加や安全衛生委員会	令和8年検討開始、早期に結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

		への出席といった非対象業務も担当させる場合があることから、対象業務と非対象業務の混在が認められていない企画業務型裁量労働制を適用することが困難であること。 ・規制改革推進に関する答申（令和7年5月）にも示されたとおり、スタートアップにおいては一人の労働者が複数の業務を担当することが一般的であることから、対象業務と非対象業務の混在が認められていない裁量労働制を適用することが困難であるほか、企画業務型裁量労働制を導入する際に必要な労使委員会の設置等が手続負担等の面からスタートアップにおける制度導入の障壁になっていること。 ・特定の顧客向けの商品・サービスの企画、立案、調査及び分析を行った上で、それに基づき開発・提案まで行う業務に対しても裁量労働制を適用するニーズがあるが、現行制度では適用が困難であること。 ・グループ会社等で重複する人事・財務・経営企画などの間接業務を別会社に集約・標準化し、効率化を目指す、いわゆる「シェアードサービス業務」がグループ化を進める企業を中心に活用される中、「シェアードサービス業務」の中でも企画、立案、調査及び分析を行う業務に対しても裁量労働制を適用するニーズがあるが、現行制度では適用が困難であること。 一方、令和元年に実施された厚生労働省の「裁量労働制実態調査」においては、①労働基準法第38条の3第1項第2号に規定する労働時間として算定される時間及び同法第38条の4第1項第3号に規定する労働時間として算定される時間（以下「みなし労働時間」という。）と実際の労働時間の間に、専門業務型裁量労働制の適用労働者では平均して46分、企画業務型裁量労働制の適用労働者では平均して1時間8分の差がそれぞれ見られること、②専門業務型裁量労働制及び企画業務型裁量労働制の適用労働者のそれぞれ約2割が裁量労働制の適用に対する満足度について「不満である」又は「やや不満である」と回答していること、③適用労働者の苦情の内容として「業務量が過大である」「労働時間が長い」「賃金などの処遇が悪い」「人事評価が不適切である」などの点が挙げられていることなどを踏まえ、制度の趣旨に沿っていない運用への懸念については、労働者の健康確保や長時間労働防止、適切な処遇確保等の観点から、制度の濫用防止措置について検討する必要がある。特に、みなし労働時間については、企画業務型裁量労働制指針等において、対象業務の内容並びに対象労働者に適用される賃金・評価制度を考慮して	
--	--	---	--

		適切な水準のものとなるようにし、対象労働者の相応の処遇を確保することが必要とされていることを踏まえ、適切に設定されているかなど、実態を明らかにし、制度の趣旨に沿っていない運用の懸念がある場合には、適切な措置を講じて、未然に防止するべきである。 これに対して、公衆衛生学の観点からは、裁量労働制の運用について、以下の指摘がある。 ・長時間労働や概日リズムの乱れ、心理的に仕事から距離を置けないこと、裁量のない労働者への制度の適用、努力に見合わない報酬や評価等が生じた場合には、健康上のリスクとなりやすい。 ・使用者には、正確な労働時間の管理や裁量に見合うタスクの設定、適切な成果の評価が求められるほか、健康・福祉確保措置として、勤務間インターバル（企画業務型裁量労働制指針等に基づき、終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保することをいう。）、深夜労働（労働基準法第 37 条第 4 項に規定する時刻の間において労働させることをいう。）の回数を 1 か月について一定回数以内とすること、使用者が把握した労働時間が一定時間を超えた場合の制度適用解除、年次有給休暇の連続取得の促進等の予防的措置を講ずることが重要であり、さらに、時間外の連絡方法に関するルールの作成や仕事を与える管理監督者に対する心理的安全性に関する教育の実施、労働者に対する労働時間等の自己管理能力を醸成する教育の実施等も考えられる。 以上の声や指摘などを踏まえ、心身の健康維持と労働者の選択を前提に柔軟で多様な働き方を実現する観点から、厚生労働省は、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に、裁量労働制の対象の在り方について労働政策審議会において見直しの検討を開始し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。		
--	--	---	--	--

（４）スタートアップ・イノベーション促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	無人航空機（ドローン）の社会実装の促進	無人航空機（以下「ドローン」という。）の社会実装及び国産ドローンの輸出を促進する観点から、ドローンの技術の進展に合わせて、民間投資及び技術革新を促進するよう、以下の措置を講ずる。 a 国土交通省は、都市部・地方部を問わず、インフラ点検、測量、災害調査、物資輸送など、幅広い分野で活用が期待されている V T O L（Vertical Take-Off and Landing：垂	a：令和 8 年度結論、結論を得次第速やかに措置 b：①令和 8 年度上期措置、②令和 8 年度措置 c, f：令和 8 年度結論・措置 d：措置済み	a～c：国土交通省 d, e：総務省 f：国土交通省 経済産業省

	直離着陸）型ドローン（回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機のハイブリッド型のドローンをいう。以下同じ。）の無人航空機操縦者技能証明（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 40 第 1 項等に規定するドローンを飛行させるのに必要な知識及び能力を有することを証明する資格であって、同法第 132 条の 85 第 1 項及び第 132 条の 86 第 2 項に基づきレベル 4 飛行（有人地帯における立入管理措置なしの目視外飛行をいう。以下同じ。）で運航するために保有が必要とされる一等無人航空機操縦士の技能証明及びレベル 3.5 飛行（「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成 27 年 11 月 17 日国土交通省航空局長。以下「審査要領」という。）に基づき、飛行経路下に歩行者等がいらない無人地帯であることを無人航空機操縦者技能証明を保有する者（第三者賠償責任保険加入者に限る。）がデジタル技術の活用（機上カメラ等）によって確認することで、従来の補助者の配置等による立入管理措置を代替し、実施する目視外飛行をいう。以下同じ。）で運航するために保有が必要とされる一等無人航空機操縦士又は二等無人航空機操縦士の技能証明をいう。以下同じ。）に関する試験制度において、無人航空機操縦士実地試験実施基準（令和 4 年 10 月 7 日国土交通省航空局安全部無人航空機安全課。以下「実地試験実施基準」という。）では、V T O L 型ドローンについては、回転翼航空機（マルチローター）及び飛行機の実地試験を行わなければならないが、「一等無人航空機操縦士実地試験実施細則飛行機」（令和 5 年 8 月 2 日国土交通省航空局安全部無人航空機安全課。以下「一等実地試験実施細則（飛行機）」という。）及び「二等無人航空機操縦士実地試験実施細則飛行機」（令和 5 年 8 月 2 日国土交通省航空局安全部無人航空機安全課。以下「二等実地試験実施細則（飛行機）」という。）に基づき、基本（航空法第 132 条の 86 第 2 項第 1 号に掲げる昼間飛行かつ同項第 2 号に掲げる目視内飛行の操縦能力を問う試験科目をいう。以下同じ。）に係る実地試験において、手動操縦による滑走路での離発着の技能が求められていることは自動操縦を前提とする V T O L 型ドローンの運航実態と乖離しており、レベル 3.5 飛行等での活用に支障があるとの声を踏まえ、V T O L 型ドローンの社会実装を促進する観点から、V T O L 型ドローンの実地試験について、以下の①及び②を可能とするため、機体の開発状況、安全の確保及び海外主要国の規制・制度の状況も踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置（航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）の改正等を	e：令和 8 年度結論、結論を得次第速やかに措置
--	---	---------------------------------

	含む。)を講ずる。 ①V T O L型ドローンは垂直で離着陸することを踏まえ、滑走路を用いないこと。 ②事業用のV T O L型ドローンは緊急時も含め自動操縦が前提の機体を中心であるとの声があることを踏まえ、手動操縦を不要とすること。 また、国土交通省は、高速で長距離飛行が可能であり、気象環境に影響を受けず、主に物資輸送等（例えば、離島内や離島間の医薬品、食品、日用品等の配送等。以下同じ。）で活用されている飛行機型ドローンの技能証明に関する試験について、実地試験実施基準、一等実地試験実施細則（飛行機）及び二等実地試験実施細則（飛行機）に基づき、基本に係る実地試験において、手動操縦による滑走路での離発着の技能が求められているが、物資輸送等における自動操縦を前提とする運航実態と乖離があるため、レベル3.5飛行等での活用に支障があるとの声があることを踏まえ、飛行機型ドローンの社会実装を促進する観点から、自動操縦が前提である場合には、手動操縦を不要とするため、機体の開発状況、安全の確保及び海外主要国の規制・制度の状況も踏まえて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 b 国土交通省は、レベル3.5飛行が可能な空域やその際に求められる安全措置について、事業者等の予見可能性を高める観点から、以下の①及び②について検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。 ①航空法に基づく許可及び承認を受けてドローンを飛行させる際に必要となる手順等を記載した「無人航空機飛行マニュアル（機上カメラ装置により立入管理措置をとる目視外飛行）－「レベル3.5飛行」等－」（令和5年12月26日国土交通省航空局。以下「マニュアル」という。）の令和7年10月29日の更新によって、やむを得ない場合にはD I D（Densely Inhabited District：人口集中地区）でのレベル3.5飛行が可能である旨が示されたものの、マニュアルの根拠通達である審査要領と表現に差異があることから、審査要領においても、やむを得ない場合にはD I Dでのレベル3.5飛行が可能である旨を記載すること。 ②D I Dでのレベル3.5飛行の運航事例を踏まえ、D I Dにおいても無人地帯を確保する手法について国土交通省ウェブサイトに掲載している「カテゴリーⅡ飛行（レベル3.5飛行）事例集」（令和7年3月国土交通省航空局）に運航事例を追加すること。 c 国土交通省は、航空法第132条の87に規定する第三者が立入り又はそのおそれのあ		
--	--	--	--

	る場合の措置について、第三者を確認した場合に直ちにドローンの飛行停止が求められているなど、かえって運航上のリスクを高めるおそれがあり、レベル3.5飛行等の活用に支障があるとの指摘を踏まえ、例えば、事前に機上カメラ等で第三者を確認でき、飛行したまま第三者を回避することが可能であれば、必ずしもドローンの飛行停止を求めているものではないという解釈が事業者等に幅広く浸透するよう、Q&Aやガイドラインの作成等の必要な措置を講ずる。 d 総務省は、国産ドローンの輸出を見据えた事業者による実証実験のニーズを踏まえ、海外主要国において、レベル4飛行を含むドローンの運航に際し、一般的に使用されている5.8GHz帯について、以下の①及び②の措置を講ずる。 ①電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（令和6年総務省告示第352号）において定められている特定実験試験局（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第7条第5号に規定する実験試験局をいう。）の使用可能地域について、利用拡大を図るため、既存の無線通信システム（同様に5.8GHz帯の周波数が使われているDSRC（Dedicated Short Range Communications：狭域通信）等）との混信を防止しつつ、技術の進展や、事業者等のニーズに応じて、十分な利用可能期間を確保した上で、開設可能な区域の拡充を行うこと。 ②実験試験局（電波法施行規則第4条第1項第22号に規定する無線局をいう。）のうち、5.8GHz帯の免許申請について、審査を迅速化するため、総務省本省の審査を不要とし、各地方総合通信局の審査のみで免許を与えるよう、「電波法関係審査基準」（平成13年総務省訓令第67号）の改正など、必要な措置を講ずること。 e 総務省は、レベル4飛行や、山間部・海上や災害時におけるレベル3.5飛行等のドローンの利活用促進の観点から、広域における通信確保等に資する非静止衛星（無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の23の5に規定する無線設備が通信を行う人工衛星をいう。）とドローンの直接通信の実現に向けた検討を行い、結論を得次第、必要な措置を講ずる。 f 国土交通省及び経済産業省は、ドローンの社会実装及び国産ドローンの国内外での市場拡大を促進する観点から、ドローンの技術の進展に合わせて、民間投資及び技術革新を促進するよう、無人機産業基盤強化検討会の「中間取りまとめ」（令和7年12月24日）	
--	---	--

		も踏まえつつ、a から e までの措置も含め、小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会において、規制所管府省及び事業者等と連携して、必要な規制・制度の見直し等について検討し、結論を得次第、当該結論を踏まえ、「空の産業革命に向けたロードマップ」（令和6年11月15日小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会）を改訂する。		
2	A I 時代に対応する規制・制度改革の在り方	A I をはじめとする新たな技術の進歩と規制・制度改革の速度の乖離が大きいという課題に対する国内外における指摘や対応、規制改革関連制度の運用状況・連携状況、規制改革推進会議等における審議状況などを踏まえ、A I をはじめ急速に進歩する新たな技術等の社会実装を促進するための迅速な規制・制度改革の在り方として、府省庁横断の連携により、A I 分野（A I を利活用する分野を含む。以下同じ。）の規制・制度改革に対応する体制を強化しながら、A I 分野を中心に、以下の措置を講ずる。 a 内閣府、デジタル庁及び内閣官房（デジタル庁行財政改革会議事務局）は、共同し、又は連携して、必要な体制を整備した上で、A I をはじめ急速に進歩する新たな技術等の社会実装を進めていくためには、A I 分野に関する府省庁横断の連携を強化しながら、技術進歩に伴い日々刻々と変化する社会実装に当たっての課題をリアルタイムに把握し課題解決につなげていくことが重要であることから、内閣府が令和8年2月から3月にかけて実施した、A I の社会実装において障害等となる規制・制度についての情報提供の募集で得られた知見もいかし、規制・制度における課題等の迅速な把握を可能とし、規制改革推進会議等における規制・制度改革のより早い検討につながるよう、各規制改革関連制度において規制・制度改革に至らなかった事例も含め、新たな技術等の社会実装に携わる事業者等からの情報を、オンラインやA I を活用して効率的に収集・分析する仕組みの構築を検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。その際、将来的に適切なガバナンスの下での民間における自主規制の形成にも情報を活用できる仕組みとすることも見据えながら、規制改革・行政改革ホットラインや、各規制改革関連制度における取組について統合的に情報発信を行うウェブサイト「規制改革ライブラリー」などの既存の仕組みを効率化するとともに、高度化することも併せて検討する。 b 内閣府は、A I などの新たな技術に関する個別の規制・制度改革の検討の早期化・迅速化につながるよう、規制改革推進会議における議論を踏まえ、各府省庁において規制・制度改革の検討のための調査・実証が必要と	a : 令和8年度以降可能なものから順次措置 b : 令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 c : (前段) 令和8年度以降令和10年度まで継続的に措置（中段）令和8年度以降令和10年度まで継続的に措置（後段）令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 d : 令和8年度上期措置 e : 令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	a : 内閣府 デジタル庁 内閣官房（デジタル庁行財政改革会議事務局） b : 内閣府 c : (前段) 各規制・制度所管府省庁 (中段) 各規制改革関連制度の事務局を担う府省 (後段) 内閣官房（日本成長戦略本部事務局） 経済産業省 d : 各府省庁 e : 内閣府 デジタル庁 内閣官房（デジタル庁行財政改革会議事務局）

		なるにもかかわらず調査・実証のための予算が確保されていない場合に備える仕組みを設けることを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 c 各規制・制度所管府省庁は、「新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」（令和3年6月22日閣議決定。以下「基本的な方針」という。）において、革新的な技術等の実用化を早期に行い革新的な商品・サービスを間断なく創出することや、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づく規制のサンドボックス制度の迅速な実証を可能とするとともに規制改革等を推進すること、同法に基づくグレーゾーン解消制度や新事業特例制度を通じた早期の事業化や規制改革を推進することが明記されているが、実際には、多くの府省における活用実績の低調や長期にわたる手続（事前相談等を含む。）、事前相談等から正式照会・申請や回答・認定に至る割合の低さ、申請書の作成の煩雑さなどが見られるとともに、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定、平成19年6月22日一部改正）に基づくノーアクションレター制度を含め、事前相談の実態が明らかにされていない制度もあることを踏まえ、以下の措置を講ずる。 ・令和6年6月の規制改革実施計画において通知することとされている情報を含め、毎年度5月までに直近の10月から3月まで、毎年度11月までに直近の4月から9月までにおける規制・制度所管府省庁別の事前相談の受付件数・受付年月日、正式な照会又は申請の件数・年月日及び回答又は認定の件数・年月日並びに回答又は認定に至らなかった事例の内容などを事業者等が活用できる各規制改革関連制度の事務局を担う府省に通知する。 ・回答又は認定に至らなかった案件については、事前相談、正式な照会又は申請からそれぞれ一定の期間（例えば、3か月。回答又は認定しないことを判断したものについては、回答又は判断した後1週間。）が経過した案件については、それぞれの受付年月日及びその内容などを事業者等が活用できる各規制改革関連制度の事務局を担う府省に通知する。 各規制改革関連制度の事務局を担う府省は、上記の各規制・制度所管府省庁から通知された情報を内閣府（規制改革推進室）に通知する。内閣府（規制改革推進室）は、各規制改革関連制度の事務局を担う府省から通知された件数・年月日を集計した情報を公表するとともに、規制改革推進会議は、新たな技術等の社会実装に向けた迅速な規制・制度	
--	--	---	--

	改革を強力に推進していく観点から、必要と認める場合、関係府省庁からの聴取の実施その他の必要な措置を講ずる。 また、内閣官房（日本成長戦略本部事務局）及び経済産業省は、ＡＩ分野に関する府省庁横断の連携体制が強化される中で、規制のサンドボックス制度及び新事業特例制度について、基本的な方針において明記されていることや「サンドボックス制度の今後の方向性について」（内閣府新技術等効果評価委員会（令和３年１２月７日））において「今後のサンドボックスの大きな方向性の１つとして、海外では、迅速化の動きが見受けられる」と明記されていることを踏まえ、海外の事例も参考にしながら、ＡＩ分野をはじめとする事前相談及び申請について、必要に応じて経済産業省スタートアップ新市場創出タスクフォースにおける専門家による伴走支援等も活用しつつ、案件に応じて認定プロセス（事前相談を含む。）を迅速化することを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 d 各府省庁は、ＡＩをはじめ急速に進歩する新たな技術等に対応するための規制・制度改革を有識者等による会議で検討するに当たっては、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成１１年４月２７日閣議決定）における「審議会等の運営に関する指針」において「答申期限を設けることとし、審議会等はその期限内に答申を行うよう努める」ことや「全委員の一致した結論をあえて得る必要はなく、例えば複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映された答申とする」こと、「行政府としての最終的な政策決定は内閣又は国務大臣の責任で行う」こととされている趣旨を踏まえ、ＡＩ分野に関する規制・制度改革の検討が数か月程度で行われた先行的な事例も参考にしつつ、新たな技術等の社会実装を促進する観点から、技術等の進歩の速度に対応する検討期限（例えば、１年以内のできる限り短い期間）を事前に設定する。 また、各府省庁は、ＡＩをはじめ急速に進歩する新たな技術等に対応する規制・制度改革を検討する際には、ＡＩ戦略会議・ＡＩ制度研究会「中間とりまとめ」（令和７年２月４日ＡＩ戦略会議・ＡＩ制度研究会）や「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」（令和７年１２月１９日人工知能戦略本部決定）における規制・制度改革に関する考え方など、ＡＩに関する既存の関連指針等の規定の趣旨を踏まえ、例えば、法律制定・改正の場合には、今後の技術の動向や社会実装の状況などに対応しやすい柔軟な更新を前提とする規定とすることや、法	
--	--	--

		令の解釈や運用の明確化などを示すガイドライン等のソフトローを活用・公表することなどにより、技術の進歩に伴う柔軟な更新に対応できる規制・制度の改正に取り組む。 このため、内閣府は、前述のように政府文書において示された規制・制度改革に関する考え方や参考となる規定の事例などを収集し、各府省庁が技術の進歩に伴う柔軟な更新に対応できる規制・制度の改正を検討するに当たって参考となる基礎資料として、各府省庁に展開する。 e 内閣府、デジタル庁及び内閣官房（デジタル行財政改革会議事務局）は、共同し、又は連携して、必要な体制を整備した上で、各規制改革関連制度の事務局を担う府省や各規制・制度所管府省庁と連携し、AI分野の新たな技術等の社会実装に当たって規制・制度改革等に関する課題を抱えながらもどこに問い合わせれば良いか分からない事業者等からの相談・情報提供を、規制改革推進会議や各規制改革関連制度の事務局を担う府省、個別の規制・制度等の所管府省庁などに案内・割振りを迅速かつ適切に行う一元的窓口を設置・運営するとともに、事業者等からの相談・情報提供から規制・制度改革の速やかな実現に至るまで、規制・制度改革の全体の進捗管理を行える仕組みを構築する。		
3	独占禁止法に基づく議決権保有制限の見直し	バイオ、創薬等の戦略分野を含め、事業化、収益化や円滑な資金調達が可能となる規模にスケールアップするまで長期間又は大規模資金を要する分野のスタートアップ等への資金供給に資するようベンチャーキャピタルファンドへの出資の3割程度を占める銀行等（銀行業又は保険業を営む会社をいう。以下同じ。）からの更なる成長資金の供給を拡大するとともに、多様な金融サービスの円滑な提供等を推進する観点から、公正かつ自由な競争を確保しつつ、以下の措置を講ずる。公正取引委員会は、以下の措置を検討するに当たって必要な調査を行う。 a 公正取引委員会は、以下に掲げる指摘及び声を踏まえ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第11条第1項第4号ただし書及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）第17条に基づく議決権保有制限（同法第11条第1項により、銀行業又は保険業を営む会社は、他の国内の会社（同法第10条第3項に規定する他の国内の会社をいう。以下同じ。）の総株主の議決権を5%（保険業を営む会社にあつては10%。以下同じ。）を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならないことをいう。以下同じ。）の例外となる期間	a, d : 令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置 b, c : 令和8年度結論・措置	公正取引委員会

		(現行法上、10 年間)の撤廃及び延長について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・銀行等からの、以下の声を前提とした議決権保有制限の例外となる期間の撤廃又は延長が必要であるとの声。 - 銀行等が当該議決権を取得するに当たって、当該認可を受けることができる旨の確証がないため、存続期間が 10 年を超える投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）の有限責任組合員となる出資を見送らざるを得ない場合があり、独占禁止法に基づく議決権保有制限が銀行等からスタートアップ（例えば、バイオ、創薬等のディープテック・スタートアップ）への長期かつ安定的な資金供給を抑制する要因となっているとの声。 - 銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合であって、当該議決権の行使及び指図を行うことができないときは、出資先や取引先に対して当該議決権を有することを背景とした影響力を行使することはできず、かつ、投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）において、有限責任組合員が議決権行使及び指図権限を有しない旨が明記されていることが一般的であるとの声。 - 自己資本比率規制において、投資事業有限責任組合の有限責任組合員となる出資を含む株式投資は高いリスクウェイトが設定されており、銀行等の健全性維持及び採算性確保の観点から、実質的な総量制限が掛かっており、広範な企業集団の形成は困難であり、銀行等による事業支配や競争阻害のおそれは生じないとの声。 - 10 年という期間の制限は、独占禁止法改正時の一般的な投資事業組合の存続期間に基づき設定されたに過ぎず、可変的なものであるとの声。 ・銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）第 1 条の 3 第 1 項第 3 号では、銀行が投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式に関しては、当該株式に係る議決権の行使及び指図ができないときは、独占禁止法とは異なり、期間の制限なく、当該株式に係る議決権は銀行が保有する議決権には含まれないこととされているが、そ	
--	--	---	--

	の理由は、有限責任組合員はそもそも投資判断に関与できないために有限責任が認められているのであり、名実ともに有限責任組合員たる実質を備えているのであれば、議決権の行使を通じた事業支配力の集中といった問題は生じないことから、議決権保有の期間を制限する必要はなく、また、仮に投資判断に関与する実態を有する有限責任組合員の防止を目的とするのであれば、公正取引委員会が金融庁や経済産業省と連携して、投資事業有限責任組合の運用を是正することが適切な対応であるとの指摘。 b 公正取引委員会は、以下に掲げる指摘及び声を踏まえ、有限責任組合員である銀行等が無限責任組合員から投資事業有限責任組合の組合財産である株式を現物で分配されたことにより、当該株式を発行する会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなる場合（当該分配が銀行等の意思によらない場合に限る。）を、独占禁止法第11条第1項第6号に定める他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合に該当するものとして、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなった日から1年間は公正取引委員会の認可を要することなく議決権保有制限の例外とすることについて検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・近年、米国など海外では運用期間の長期化に伴い、無限責任組合員が、組合員に対して、組合財産である株式を売却することにより得られる金銭を分配するのみならず、株式を現物で分配することができる旨を組合契約等に盛り込む投資事業有限責任組合が増加する傾向にあり、我が国においてもディープテックやアーリーステージ等への投資が増え、投資事業有限責任組合の運用期間が長期化しつつある中で、今後、同様の事例が増加する可能性がある。 ・一方、我が国においては、有限責任組合員である銀行等が無限責任組合員から投資事業有限責任組合の組合財産である株式を現物で分配されたことにより、当該株式を発行する会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなる場合、議決権保有制限に抵触するため、5%を超えた分の株式を売却し、又は独占禁止法第11条第1項ただし書に基づく公正取引委員会の認可を受ける必要がある。 ・この点に関して、銀行から、以下の声を前提に、現物分配についても議決権保有制限の例外事由に追加することが必要であるとの声がある。 - 通常、当該株式は流動性が低く、その売	
--	--	--

		却を急ぐ場合は、銀行及び当該株式の発行企業にとって望ましくない条件でいわゆる投げ売りを行わざるを得ない可能性があり、かつ、銀行が当該株式を取得するに当たって、当該認可を受けることができる旨の確証がないため、無限責任組合員が有限責任組合員への分配を組合財産である株式で行うことができる旨を組合契約等に盛り込む投資事業有限責任組合の有限責任組合員となる出資を見送らざるを得なくなる事態を懸念する声。また、その結果として、独占禁止法に基づく議決権保有制限が銀行からスタートアップ（例えば、バイオ、創薬等のディープテック・スタートアップ）への長期かつ安定的な資金供給を抑制する要因となり得るとの声。 - 当該現物分配は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十一条第一項第六号に規定する他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合を定める規則（平成 14 年公正取引委員会規則第 8 号）第 2 号に掲げる場合（他の国内の会社が発行した議決権を行使することができるいかなる事項についても議決権がないものとされた種類の株式であって、議決権があるものとされることとなる場合が定められているものに係る議決権を取得したことにより、その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が増加した場合（当該会社の議決権を保有する銀行等の意思によらない事象の発生により議決権を取得した場合に限る。）と同様、一時的な保有にとどまる限り、独占禁止法第 11 条の趣旨に照らして問題ないとの判断が適当であると考えられるとの声。 c 公正取引委員会は、以下に掲げる指摘及び声を踏まえ、銀行がフィンテック企業（銀行法施行規則第 17 条の 4 の 3 第 1 号、第 4 号又は第 8 号（同条第 1 号又は第 4 号に掲げる業務に関し必要となる業務を営む者に限る。）に掲げる業務を専ら営む者をいう。）など、一定の銀行業高度化等会社（同条で定める会社をいう。以下同じ。）の議決権をその総株主の議決権の 5 %を超えて有することとなる場合において、以下①及び②に掲げる事項について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ①競争上の問題が発生するおそれが小さいと認められるものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で	
--	--	--	--

		定める会社を定める規則（平成 14 年公正取引委員会規則第 7 号）に定める会社に追加し、他の国内の会社から除くことで議決権保有制限の対象外とすること。 ②競争上の問題が発生するおそれが小さいと認められないものについては、例えば、議決権保有の必要性、事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、株式発行会社の属する市場における競争への影響を審査し、問題がない場合には認可する旨を明らかにするなど、「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（平成 14 年 11 月 12 日公正取引委員会）の見直しを行うこと。 ・銀行や、一定の銀行業高度化等会社であるフィンテック企業からの、フィンテック企業にとって銀行は信用力や顧客基盤の点で資本提携の有力な相手候補であるが、例えば同じプログラムの設計、作成又は販売を行う業務であっても、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）において、同法第 16 条の 2 第 1 項第 11 号に定める従属業務（同条第 2 項第 1 号に規定する従属業務をいう。）又は金融関連業務（同項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。）を営む会社である場合には、他の国内の会社に該当せず、銀行等が当該会社の総株主の議決権を 5 % を超えて取得し、又は保有することとなる場合であっても、独占禁止法第 11 条に基づく公正取引委員会の認可が不要であるのに対し、従属業務又は金融関連業務を営む会社に該当しないフィンテック企業である場合には、当該会社の総株主の議決権を 5 % を超えて取得し、又は保有するときには独占禁止法上、公正取引委員会の認可が必要となるが、銀行等から当該フィンテック企業への迅速かつ円滑な投資を可能とする観点から、一定の銀行業高度化等会社のうち、少なくとも当該フィンテック企業については、独占禁止法第 11 条に基づく公正取引委員会の認可を不要とすべきであるとの声。 ・また、令和 3 年の銀行法改正において、フィンテック企業のように金融業務との関連性が高い会社は、銀行又は銀行グループが営むことが社会的にも合理的であるとの理由から、銀行が当該会社を当該銀行の子会社としようとするときでなければ内閣総理大臣の認可は不要（ただし、届出は必要）とされたことに鑑み、フィンテック企業は金融業務との関連性が高く、銀行が事業会社の総株主の議決権を 5 % を超えて取得し、又は保有する場合に比べ、銀行の事業支配力の増大やフィンテック企業	
--	--	--	--

		が属する市場における競争に影響を与えるおそれは小さいとの声がある一方で、フィンテック企業には役務提供の相手方が特定の金融機関を中心とする場合もあれば、事業会社や消費者を中心とする場合もあるなど、フィンテック企業によって役務提供の相手方は多様であることから、公正取引委員会の認可を不要とするのは競争上の問題が発生するおそれが小さいと考えられる場合に限定すべきとの指摘。 d 公正取引委員会は、以下に掲げる声を踏まえ、銀行等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として議決権を取得し、又は保有する場合において、以下の①又は②に掲げる事項など、独占禁止法第 11 条の規定により銀行等に求められる事務手続の簡素化及び合理化について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ①金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として議決権を取得し、保有する場合には他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の 5 % を超えて有することとなった日から 1 年を超えて当該議決権を保有しようとするときであっても、独占禁止法第 11 条第 2 項に基づく公正取引委員会の認可を不要とすること。 ②「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を見直すこと（同条同項に基づく公正取引委員会の認可を受けた後、その期間が 1 年を超える場合に求められる報告（毎年 12 月末日時点における信託銀行の固有財産として保有する株式に係る議決権と、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として保有する株式に係る議決権を、別個に行使し、かつ、これを担保するための社内体制の整備状況に関する報告をいう。）を不要とすること。） ・独占禁止法第 11 条第 2 項により、銀行等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合（当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図ができる場合を除く。）、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の 5 % を超えて有することとなった日から 1 年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和 28 年公正取引委員会規則第 1 号）第 4 条で定めるところによ	
--	--	--	--

		り、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。 ・一方で、信託銀行からの、以下の声を前提とした、独占禁止法第 11 条の規定により銀行等に求められる事務手続の簡素化及び合理化を求める声。 - 新たに議決権を取得する場合だけでなく、当該他の国内の会社の資本政策（例えば、自己株式の取得）によって議決権の保有割合が変動する場合においても当該議決権の保有割合を算定し、管理する必要がある、それらの事務負担、システム・ルール等の整備が信託銀行にとって重い負担となっているとの声。 - 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号。以下「兼営法」という。）第 2 条第 1 項で準用する信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 28 条の規定等により、信託銀行には善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった義務が課され、当該義務に違反した場合、兼営法第 9 条の規定に基づく業務改善命令等の監督処分の対象となる可能性があることから、顧客のために議決権を行使することが担保されており、信託銀行が事業会社と結び付くことで競争上の問題が発生するおそれは小さいとの声。		
4	銀行法及び保険業法に基づく議決権保有制限の見直し	金融庁は、スタートアップへの資金供給を円滑にする観点から、以下に掲げる指摘及び声を踏まえ、有限責任組合員である銀行等（銀行業又は保険業を営む会社をいう。以下同じ。）が無限責任組合員から投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）の組合財産である株式を現物で分配されたことにより、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）における基準議決権数（銀行法第 16 条の 4 第 1 項又は保険業法第 107 条第 1 項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて議決権を取得し、又は保有することとなる場合（当該分配が銀行等の意思によらない場合に限る。）、1 年間は何らの手続を要することなく、議決権を保有等することができるよう、銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）及び保険業法施行規則（平成 8 年大蔵省令第 5 号）の改正等を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・近年、米国など海外では運用期間の長期化に伴い、無限責任組合員が、組合員に対して、組合財産である株式を売却することにより得られる金銭を分配するのみならず、株式を現物で分配することができる旨を	令和 8 年度結論・措置	金融庁

		投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）等に盛り込む投資事業有限責任組合が増加する傾向にあり、我が国においてもディープテックやアーリーステージ等への投資が増え、投資事業有限責任組合の運用期間が長期化しつつある中で、今後、同様の事例が増加する可能性がある。 - 一方、我が国においては、有限責任組合員である銀行等が無限責任組合員から投資事業有限責任組合の組合財産である株式を現物で分配されたことにより、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有することとなる場合、銀行法第 16 条の 4 第 1 項又は保険業法第 107 条第 1 項に抵触する（以下「業法上の議決権保有制限」という。）ため、基準議決権数を超えた分の株式を売却する必要がある。 - この点に関して、銀行から、以下の声を前提に、現物分配についても、業法上の議決権保有制限の例外事由に追加することが必要であるとの声がある。 - 通常、当該株式は流動性が低く、その売却を急ぐ場合は、銀行及び当該株式の発行企業にとって望ましくない条件でいわゆる投げ売りを行わざるを得ない可能性があるため、無限責任組合員が有限責任組合員への分配を組合財産である株式で行うことができる旨を組合契約等に盛り込む投資事業有限責任組合の有限責任組合員となる出資を見送らざるを得なくなる事態を懸念する声。また、その結果として、業法上の議決権保有制限が銀行からスタートアップ（例えば、バイオ、創薬等のディープテック・スタートアップ）への長期かつ安定的な資金供給を抑制する要因となり得るとの声。 - 当該現物分配は、銀行法施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 4 号に掲げる場合（銀行又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該銀行又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。））と同様、一時的な保有にとどまる限り、銀行経営の健全性を損なうおそれは限定的であるとの声。		
5	会社法の見直し（株式対価 M & A、実質株主確認制度 等）	法務省は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）が企業活動の基盤として適切な制度となるよう、スタートアップを含む様々な企業からのヒアリングの結果及びパブリック・コメントに寄せられた意見等を十分にしん酌するとともに、我が国企業による投資の促進、これら企業の中長期的な価値向上と国際競争力の強化の必要性についても留意しつつ、令	令和 8 年度結論、結論を得次第速やかに措置	法務省

		和6年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画で掲げた会社法改正に係る以下の事項について、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会（以下「会社法制部会」という。）において検討し、令和8年度中に結論を得る。当該結論を得次第、速やかに必要な法案を国会に提出する。 ①「株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し」について、上場会社の株式交付（会社法第2条第32号の2に規定する株式交付をいう。以下同じ。）における株式買取請求権（反対株主（同法第816条の6第2項に規定する反対株主をいう。以下同じ。）が株式交付親会社（同法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付親会社をいう。以下同じ。）に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる権利をいう。以下同じ。）を撤廃すること。 この点については、株式買取請求権には、投資回収の機会の確保のみならず、株式交付の対価が不公正な場合の救済を含むことを前提として、合併等については株式買取請求権を撤廃せず、株式交付についてのみ株式買取請求権を廃止するのであれば、株式交付においては合併等よりも株式買取請求権により買い手側の株主を保護する必要性が低いという説明が必要であるといった意見もあるが、以下の声や指摘、また、これらを前提とした株式買取請求権の撤廃は政策判断として許容されるのではないかとの声にも留意すること。 ・株式交付は、株式交付親会社が株式交付子会社（同法第774条の3第1項第1号に規定する株式交付子会社をいう。以下同じ。）の株主から同社の株式を取得して、株式交付親会社の株式を発行するものであり、実態としては金銭以外の財産の出資（以下「現物出資」という。）による募集株式（同法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の発行と同様であるところ、募集株式の払込金額（同項第2号に規定する払込金額をいう。）が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合（以下「有利発行」という。）、すなわち募集株式の対価が不公正な場合については募集株式を発行した会社の株主に株式買取請求権は認められていないため、実態として募集株式の発行と同様の場面であるといえる株式交付においても、株式買取請求権の撤廃は許容されとの声。 ・株式買取請求権が認められていない有利発行に当たっては、会社法第309条第2項第5号に基づき株主総会の特別決議	
--	--	---	--

		が要求され、また、同法第 210 条に基づき募集株式の発行差止め請求によって株主の権利保護が図られているところ、株式交付に当たっても同法第 309 条第 2 項第 12 号に基づき株式交付計画（同法第 774 条の 2 に規定する株式交付計画をいう。以下同じ。）の承認には株主総会の特別決議が要求され、また、同法第 816 条の 5 に基づく株式交付の差止め請求によって株主の権利保護が図られていることから、反対株主の権利については有利発行同等の保護が行われているとの声。 ・株式交付においては、現物出資と異なり、同法第 207 条に基づき検査役の選任・調査が不要であり、また、取締役等（同法第 213 条第 1 項各号に掲げる者をいう。）が同条第 1 項に規定する義務（以下「不足額填補責任」という。）を負わないが、「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」という。）では、現物出資される財産について、株主総会の特別決議により、同法第 199 条第 1 項第 3 号の価額を定めた場合には検査役の選任・調査を不要とする案が示されているところ、株式交付においても株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法等については株式交付計画に定めた上で、株主総会の特別決議が要求されており、現物出資における検査役の選任・調査に関する規定の見直し後においては、この点が株式買取請求権の撤廃を妨げる事由とはならない、また、取締役等については、善管注意義務が課されることから、不足額填補責任の有無は株式買取請求権の撤廃を否定する理由とはならないとの声。 ・他社の権利義務も承継することとなる合併等と異なり、株式交付子会社の株式を取得して、株式交付親会社の株式を発行するにとどまる株式交付においては、株主保護の在り方として合併等とは異なる整理が可能であり、株式交付において株式買取請求権を撤廃することは許容されとの声。 ・産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 30 条に定める株式を対価とする他の株式会社の株式等の取得に際しての株式の発行等に関する特例では、株式交付親会社に相当する上場会社の反対株主に株式買取請求権が認められていないこと、諸外国においても株式買取請求権を認めない国が大半であること、令	
--	--	---	--

		和元年の会社法改正に向けた法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会においても「株式交付親会社についてのみ株式買取請求権も要求することが提案されているわけなのですけれども、それは過剰規制ではないか」との意見があったとの声や指摘。 ②「株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し」について、子会社（会社法第2条第32号の2に規定する子会社をいう。以下同じ。）の株式の追加取得を対象に加えること。 この点については、会社法第774条の2に基づき作成される株式交付計画に定めていた場合や、総株主の議決権の3分の2など所定の割合まで追加取得する場合に限って、子会社の株式の追加取得を株式交付の対象とした場合、親子関係が創設された後に子会社株式を追加取得する必要性はそれぞれの会社が置かれた状況によって異なるにもかかわらず、依然として制度を利用できる場面が限定されるため、子会社の株式の追加取得を迅速かつ円滑に実施するための制度とはなり得ず、成長戦略の実行を後押しするための環境整備としては不十分であり、子会社の株式の追加取得を一般的に株式交付の対象とする必要があるとの声にも留意すること。 ③「持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けた株式会社と株主との建設的かつ実効的な対話の促進」のうち、実質株主確認制度（株式会社が株主名簿上の株主（以下「名義株主」という。）等に株式の議決権の指図権限等を有する者（以下「実質株主」という。）の情報の提供を請求することができる制度をいう。）について、実効性を担保する観点から、名義株主が実質株主の氏名・名称、住所、連絡先及び議決権を有する株式数などの基本的な情報について、単に事務処理の誤り等の場合を除き、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した場合には、当該実質株主に係る株式について議決権の停止を可能とすること。 この点については、以下の声や指摘にも留意すること。 ・実質株主確認制度の実効性を担保する措置が過料とされた場合、特に海外に所在する実質株主に対しては過料の制裁を執行することが困難であるため、十分な回答が得られない可能性があるとの指摘。 ・実質株主を把握する目的の一つとして、企業と機関投資家等との間における成長投資の正当性等に関する対話の機会を確保し、中長期的な企業価値向上を図	
--	--	--	--

		ることがあるところ、対話の相手方となる機関投資家等と名義株主が一致しないこともあることから、仮に実質株主を的確に把握できない制度となった際には機関投資家等との対話の機会が十分に確保できず、成長戦略を後押しするための環境整備としては不十分なものとなりかねないとの声。 ・建設的な対話の促進という制度の趣旨では、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化することはできず、それを求めるのであれば、株式会社の支配に関する重要な情報の把握などの観点を制度の趣旨に含める必要があるとの意見もあるが、会社法制部会でも実質株主の属性・情報を会社が把握できるようにすることも制度趣旨に含まれるべきとの指摘があるなど、議決権の停止という重い制裁を課すことを正当化する制度趣旨の説明は十分に可能であるとの声。 ・会社法制部会で議論されている名義株主等が提供すべき情報の範囲は、EUにおける範囲と同等のものが想定されており、情報提供の求めに対して協力を得られない株主の議決権の停止を可能としても、国際的に見て株主の権利を過度に制約するものとはならないとの声。また、EUの実務を参照することで、議決権停止に向けた実務を構築することも可能と考えられるとの声。 ・株式会社が実質株主を把握できることは、日本の経済安全保障の確保にも資するとの指摘。 ④「従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し」について、株主総会の決議を要件とせず取締役会の決議のみで従業員等に対する株式の無償交付を可能にすること。 この点については、中間試案及びその補足説明では、無償交付される株式は、福利厚生として広い意味での職務執行の対価といえるものであり、その価値に見合うだけの便益を会社が受けるため、基本的には、従業員等に対する株式の無償交付が有利発行に該当することは想定し難いという考え方を前提として株主総会の決議を要件とせず取締役会の決議のみとする案が一案として示されていること、また、現在の実務で行われている現物出资方式（従業員等に金銭債権を一度付与した上で、当該金銭債権の現物出資を受けて株式を交付する方式をいう。）による従業員等への株式の無償交付においては、他の株主、従業員等との関係で問題となる事例は生じていないとの指摘に留意すること。な	
--	--	---	--

		お、従業員等に対する株式の無償交付を可能とするに当たり、仮に株主総会決議が必要となった場合において、現物出資方式にも株主総会決議が必要とされたときには、上記のとおり現物出資方式において問題となる事例が生じていないにもかかわらず規制を強化することとなり、実務に悪影響を及ぼす強い懸念があるとの指摘にも留意すること。 ⑤「バーチャルオンリー株主総会の活用に向けた環境整備」について、バーチャルオンリー株主総会（場所の定めのない株主総会をいう。以下同じ。）の導入に当たっては定款の定めを不要とすること。 この点について、定款の定めを不要とし、バーチャルオンリー株主総会の導入の負担を軽減することで、地方に居住する株主にとっても株主総会への参加が容易になるとの指摘や、感染症の流行時や大規模災害の発生時にも、定款変更を要することなく直ちにバーチャルオンリー株主総会の開催が可能となり、株主のみならず、株主総会に対応する役職員の負担も軽減されとの声、また、経営陣に都合のよいように議事が進められる懸念については、中間試案ではバーチャルオンリー株主総会に関する通信記録の保存の義務付けや、株主による通信記録の閲覧を可能とする方向で議論が進められていることから、株主の意思確認によらずとも恣意的な議事運営を抑止することは可能であるとの指摘にも留意すること。なお、定款の定めを不要とした際における株主の意思を反映させるための代替手段として、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めた場合には、その行使を想定して株主総会の会場を用意しておくか、その請求があった後に株主総会の会場を急遽用意することを余儀なくされるなど、株式会社にとって重い負担が発生するおそれがあるなど、バーチャルオンリー株主総会の利点が損なわれる懸念があるとの声にも留意すること。		
6	技術基準適合証明等の見直し	a 総務省は、技術基準適合証明（登録証明機関（電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 38 条の 2 の 2 第 1 項に基づき、総務大臣の登録を受けた者をいう。以下同じ。）等が、特定無線設備（同項に規定する特定無線設備をいう。以下同じ。）について、同法第 3 章に定める技術基準に適合していることを証明することをいう。以下同じ。）等の未取得機器を用いた実験等の特例制度（同法第 4 条の 2 第 2 項及び第 3 項等に基づき、実験等に用いる無線設備については、当該無線設備が同法第 3 章に定める技術基準に相当する技術基準に適合するなどの条件を満たす場合は、総務大	a : 令和 8 年度調査・検討、令和 9 年度結論、結論を得次第速やかに措置 b : 令和 8 年度措置 c : 令和 8 年度結論、結論を得次第速やかに措置	総務省

		臣に届出を行った上で、届出の日から 180 日以内に限り、適合表示無線設備（同法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する無線設備をいう。）とみなすことで、技術基準適合証明等が未取得であっても、この期間は免許不要で無線設備を使用することができる制度。以下「特例制度」という。）について、先進的な海外主要国の制度、特例制度の下での届出の実態、事業者のニーズを調査し、携帯電話や気象レーダー等の他の無線設備との混信リスクに配慮しつつ、自動車部品や電気機器等の幅広い分野において新製品の開発を促進し、スタートアップを含む我が国産業の競争力を強化する観点から、以下の事項を含む電波法改正等の検討を行い、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ①長期の期間を要する実験については、特例制度の利用期間内に完了させることが困難であることが多く、最長 2 年の期間が必要との声を踏まえ、事業者が新製品の研究・開発を十分に行えるよう、特例制度の利用期間について十分な期間を確保した上で延長すること。 ②海外主要国で技術基準適合証明等に相当する認証を取得した無線設備について、例えば当該国の認証に関する要件の全部又は一部が同法第 3 章に定める技術基準に相当し、それらが当該無線設備と適合していることを無線従事者（同法第 2 条第 1 項第 6 号に規定するものをいう。）が確認できる場合等は、届出不要又は届出手続の負担軽減等を可能とすること。 また、総務省は、技術基準適合証明等の取得手続について、申請までの準備も含めると、時間及び費用を要するため、アジャイル型の研究・開発を行うスタートアップをはじめとする事業者にとっては負担が大きいとの指摘を踏まえ、事業者及び登録証明機関等の協力を得つつ、技術基準適合証明等の取得に際する申請期間及び費用を合理化する方策について検討を行い、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 b 総務省は、特例制度施行後、一定期間が経過し、事例が蓄積されていることを踏まえ、例えば同一の無線設備が異なる季節の下でも期待する機能を発揮できるかどうかを確認するため、特例制度を通年で二度利用することなどは、同法第 4 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する実験、試験又は調査の目的が同一ではない場合に該当するなどの例示等を総務省ウェブサイト等で公表する。 c 総務省は、無線設備の小型化・多様化が進む中、技適マーク（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）第 20 条第 1 項等に規定する様式	
--	--	--	--

		第7号等による表示をいう。以下同じ。)等の印字面積を確保できず、印字欠陥が増加するとの事業者の懸念を踏まえ、消費者の視認性の確保を前提としつつ、コスト削減等により我が国の競争力を強化する観点から、以下の事項について検討を行い、結論を得次第、可能なものから速やかに必要な措置を講ずる。 ①技適マークについて、特定無線設備への直接の表示が困難又は不合理である場合、以下の表示方法を認めること。 (i) 書面に限らず、ウェブサイトやアプリケーション上での掲載も含めた取扱説明書のみへの表示 (ii) 技適マークにおけるロゴ(同規則第20条第1項等に規定する様式第7号等による様式をいう。)のみを特定無線設備に表示し、工事設計認証番号(同規則第17条第4項第4号に規定するものをいう。)等は取扱説明書に表示 (iii) 二次元コードでの表示 ②技適マークについて、特定無線設備への直接の表示が困難又は不合理である場合における「困難又は不合理」の解釈について、例えば、当該特定無線設備が非常に小型である場合、凹凸がある場合、意匠上の理由により表示が難しい場合等を含める形で総務省ウェブサイトのQ&Aを改訂するとともに、登録証明機関等に周知をすること。加えて、高周波利用設備(同法第100条第1項第1号及び第2号等に規定する設備をいう。)における型式指定マーク(電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第46条の4第2項に規定する別表第7号による様式の表示をいう。)についても、表示することが困難又は不合理である場合は、当該設備又は設備が組み込まれた機器に付属する文書に付すことを可能とし、併せてどのような設備が、表示を付すことが困難又は不合理に該当するのか、解釈を明確化し、総務省ウェブサイト等で公表すること。 なお、これらを検討する際には、特定無線設備への直接の表示が困難又は不合理である場合に限定せず、技適マークを一般的に①(i)～(iii)の方法により表示可能とすることも含めて検討すること。		
7	ワイヤレス電力伝送システムの見直し	総務省は、他の無線システムとの共用及び人体への安全性に配慮しつつ、空間伝送型WPTシステムの社会実装を促進する観点から、5.7GHz帯空間伝送型WPTシステムにおける以下の各事項を含む技術的条件の審議を行うための作業班を情報通信審議会に設置し、その審議結果も踏まえて電波法施行規則・告示等の改正を含む技術基準を検討	令和8年度内を目途にできる限り早期に結論、結論を得次第速やかに措置	総務省

		し、令和8年度内を目途にできる限り早期に結論を得次第、速やかに必要な措置を行う。 ①利用環境について、運用調整（「空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの運用調整に関する基本的な在り方（令和3年5月空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの運用調整に関する検討会）」に示されている空間伝送型WPTシステムの免許申請者その他の事業者等との間の混信防止等のための情報共有・調整の仕組みをいう。以下同じ。）等によって他の無線システムへの干渉を防止することを前提に、構内における屋外（屋内の条件を満たさない空間をいう。）の管理環境での利用を可能とすること。 ②空中線設置方法の要件について、アンテナの設置の自由度を高め、給電のユースケースを拡充する観点から、運用調整によって他の無線システムへの干渉を防止することを前提に、一律の義務付けを廃止すること。 ③キャリアセンスについて、送電効率の向上及びコスト削減の観点から、送電が構外（構内以外の環境をいう。）の他の事業者等の無線LANに影響を与えないことが明らかな場合、不要とすること。 なお、いずれの検討に際しても、干渉防止のために必要な最小限の措置となるよう、かつ、今後の海外の動向、国際的な技術開発・標準化の動向や社会実装の状況などに対応しやすい柔軟な更新を前提とする規定となるよう留意しつつ、検討を行う。		
--	--	--	--	--

（５）GX・サステナビリティ

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	蓄電池の導入促進に向けた消防法令における取扱いの明確化	消防庁は、エネルギー安全保障の確保及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、蓄電池の導入を促進する観点から、リチウムイオン蓄電池及び電気配線等から構成される設備（以下「蓄電池設備」という。）が危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定するものをいう。）に該当する電解液を同法第9条の4第1項に規定する指定数量以上収納する場合には、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第19条第1項において準用する同令第9条第1項第2号又は危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第28条の60の4第5項第1号に基づき、当該設備の周囲に一定以上の幅が保有された空地（以下「保有空地」という。）を確保することが義務付けられていることについて、蓄電池設備とこれに付帯する変圧器等を一体の設備とみなすことを可能とすることが安全かつ合	措置済み	消防庁

		理的であることから、屋外に設置される蓄電池設備とこれに付帯する変圧器等の間の保有空地を不要とすることが可能であることを各都道府県及び各消防本部に周知する。		
2	次世代型太陽電池の普及促進	ペロブスカイト太陽電池をはじめとした次世代型太陽電池は、軽量・柔軟等の特徴を有し、これまで荷重の観点から設置困難であった屋根や建物の壁面等への設置に加え、我が国が競争力を有する可能性があるものとして期待される中、多様な設置形態に対して、現行の規制・制度が次世代型太陽電池の導入促進の妨げとなるおそれがあることを踏まえ、次世代型太陽電池の普及促進のため、以下の措置を講ずる。 a 消防庁は、自動車工場やガソリンスタンド等の危険物を取り扱う施設（消防法（昭和23年法律第186号）第10条に定める製造所、貯蔵所及び取扱所をいう。以下「危険物施設」という。）に太陽光発電設備を設置する場合、爆発以外の火災に関するリスクへの対策として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等が策定した「フレキシブル太陽電池を利用した太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2026年版」（令和8年3月18日）において、「危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン」（平成27年6月8日消防庁危険物保安室長。以下「危険物施設ガイドライン」という。）を参考とすることとされており、危険物施設ガイドラインにおいては、他の施設で発生した火災の影響を防ぐとともに、危険物施設内で発生した火災の延焼拡大を防ぐことができるよう、「太陽電池モジュールは、カバーガラスに電極、太陽電池セルを充填剤で封止し、裏面フィルム又は合わせガラスで挟み込んだ構造で、結晶系、薄膜系、CIS系のものとする。」と規定されているが、仮にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を危険物施設ガイドラインに従ってカバーガラスで挟み込んだ場合、軽量・柔軟等の特徴を損ない、建物の屋根や壁面等への導入が困難になるとの声があることなどを踏まえ、危険物施設において安全を確保した上でフィルム型ペロブスカイト太陽電池の導入を促進するため、危険物施設にフィルム型ペロブスカイト太陽電池を設置する際に留意すべき、爆発以外の火災に関する安全対策について、フィルム型ペロブスカイト太陽電池の軽量・柔軟等の特徴を損なわないよう留意しつつ、検討し、結論を得次第、危険物施設ガイドライン等において明確化する。 b 経済産業省は、工場立地法（昭和34年法律第24号）において、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、一定規模以上の工場に対して敷地面積の25%以上を	a～d：令和8年度措置	a：消防庁 b, d：経済産業省 c：国土交通省

	環境施設（緑地及びこれに類する施設（太陽光発電施設等）で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものとして工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第 1 号）第 4 条に規定するものをいう。）として整備することが義務付けられ、環境施設の面積（以下「環境施設面積」という。）の測定方法については、「工場立地法運用例規集」（平成 29 年 4 月 1 日施行）及び「工場立地法 F A Q 集（第 3.0 版）」（令和 6 年（2024 年）4 月経済産業省地域産業基盤整備課）に示されており、太陽光発電施設については、上方から対象物を見た水平面の面積である水平投影面積を測定すること、また、設置状況により水平投影法では面積が算出できない場合、緑化する部分の水平延長に 1.0m を乗じた面積を測定する壁面緑地の考え方に基づく面積の測定方法を準用することも一案であるとされているが、軽量・柔軟等の特徴を有するペロブスカイト太陽電池をはじめとする次世代型太陽電池は、シリコン太陽電池の設置が困難であった窓面、壁面等への導入拡大が見込まれるものの、窓面、壁面等に設置された太陽光発電施設を設置した場合には、壁面緑地と同様に、設置箇所の水平延長に 1.0m を乗じた面積を算入する運用となり、実際の設置規模や環境負荷低減効果が十分に反映した評価がなされていない可能性があり、窓面、壁面等への太陽光発電施設の導入を検討する事業者から、次世代型太陽電池の特徴等を考慮した環境施設面積の測定方法を求める声があることなどを踏まえ、工場立地法の法目的は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われることであり、そのため工場に設置を求める太陽光発電施設等の環境施設が、周辺住民に与える違和感等も含めて周辺地域との調和を保つために整備することを前提に、次世代型太陽電池を含む太陽光発電施設の面積について、一定規模以上の工場における次世代型太陽電池を導入する観点から、壁面等に設置される環境施設面積は、壁面等を正面から見た面積である鉛直投影面積として測定するなど、次世代型太陽電池の特徴等を考慮した測定方法について検討し、産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会等で審議の上、結論を得次第、工場立地法運用例規集や工場立地法 F A Q 集等において明確化するとともに周知する。 c 国土交通省は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項において同法第 20 条など建築物に適用される規定を工作物に準用することとされており、その対象となる工作物（以下「準用工作物」という。）は建	
--	---	--

		建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条第 1 項に指定されているが、電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する、太陽電池発電設備に該当する電気工作物は、「建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件」（平成 23 年国土交通省告示第 1002 号）において、準用工作物としては扱わないこととされていることから、建築基準法の適用対象とはならないが、建築物の部分として設置するものではない太陽電池に対するこの考え方を踏まえ、屋根、外壁、窓等建築物の部分として建材一体型太陽電池を設置する場合も同様に建築基準法の適用対象にならないのではないかと誤解が生じていることなどを踏まえ、建材一体型太陽電池が屋根、外壁、窓等の建築物の部分として建築物に設置する場合に関しては、建築基準法の適用を受けることを通知等により明確化する。 d 経済産業省は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和 3 年経済産業省令第 29 号。以下「発電用太陽電池設備技術基準省令」という。）に定める技術的要件の一つである太陽電池の設計用荷重を算出するに当たり、その算出方法の一つとして、同省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容を具体的に示した「発電用太陽電池設備に関する技術基準の解釈」（令和 3 年 3 月 31 日経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官）第 3 条において、日本産業規格 JIS C 8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」が示されているが、建材一体型太陽電池は同規格の適用対象から除外されていることなどから、設計用荷重の算出方法が明確ではないとの声があることなどを踏まえ、発電用太陽電池設備技術基準省令第 3 条及び第 4 条の規定のうち、「設置環境下において想定される各種荷重に対し安定であること」の例示として、建築基準法上の基準にのっとりた計算により構造耐力上安全であることを同解釈において記載するなど、関係法令の適用関係を整理した上で、建材一体型太陽電池の設計用荷重算出方法を法令等により明確化する。		
3	太陽光発電設備の使用前自己確認の見直し	太陽光発電設備は、事業用電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 2 項に規定するものをいう。）に該当し、その使用を開始しようとするときに設置者自らが当該設備の安全性を確認すること（同法第 51 条の 2 第 1 項に定めるものをいう。以下「使用前自己確認」という。）が求められているところ、使用前自己確認は、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 76 条に基づき、同法第 39 条第 1 項に基づく	a～c：令和 8 年検討開始、令和 8 年度措置	経済産業省

	技術基準への適合性を十分に確認し得る方法で行うものとされている。 令和 5 年 3 月の電気事業法施行規則の改正により、出力が 10kW 以上 50kW 未満の太陽電池発電設備については、新たに小規模事業用電気工作物（同法第 38 条第 3 項に規定するものをいう。以下同じ。）と区分され、太陽電池発電設備の使用前自己確認の対象出力範囲は、10kW 以上の設備に拡大された。 使用前自己確認の具体的な方法については、「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」（平成 28 年 6 月 17 日経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官通知。以下「使用前自己確認の解釈」という。）に定められており、小規模事業用電気工作物に区分される太陽電池発電設備については、当該設備に使用される機器が一般社団法人電気安全環境研究所（J E T : Japan Electrical Safety & Environment Technology Laboratories）による認証を受けている場合等には、負荷遮断試験の試験項目を省略することが可能とされている。しかし、50kW 以上の高圧太陽電池発電設備においては、負荷遮断試験が必須とされており、設備の出力等条件が小規模事業用電気工作物と同程度であり、変圧器の低圧電路と接続された低圧の太陽光発電設備であっても、構内（需要場所内で電気設備が設置される範囲）の受電電圧が高圧の場合には、自家用電気工作物（電気事業法第 38 条第 4 項に規定するものをいう。）に区分され、その設備の逆変換装置（発電された電気を変換する装置）が当該認証を受けている場合等であっても、当該認証の範囲で負荷遮断試験を省略することができず、一部の事業者から、低圧の発電設備であるにもかかわらず、50kW 以上の高圧設備と同水準の試験を求められることから、設備規模や実際のリスクに比して過度な保安規制となっているとの声がある。 また、使用前自己確認の解釈では、使用前自己確認において実施すべき負荷試験について、「J E C（Japanese Electrotechnical Committee: 電気学会電気規格調査会）に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置については、現地での負荷試験は省略できるものとする。」とされているが、使用前自己確認の届出の確認を行う産業保安監督部によっては、現地での負荷試験における確認項目（異常な温度上昇、異常振動、異音等の有無、高調波（電気の波形の歪み）のうち、全項目の省略を認めるケースと一部項目（異常な温度上昇の有無）のみの省略を認めるケースが存在し、その運用に差異が生じている。 加えて、使用前自己確認を行った場合、電	
--	---	--

	気事業法第 51 条の 2 第 3 項に基づき、当該確認の結果を経済産業大臣に届け出なければならないとされ、当該届出は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）上の届出行為に該当すると解されるが、産業保安監督部では、届出の内容に不備が多いなどの実態を踏まえ、運用上、届出の内容についてメールによる事前の確認を行っている。これにより、手続に相当程度の時間を要することなどから、一部の事業者からは、行政手続法上の届出ではなく実質的に申請と同等であるとの声がある。また、電気主任技術者の中には、太陽光発電設備の使用開始に当たり、当該届出が受理されていないれば使用開始してはならないと誤認している例があり、その結果、当該設備の稼働が遅延するケースがあるとの声がある。 こうした状況を踏まえ、太陽光発電設備の導入を促進する観点から、太陽光発電設備の使用前自己確認について、合理的な根拠に基づき事業者が理解しやすい制度に再設計するとともに、同制度の目的を踏まえた適切な運用を行う必要があるため、以下の措置を講ずる。 a 経済産業省は、小規模事業用電気工作物に区分される太陽電池発電設備に係る使用前自己確認に際して、当該設備に使用される機器が一般社団法人電気安全環境研究所による認証を受けており、設備の出力等条件が小規模事業用電気工作物と同等かつ、変圧器の低圧電路と接続された低圧の太陽光発電設備である場合は、構内の受電電圧の区分にかかわらず、負荷遮断試験の実施目的と対象設備のリスク特性に照らし、合理性・実効性の観点から、当該試験の項目を省略することを可能とする運用を検討し、結論を得次第、速やかに使用前自己確認の解釈等において試験項目の省略要件を明確化する。 b 経済産業省は、使用前自己確認における J E C に基づく温度上昇試験を実施したことを確認できた逆変換装置の負荷試験に際し、産業保安監督部により、現地での負荷試験における確認項目の省略項目について運用に差異が生じていることを踏まえ、各産業保安監督部による運用が統一化されるよう、負荷試験の実施目的等を考慮しつつ、安全性が確保されることを前提に負荷試験の省略の在り方を検討し、結論を得次第、速やかに使用前自己確認の解釈等において明確化する。 c 経済産業省は、使用前自己確認結果の届出について、一部の事業者から、行政手続法に基づく届出ではなく実質的に申請と同等であるとの声があることや、電気主任技術者の中には、太陽光発電設備の使用開始に当た	
--	---	--

		り、当該届出書が受理されていなければ使用開始してはならないと誤認している例があることから、事業者のニーズを踏まえつつ産業保安監督部において法令の規定や制度趣旨に沿った運用が行われているかを確認し、事業者にとって過度な負担にならず、産業保安監督部の間で運用に差異が生じないよう、適切な運用が行われていない場合にはそれを是正した上で、今後、同様のことが生じないためのフォローアップの仕組みの構築や電気主任技術者への周知も含めて検討し、結論を得次第、速やかに措置する。		
4	家電製品の再生材活用・リサイクルの促進	我が国では、「第五次循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月2日閣議決定）において、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置付け、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、特定家庭用機器（同法第2条第4項及び特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定するものをいう。）である家電製品4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、小売業者による引取り並びに製造業者及び輸入業者による再商品化等（リサイクル）が義務付けられることで、使用済家電製品から有用な資源が継続的かつ安定的に回収され、その資源が再生材として再び製品に活用されるという資源循環の取組が進められている。 また、「循環経済行動計画」（令和8年4月21日循環経済に関する関係閣僚会議決定）において、一次資源のみならず、二次資源の獲得競争の時代に突入しており、我が国基幹産業が必要とする質と量の再生材を安定供給するための「再生資源供給サプライチェーンの強靱化」の実現が急務とされている。そのうち「再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備」の施策に関して、再生材の需要創出の促進の観点から、令和8年4月に資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）が改正され、家電製品4品目については、家電リサイクル法による回収体制の整備が進められていること等を理由に、資源有効利用促進法第23条及び第24条に基づき、製造業者等に対し、再生プラスチックの利用量、利用率を向上させるための目標等について利用計画の策定を行い、計画の実施状況に関して定期報告を行うよう求めている。 一方、食品に接触する器具又は容器包装に合成樹脂を使用する場合には、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）別表第1（以下「ポジティブリスト」と	措置済み	消費者庁

	いう。)に掲載された物質についてのみ使用を認める器具・容器包装ポジティブリスト制度(以下「ポジティブリスト制度」という。)が運用されており、人の健康を損なうおそれがないよう、製造業者等は、器具又は容器包装について、食品に接触する部位に合成樹脂を用いる場合、ポジティブリストに掲載された物質のみが使用されていることを確認する必要がある。 家電4品目のうち冷蔵庫及び冷凍庫については、その構造上、食品に接触する部位が存在するが、家電リサイクル法に基づき回収する、使用済家電製品からの回収材料(廃棄物として処分されるはずの材料又はエネルギー回収の目的に供されるはずの材料ではあるが、代わってリサイクル又は製造工程のために、新規の原料に替わる原料として収集及び回収される材料をいう。以下同じ。)には、現行の仕組みでは、一般的に、ポジティブリストに掲載された物質以外が使用されている製品の部位も混在していることから、当該部位にポジティブリストに掲載された物質のみが使用されている再生材を使用することが困難であり、使用済家電製品等からの回収材料を冷蔵庫及び冷凍庫に利用する際には、通常の使用の範囲において食品に接触するおそれがないことを理由としてポジティブリスト制度の対象外となる部位を中心に利用せざるを得ない状況にあるとの声がある。 また、こうした状況の中で再生材が使用可能な範囲を明確化するため、「器具及び容器包装のポジティブリスト制度に関するQ&A」(令和7年12月26日消費者庁食品衛生基準審査課事務連絡別添2。以下「Q&A」という。)において、器具及び容器包装のうち、通常の使用の範囲において食品が接触するおそれがない部位はポジティブリスト制度の対象外であると整理されているが、当該部位の箇所が不明確であり、食品に接触する部位を有する冷蔵庫及び冷凍庫では、その設計及び製造において再生材の利用が限定的になるとの声がある。 消費者庁は、こうした状況を踏まえ、資源有効利用促進法において再生プラスチックの利用計画の策定・報告が求められ、当該取組は循環経済行動計画において再生材の需要創出が促進されるものとして位置付けられ、さらに、同計画において、再生プラスチックの利用計画の策定・報告における取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討することとされており、プラスチックの原料となる石油の輸入依存度が高い中で、再生材の活用により	
--	--	--

		安定的な供給を進める観点から、人の健康を損なうおそれがないことを前提とした上で、ポジティブリスト制度の対象外となる部位の不明確さに起因して冷蔵庫及び冷凍庫における再生材の利用が過度に限定的とならないよう、冷蔵庫及び冷凍庫の各部位の構造、想定される使用方法等を踏まえ、冷蔵庫及び冷凍庫内で通常の使用の範囲において食品に接触するおそれがないものとしてポジティブリスト制度の対象外となる部位の整理を行い、その結果を踏まえてQ & Aを改正し、冷蔵庫及び冷凍庫内の天井やドアポケットなど具体的な部位の例や判断の考え方を示すことにより、ポジティブリスト制度の対象外となる部位について明確化する。		
--	--	---	--	--

(6) デジタル・A I

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	弁護士法におけるA I活用の更なる明確化	法務省は、令和5年6月の規制改革実施計画に基づく「A I等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」（令和5年8月法務省大臣官房司法法制部）の公表後も、依然として、企業の法務部門（名称が「法務部」であるかどうかにかかわらず、契約書審査、法律相談、法務デューデリジェンス、訴訟対応、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、個人情報保護等に関する業務を担当する部署のほか、事業部門内で法務関連業務を担う場合の当該担当も含む。）においては、ビジネスのグローバル化、イノベーションの加速、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの強化等に伴い業務（契約書審査、法律相談、訴訟対応、企業内向け法務研修、M & A等におけるデューデリジェンス、海外当局による規制に関する調査等に関する業務を含む。以下同じ。）が増大するとともに、高度化し、かつ、複雑化する一方、生産年齢人口の減少、大学法学部卒業者数の減少等を背景とした、当該業務を適確に遂行できる人材の不足が深刻化するなどの状況に対応する必要があることなどを踏まえ、A I等を用いたリーガルテック（以下「A Iリーガルテック」という。）の活用の推進を通じて、企業の競争力強化及びイノベーション創出を図る観点から、法秩序の維持・向上を図りつつ、A I等を用いた契約書等関連業務支援サービス（生成A Iを含むA I等を用いて契約書等（契約書、覚書、約款その他名称を問わず、契約等の法律行為等の内容が記載された文書又はそれらの内容が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成・審査・管理業務を一部自動化することにより支援するサービスをいう。以下同じ。）の提供等に関する	令和8年検討開始、令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置	法務省

		規制・制度の在り方について、今後の利用者のニーズ及び技術水準の向上も見据えつつ、利用者目線で検討し、結論を得次第、速やかに明確化するとともに見直す。具体的には、今後の利用者のニーズの変化や、近年は、マルチモーダル化（画像、音声、言語など複数の情報を統合して処理することをいう。）や自律的に業務を実行できる「A I エージェント」が急速に普及し、生成 A I の精度が一層高まる可能性があるなどの技術水準の向上に伴う、より多様で有益なサービスの実現も想定した上で、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 72 条の立法趣旨（最高裁判所昭和 46 年 7 月 14 日大法廷判決で示されたものをいう。）も念頭に置き、A I ガバナンスの視点も入れるとともに、海外主要国における規制・制度や A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供の状況も比較検討しつつ、利用者目線で、同条の解釈等について、A I リーガルテックを活用したサービス（A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービスを含む。以下「A I リーガルテック活用サービス」という。）の提供者間における自主的な規制の在り方や新法の制定も含め、A I 等を用いた契約書等関連業務支援サービス（契約書等の自動修正を可能とするサービスを含む。）を提供可能とするために必要な検討を行う検討会を設置し、結論を得次第、速やかに措置する。その際、以下の事項に留意しつつ検討するものとする。 ・ 弁護士法第 72 条についての萎縮効果により、海外 A I リーガルテックに対し、我が国 A I リーガルテックが遅れをとらないことを含め、日本企業の不利益及び国際競争力の低下を招かないこと。 ・ 一般的な生成 A I のサービス提供者と法務事務に特化した A I リーガルテック活用サービスの提供者間で、弁護士法第 72 条の適用対象者又はその可能性があるかどうかについてイコールフットィングの問題が生じないようにすること。 ・ A I エージェントを含め、A I のテクノロジーは日進月歩であることから、これまでの弁護士法第 72 条の構成要件（いわゆる非弁行為）の該当性等の解釈論から脱却しつつ、予見可能性を確保する観点から、必要に応じた専門家の関与、透明性の確保、知的財産の保護等 A I リーガルテック活用サービスの安心・安全・信頼の確保を含め A I ガバナンスを議論すること。		
2	研究開発法人のイノベーション力向上のための A I 等の利活用促進	国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び指定法人（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 13 条に	a～c：措置済み	a：内閣官房 b：内閣官房デジタル庁 総務省 経済産業省

	基づき、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 8 号の規定の適用を受けるものをいう。）及び認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）のうち、当該法人におけるサイバーセキュリティが確保されない場合に生ずる国民生活又は経済活動への影響を勘案して、国が当該法人におけるサイバーセキュリティの確保のために講ずる施策の一層の充実を図る必要があるものとしてサイバーセキュリティ戦略本部が指定するものをいう。以下同じ。）（以下「政府機関等」という。）のうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 2 条第 9 項に定める研究開発法人において、適切な情報セキュリティ対策を講じつつ A I 等の研究開発及び利活用を推進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 内閣官房は、研究開発法人の中には、政府機関等の情報セキュリティ水準を向上させるための統一的な枠組みであり、政府機関等の情報セキュリティのベースラインや、より高い水準の情報セキュリティを確保するための対策事項を規定している「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月 27 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を含む。）において、A I 等の最先端のクラウドサービスを利活用するために講ずるべき情報セキュリティ対策の具体的な考え方が必ずしも明確ではないことから、当該クラウドサービスを利活用するために必要かつ適切な当該政府統一基準群に準拠した情報セキュリティ対策がどのようなものか分からず、当該クラウドサービスの利活用を躊躇するなどの事例があるとの声があることを踏まえ、利活用するクラウドサービスを選定する際の具体的な要件、方法及び事例等を整理した上で、それらをガイドライン等として明確化するとともに、研究開発法人及びその所管府省庁に対し、研究開発法人の情報セキュリティ対策について研究開発法人が内閣官房国家サイバー統括室に直接相談することが可能である旨を周知する。 b 内閣官房は、デジタル庁、総務省及び経済産業省と連携し、研究開発法人が利活用するクラウドサービスを選定するに当たり、内閣官房が運営する政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図るためのセキュリティ評価制度（以下「ISM AP」という。）のウェブサイトにおいて、I	c: デジタル 庁
--	--	--------------

		SMAP（ISMAPの枠組みのうち、低リスクの業務・情報の処理に用いるSaaS（Software as a Service）サービスを対象とする仕組みであるISMAP-LIUを含む。）に基づき登録されたクラウドサービスのリストで検索可能であるのは登録番号、クラウドサービスの名称、クラウドサービス事業者の名称、法人番号、クラウドサービス事業者の所在地、登録日及び登録の有効期限等であり、クラウドサービスに含まれるAI等の個別のサービス名が検索結果に直接表示されないために、クラウドサービスの詳細情報でサービス内容を確認しなければならないなど、サービス内容を容易に検索することができないとの声があることを踏まえ、利用者目線で、サービス内容の円滑な検索が可能となるよう当該リストに係るシステム改修を行うなど、必要な措置を講ずる。 c デジタル庁は、政府の様々な業務への生成AIの利活用促進及びリスク管理を表裏一体で進めるため、政府におけるAIの推進・ガバナンス・調達・利活用の在り方を定めた「行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン」（令和7年5月27日デジタル社会推進会議幹事会決定）において、国の行政機関のみを対象とする一方、独立行政法人及び指定法人においても、生成AIの調達・利活用に当たって、同ガイドラインに準拠した取組を期待するとされていることなどを受けて、研究開発法人がその所管府省庁から、生成AIの調達・利活用に当たって法令等の根拠規定なく許可申請等の過剰な対応を求められ、さらに、当該許可申請等に対する許可を迅速に受けられないなど、生成AIの調達・利活用に消極的な対応が行われる事例があるとの声があることを踏まえ、生成AIの調達・利活用を促進する観点から、同ガイドラインに準拠した取組を行う上で、研究開発法人に法令等の根拠規定なく許可申請等の過剰な対応を求めないことなど、研究開発法人の生成AIの調達・利活用を妨げることのないよう、その旨を各府省庁に周知する。		
3	AIを活用した採用代行の職業安定法上の許可要否及び許可要件の明確化	我が国において、企業規模、産業を問わず、企業の人手不足感が令和2年以降高まり続けるなど、深刻な人材不足が継続するとともに、中規模企業、小規模事業者が最も重視する経営課題として「人材確保」が最多となるなど、企業にとって人材確保が極めて重要となっている。 こうした中、求人事業者と求職者のマッチングの迅速化・効率化・円滑化・高度化に対する求人事業者、求職者双方のニーズの強まりを受け、求人募集、書類選考、面接等、労働者の採用業務を実際に採用する企業等に	a, b: 令和8年度上期措置 c: 令和8年度速やかに調査・検討開始、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

	代わって行うサービスとして、いわゆる採用代行サービスの活用が広がってきており、今後も増加傾向の見通しである。 さらに、生成ＡＩ等の技術水準の向上等により、求人事業者と求職者のマッチングの迅速化・効率化・円滑化・高度化を図る手法として、海外では先んじて、採用計画、採用戦略等の立案、あらかじめ求人企業が選定した求職者に対するスカウトメールの作成・送配信、採用面接、内定後の問合せ対応など、各採用業務を実際に採用する企業等に代わってＡＩ（Artificial Intelligence：人工知能）を活用して行う採用代行サービス（以下「ＡＩ採用代行サービス」という。）の活用が急速に進んでおり、今後、我が国においても、ＡＩ採用代行サービスの活用が広がる可能性がある。 一方、ＡＩ採用代行サービスは、現行の職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）上、具体的にどのような機能・内容・範囲のサービスが同法第４条第１項に定める職業紹介（求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。以下同じ。）に該当する行為を行う事業（以下「職業紹介事業」という。）に該当するかどうかや同法第３０条第１項の有料職業紹介事業の許可等が必要であるか否かを個別に判断するとして、「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」（平成１１年労働省告示第１４１号。以下「指針」という。）において、一定の判断基準が定められているが、具体的にどのような機能・内容・範囲のサービスが職業紹介に該当するかどうかや有料職業紹介事業の許可が必要であるか否かが不明確であることなどから、特に、ＡＩがスカウトメールを作成・送配信する行為、ＡＩによる面接における自律的な質問や評価、ＡＩによる問合せ対応といった具体的な場面における職業紹介事業の該当性の判断が困難であるため、事業者間で許可要否の理解にばらつきが生じ、不公正な競争につながっているとの指摘や声がある。 こうした状況を踏まえ、我が国の人材確保、労働生産性向上及び国際競争力強化に資する、適正な労働力の需給調整機能の向上等の観点から、ＡＩ採用代行サービスの提供等に対する規制・制度の在り方について、今後の求人事業者と求職者の適切なマッチングの迅速化・効率化・円滑化・高度化に対する求人事業者、求職者双方のニーズ及び技術水準の向上も見据えつつ、速やかに明確化する	
--	--	--

		とともに見直す必要があるため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、A I 採用代行サービスについて、A I がスカウトメールを作成・送配信する行為、A I による面接、A I による問合せ対応については職業紹介に該当するものとし、ないものを明確化することなどを含め、職業紹介に該当するかどうか及び有料職業紹介事業の許可が必要であるかどうかを速やかに検討し、結論を得次第、厚生労働省のウェブサイト「募集情報等提供と職業紹介の区分について」で示している「職業紹介の許可が必要な場合と募集情報等提供事業の区分」の具体例に追記するなど所要の措置を講ずる。 その際、事業者により判断が異ならないよう、求職者から求職の申込みを受けたか疑義のある場合の考え方や、情報の内容の加工や意思疎通の加工の範囲を含め、指針に定める基準を明確化する。 b 厚生労働省は、a が措置されるまでの間、A I 採用代行サービスに関する職業紹介事業許可の要否についての相談が都道府県労働局に寄せられた際に、都道府県労働局ごとに異なる判断（いわゆるローカルルール）が発生しないよう、都道府県労働局から厚生労働省本省に照会させるなど、判断の統一性を確保するための所要の措置を講ずる。 c 厚生労働省は、a に加え、A I 採用代行サービスの機能・内容・範囲などの実態を調査し、その結果を踏まえ、A I 採用代行サービス及び同様のサービスを人が行った場合について、職業紹介に該当する機能があるときには、当該機能を提供しようとする際に、求職者の保護や事業者の適切なサービスの運用の観点から、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）との関連性において不合理とならないよう留意しつつ、職業紹介事業者に求められる個人情報の帳簿記載義務などにおいて不必要又は過大な要件がないか点検し、労働政策審議会で結論を得次第、職業紹介事業の許可要件・義務の運用の見直しを行うなど所要の措置を講ずる。		
4	政府情報システムの調達・開発等における A I 駆動開発の導入促進	人口減少及び経済・社会のデジタル化が進展する中で、行政運営及び国民生活に不可欠である政府情報システムの調達においては、いわゆるベンダーロックイン（特定の事業者の独自技術、知識及び経験に大きく依存し、他の事業者への乗換えが困難になる状況。）が生じることによる競争性・透明性の阻害や、要件の曖昧さに起因して開発段階において作業の手戻りが生じるおそれがあることによる、品質の低下・工期遅延・費用増加といった課題が長年指摘されてきている。 これらの課題の根本的な要因の一つとし	a：令和 8 年度上期検討開始、令和 8 年度以降令和 10 年度まで継続的に措置 b：（実証）令和 8 年度以降令和 10 年度まで継続的に措置、（利用環境の整備）令和 8 年度上期検討開始、令和	デジタル庁

	て、各府省庁の職員においてＩＴに関する専門知識や経験が不足している状況にあり、自ら要件定義等を行うことや事業者から要件定義等が提示されてもその妥当性を検証・評価することが困難であることから、その結果、事業者に依存し、事業者の主導によりシステム開発が行われる構造が継続していることが挙げられる。 こうした中、近年の生成ＡＩやＡＩエージェントをはじめとするＡＩ技術の進展は、ソフトウェア開発の在り方に本質的な変化をもたらしている。具体的には、従来のシステム開発は、仕様・要件を事前に定義し、それに基づいて設計・実装を行うことを前提とした開発手法、すなわち、「人が事前に仕様・要件を決め実装し改善する」という手順が主流であったが、仕様・要件、設計、コード、テスト等をＡＩが生成し、その結果を評価しながら継続的に改善する開発手法（以下「ＡＩ駆動開発」という。）が、既に現実のものとなっている。 政府情報システムにおけるＡＩ駆動開発の導入は、政府情報システムの調達における長年の構造的課題を解決し得る大きな転換点となり得るものである。また、「人工知能基本計画」（令和７年１２月２３日閣議決定）において、ＡＩ関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策についての「４つの基本的な方針」の一つとして、「ＡＩ利活用の加速的推進（「ＡＩを使う」）」が定められ、我が国でのＡＩ利活用を促進するため、「隗より始めよ」の観点から、まずは政府自らが積極的かつ先導的に利活用すること、政府職員によるＡＩの普段使いを浸透、定着させることにより、業務の質を向上させることや、取り扱う情報の属性や用途等に応じて、政府による適正な調達・利活用を先導的に行うことで、日本社会で利活用されるＡＩの信頼性及び透明性の確保につなげることなどが示されている。 一方、今後、政府情報システムにおけるＡＩ駆動開発の導入を促進するに当たって、それを妨げる要因として、現行のルールではＡＩを活用することが可能であるか不明確、本来文書化されるべき情報が特定の事業者等の暗黙知となって発注者に蓄積されないとの声、ＡＩの活用を前提としたルールの整備などが必要であるとの声がある。 こうした状況等や、ＡＩは、実際に使われ、フィードバックを回すことで急速に高度化していくといった特性を有し、我が国の技術力を高めるためにも、積極的に使っていくことが重要であること、ＡＩを積極活用し、経験をデータとして集積、組織を越えて共有することで、「信頼できるＡＩ」を創ることにつ	９年度以降令和１１年度まで継続的に措置 c：令和９年度以降令和１１年度まで継続的に措置 d：令和８年度措置	
--	---	--	--

	ながることなどを踏まえ、国内外で情報システムの調達・開発等におけるＡＩの活用が進む中で、我が国の政府情報システムの調達・開発等においても、ＡＩの活用を促進するためのルールの明確化などの環境整備を行うことにより、行政運営及び国民生活の向上に資する、政府情報システムの調達・開発等における作業の迅速化・効率化・高度化や中小企業・スタートアップの参入機会の拡大を促進するため、以下の措置を講ずる。 a デジタル庁は、サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や各種技術標準等に関する共通ルールを定めた「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和７年５月２７日デジタル社会推進会議幹事会決定）を含むデジタル社会推進標準ガイドライン群（サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や、各種技術標準等に関する共通ルールや参考ドキュメントをまとめたものをいう。以下「標準ガイドライン群」という。）では、ＡＩを活用した政府情報システムの調達・開発等についてほとんど触れられておらず、各府省庁や事業者がＡＩの活用を躊躇し、又はセキュリティ対策が不十分なＡＩの活用を行うおそれがあること、また、政府情報システムの入札公告期間中に事業者が要件定義書等を確認する際、調達を行おうとする府省庁の庁舎に赴いた上で紙の要件定義書等を限られた時間内に閲覧しなければならず、ＡＩに情報を読み取らせて提案書を作成することが困難なケースがあることや、例外処理や運用上の制約など本来文書化されるべき情報が特定の担当者や事業者の暗黙知として属人化したまま蓄積され、発注者側にコンテキストが蓄積されない状況が続いていることなど、新たな事業者が詳細な情報を把握しにくく、現に当該システム開発等に従事している事業者が有利な状態にあり、政府情報システムの調達におけるＡＩ駆動開発の導入を妨げる要因となっていることなどを踏まえ、既存の開発手法から、ＡＩ駆動開発へ移行することが可能となるよう、標準ガイドライン群を見直し、政府において、ＡＩ駆動開発を政府情報システムの標準的な開発手法として明確に位置付け、府省庁と事業者の双方がＡＩを積極的に活用できるよう方針を整理・明確化する。その際、政府情報システムの調達の発注者側にも政府情報システムの仕様・要件や設計の背景にある経緯、制約条件、過去の意思決定の理由など、政府情報システムの調達・開発等における判断の前提となる背景情報や、先駆的な知見及び経験を有する民間のＩＴ企業やエンジニ	
--	--	--

	ア等のコミュニティに継続的に参加し、対話を通じて知見が共有・蓄積される状態を実現し、政府情報システムの品質向上の好循環及び多種多様な事業者が参入しやすいエコシステムの形成につなげるため、ＡＩの適性が高い作業とＡＩの適性が低く人が担うべき作業の役割分担を明確化しながら、ＡＩが実装後もデータを学習することを通じて性能が継続的に向上していく可能性があるという特性やＡＩの技術進展は極めて速いことを踏まえて、スピード感をもって、段階的に対象を広げていくこととし、まずはＡＩの適性が高い作業（現在のＡＩ技術の水準を踏まえると、例えば、コーディングやテスト仕様書の作成といった大量情報の検索・要約や定型処理等）からＡＩの導入を始め、ＡＩが判断することが困難なＡＩの適性が低い作業（現在のＡＩ技術の水準を踏まえると、例外処理テストや負荷テストといった現場の環境次第で成果が変わる処理等）については人が関与する形で、段階的に対象を広げていくなど、ＡＩ駆動開発のリスクに応じた人の関与の在り方や、要件定義書、仕様書、設計書等の成果物をＡＩが可読な形式で提供するなど、セキュリティを確保しつつＡＩ可読な形式による成果物の作成・提供の標準化についても併せて規定する。 ｂ デジタル庁は、各府省庁の職員が政府情報システムの調達作業を行うに当たり、事業者依存せず、現に当該システムの開発等に従事している事業者以外の事業者も入札等に参加しやすい要件定義書等を作成し、そのレビューができるようにするためのＡＩエージェントの利用環境を整備する。その際、要件定義書等の作成支援にとどまらず、見積りの妥当性の精査及び事業者との交渉支援を含む調達全体をサポートする仕組みとして、当該ＡＩエージェントを開発し、まずは、デジタル庁自ら、政府情報システムの調達・開発等において、当該ＡＩエージェントの活用を実証した上で、その成果を全府省庁に共通基盤として展開する。 ｃ デジタル庁は、標準ガイドライン群の規定、調達情報、要件定義書、設計書といった成果物等をＡＩが読み取りやすい形式で整備する、いわゆるＡＩ-Ready環境の整備及び調達を支援するためのＡＩエージェントの導入と並行して、ＡＩを活用することにより得られる業務の効率化・高度化等の利点や、ＡＩを活用しない府省庁の調達担当者がＡＩを活用しようとする動機付け等を整理し、ＡＩの活用が前提となる業務フローを設計するなど、各府省庁の調達担当者をはじめとした府省庁全体でＡＩの活用を意識を感じられるインセンティブ設計（ＡＩを活用する	
--	---	--

		ことによる業務上のメリットや、活用しないことによるデメリットを明確にし、職員が自発的にＡＩを活用しようとする動機付けの仕組みをいう。)を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。 あわせて、政府情報システムを調達する際、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）等に基づき契約の適正な履行や予算の適正な執行がなされるように発注する必要がある、各府省庁の職員がＡＩを活用して仕様書等を作成した場合であっても、それらの内容に関する責任は所属する府省庁に帰属することを踏まえ、政府情報システムの調達・開発等におけるＡＩの活用方法の教育・研修による人材育成を、ルールの明確化や調達を支援するためのＡＩエージェントの導入等のＡＩの活用を促進するための環境整備とセットで実施し、各府省庁の職員への継続的な支援体制を整備する。 d デジタル庁は、政府情報システムの調達・開発等におけるＡＩ駆動開発の導入の進め方として、まずは試行的に小規模な政府情報システムの調達・開発等における導入から始め、ＡＩの適性が高い作業とＡＩの適性が低く人が担うべき作業といったＡＩと人の役割分担を明確化しながら、ＡＩが実装後もデータを学習することを通じて性能が継続的に向上していく可能性があるという特性やＡＩの技術進展は極めて速いことを踏まえて、スピード感をもって、段階的に対象を広げていくとともに、従来の政府情報システムの開発で行われてきた、人が作業することを前提とした「人月ベース」（１人の作業者が１か月間に処理できる作業量を単位とした工数の計算方法をいう。）による積算方法と異なる、「成果・価値ベース」の積算方法（政府情報システムの開発等で得られた成果や価値を適正に評価する積算方法という。）等についても、知見を蓄積しながら早期導入できるよう、具体的な実施事項、実施年度等を明記したロードマップを策定する。		
5	フィジカルＡＩを活用した歩行型ロボットの社会実装に向けた公道実証実験の推進	近年、ＡＩ（Artificial Intelligence：人工知能）技術の急速な発展に伴い、現実世界でロボット等を動かすフィジカルＡＩ（センサ等によるセンシングを通じて物理環境の情報を取り込み、ＡＩモデルによる処理を経て、設定された目的を達成するための最適な方策を自律的に推論・判断し、アクチュエータ（駆動系）等を介して物理的な行動へとつなげるシステムをいう。以下同じ。）の活用が進んでいる。その中でも、二足や四足等の脚部を用いた歩行運動によって移動するロボット（以下「歩行型ロボット」という。）は、階段、段差、不整地などに対応可能であり、人と同じ経路で移動できるという特性を有	a～c：令和８年結論・措置	警察庁 国土交通省 経済産業省

		することから、人が活動する社会空間への適応性が高いと考えられ、製造、物流、建設、点検、介護、警備、廃棄物処理、災害対応などの人手不足が深刻なエッセンシャルサービスの維持・発展や盲導犬の代替などの障害者の補助など、幅広い分野において活用が期待され、その開発・実用化が国内外で急速に進められている。特に、海外に目を向けると、米国、中国、EU等において、複数のメーカーが歩行型ロボットの量産・販売を開始し、公道を含む実環境での運用実績を積み重ねており、社会実装に向けた取組が我が国に先行している状況にある。 こうした中、我が国においても、「A I ロボティクス戦略」（令和 8 年 3 月 26 日 A I ロボティクスに関する関係府省連絡会議決定）では、産業競争力の強化及び社会課題の解決を同時に実現する観点から、①国際競争力の確立、②世界に先駆けた社会実装、③持続的成長と社会課題解決の 3 つの目標を掲げ、また、同戦略では、同戦略で総括したこれまでのロボット戦略の成果と課題を踏まえ、従来の「技術開発・実証を先行させ、その後に導入を促す」というアプローチから転換し、供給側と需要側の取組を一体的に設計することにより、スピード感を持って A I ロボティクスの社会実装を実現することを基本方針とし、具体的には、潜在需要を顕在化させて国内市場を創出するとともに、需要の予見可能性を高める政策支援を通じて供給側の投資を喚起し、多用途ロボットの需要と供給を同時に拡大することにより、「十分な需要が見込めないため、供給側が量産投資に踏み切れない」、「量産が進まず導入コストが低減しないため、需要が立ち上がらない」という悪循環を打破することとしている。 これらの目標の実現に向けて、また、基本方針に即しても、フィジカル A I を活用したロボットの社会実装に必要な実証実験を行うことができる環境づくりは急務と考えられる。 一方、我が国においては、国の事業としてのものを含め、空港・工場等の施設内での活用や歩道における実証実験が試みられているものの、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）をはじめとする制度的な障壁により、海外と比較して実証実績の蓄積が遅れているとの声がある。 世界的に歩行型ロボットの社会実装が加速する中、我が国において、速やかに歩行型ロボットの歩道における通行の実証実験を開始しなければ、我が国が有する技術・製品や運用知見を基礎として、デファクトスタンダードも含めた国際標準化を進めることは	
--	--	--	--

	困難であり、国際標準や市場形成から取り残されかねない。 こうした状況等を踏まえ、歩行型ロボットについて、道路交通法における取扱い及び道路使用許可の基準並びに道路運送車両法における取扱いを明確化することで、歩道における通行の実証実験を実現し、フィジカルA Iの社会実装を促進するため、以下の措置を講ずる。 なお、歩行型ロボットの公道実証実験の成果や経済産業省及び関係府省等で検討予定の歩行型ロボットの安全性等を踏まえ、その社会実装が図られる場合には、歩行型ロボットの道路交通法及び道路運送車両法における取扱いについて、整理・明確化が改めて必要となることを前提とする。 a 警察庁は、国土交通省及び経済産業省と連携し、フィジカルA Iは実際のデータを取得し、学習するほど安全性が高まる構造であることを踏まえ、次世代の主要産業技術となり得るフィジカルA Iの分野において我が国が後れをとらないよう、将来的に歩行型ロボットが社会実装されることを前提に、公道（道路交通法第2条第1項第1号に規定する「道路」をいう。同項第2号に規定する「歩道」を含む。以下同じ。）における人と歩行型ロボットとの分離措置を取らない歩車混合型での歩行型ロボットの通行の実証実験に係る道路使用許可の取扱基準について、以下の観点から検討し、結論を得次第、「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可基準（第1.0版）」（令和5年4月3日警察庁策定）及び「歩道走行型ロボットの公道実証実験に係る留意事項（第1.1版）」（令和5年7月18日警察庁改訂）の改訂を含め、速やかに所要の措置を講じ、警察庁ウェブサイト公表するとともに、各都道府県警察に周知する。 ・歩行型ロボットについて、歩道での通行の実証実験に係る道路使用許可の具体的な審査基準等（安全性の確認方法及び許可に付すべき条件の内容等を含む。）を定めること。その際、まず歩車分離型での歩道における通行の実証実験によってデータを取得し安全性を高めていき、歩車混合型での歩道での通行の実証実験に必要な安全性が客観的に確認された段階で歩車混合型での歩道における通行の実証実験の道路使用許可を取得して実証を行い、歩行型ロボットの社会実装に必要な安全性の確立を目指すという段階的な道路使用許可の運用が可能である旨を明確にすること。 ・A I制御による安全性、非常停止機能、転倒・接触時の挙動等といった歩行型ロボットの技術的特性を踏まえ、移動形態の違い	
--	---	--

		のみをもって取扱いを分けるのではなく、外形寸法、最高速度、非常停止機能等の実質的な危険性及び周囲への影響等に着目して合理的に取り扱うこととし、遠隔操作型小型車等の現に道路使用許可基準が示されている歩道走行型ロボットと同等程度と判断される歩行型ロボットについては同等の審査基準等とするなど、現行の歩道走行型ロボットの道路使用許可基準との整合性を図ること。 ・ 今後、歩行以外の形式で移動するヘビ型等の多種多様なロボットが開発されることも想定し、新たなロボットについて、現行の歩道走行型ロボットの道路使用許可基準を踏まえ、移動形態によらず道路使用許可の可否等の予見可能性が高まるよう、当該道路使用許可に係る考え方を示すこと。 ・ 道路使用許可の申請者が必要な歩行型ロボットの歩道での通行の実証実験を迅速かつ円滑に行うことができるよう、道路使用許可の申請者に対して安全を確保するために必要な措置を助言したり、都道府県や事業者との連絡調整を行ったりするなど、道路使用許可の申請者が実施計画書の作成を迅速かつ円滑に行うための支援を引き続き行うとともに、国土交通省と連携し、歩行型ロボットを歩道で通行させるために手続（道路使用許可や道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）の緩和認定等に係る手続等。）を警察庁ウェブサイトで一覧化するなど、申請の利便性を向上させること。 b 国土交通省は、警察庁及び経済産業省と連携し、歩行型ロボットの歩道での通行の実証実験を促進する観点から、道路交通法第2条第3項における歩行者として取り扱われない歩行型ロボットの道路運送車両法上の取扱いの整理・明確化を行い、各地方運輸局に対して周知するとともに、警察庁に通知する。 警察庁は、各都道府県警察に対して当該通知を周知する。 c 国土交通省は、警察庁及び経済産業省と連携し、歩行型ロボットが道路運送車両に該当する場合においては、基準緩和認定制度（保安基準第55条第1項に基づく「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」（平成15年国土交通省告示第1320号。以下「緩和告示」という。）第1条第10号に掲げる自動車であって、遠隔型自動運転システム等を搭載したものについては、保安基準に代替する安全確保措置が講じられる	
--	--	--	--

		ことを条件に、保安基準の緩和を可能とする、実証実験に係る基準緩和認定制度をいう。以下同じ。)の対象であり、基準緩和認定の申請が可能であること、及びその用途やオプションパーツの追加等によりその重量・寸法等が変わる場合においても基準緩和認定を受けることが可能か否かも含めて整理した上で、必要となる手続等を明確化し、各地方運輸局に対して周知するとともに、警察庁に通知する。その際、国土交通省は警察庁と連携し、道路使用許可や保安基準の緩和認定等の必要な手続を一覧化するなど、申請の利便性を向上させるものとする。 警察庁は、各都道府県警察に対して当該通知等を周知する。		
6	次世代A I データセンターの国内立地の加速	生成A I について、低遅延性やプライバシー・データセキュリティの確保等が重視される用途においては、いわゆる次世代A I データセンターは国内に立地する必要がある。生成A I の稼働に必要な計算力は加速度的に増大しており、大規模な計算資源の確保が急務となっている。生成A I の学習・推論において求められる情報処理が可能なA I サーバーは計算時に消費電力が急激に変動するため、その変動を吸収・平準化するためにラック近傍にリチウムイオン蓄電池を設置することが必要であり、次世代A I データセンターではこうしたラックが数百基設置されるため、大量のリチウムイオン蓄電池が必要となる。 一方、次世代A I データセンターの国内立地に当たっては、現行の規制・制度に起因する以下の課題があるとの声や指摘がある。 ・リチウムイオン蓄電池の内部の電解液は危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定するものをいう。以下同じ。）に該当し、次世代A I データセンターでは消防法第9条の4第1項に規定する指定数量（リチウムイオン蓄電池の場合は1,000リットル）を超えるため、危険物の貯蔵所又は取扱所としての規制が適用され、このリチウムイオン蓄電池の取扱いについて取りまとめた「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用について」（平成23年12月27日消防庁危険物保安室長通知。以下「通知」という。）では、原則密閉を前提とした試験方法により安全性を確認した場合に危険物の量を合算しないこと（以下「合算除外」という。）を認めているが、冷却のための開口部が不可欠な次世代A I サーバーは当該試験を合格できない場合がある。なお、国際的な基準（UL（米国保険業者安全試験所）9540A）は開口部を有する状態での燃焼試験を行うこととしており、上記の課題の解決につ	a, e, f : 令和8年度措置 b~d : 令和8年度上期検討開始、結論を得次第速やかに措置	a, c : 消防庁 b, d : 国土交通省 e : 経済産業省 総務省 消防庁 国土交通省 f : 経済産業省 総務省

		ながる可能性があるものの、当該基準が通知に加えられた場合であっても、現状、国内の試験環境が整備されておらず、試験が実施できない。 ・大量のリチウムイオン蓄電池に関し、消防法上の安全性が確認された場合は、通知により消防法上の合算除外が認められている一方で、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）では次世代 A I データセンターのように大量のリチウムイオン蓄電池を設置することが想定されておらず、消防法に基づく合算除外が認められ安全性が確認されている場合であっても、同令に基づく制限が別途適用されるため、大量のリチウムイオン蓄電池を設置する次世代 A I データセンターは電力・通信インフラへのアクセスが確保された準住居地域、商業地域及び準工業地域（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 21 号に規定するものをいう。）への立地が制限され、工業地域及び工業専用地域（同号に規定するものをいう。）への立地を余儀なくされるという課題がある。 ・次世代 A I データセンターのうち一定規模以上の通信機器室には、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 13 条第 1 項に基づき不活性ガス消火設備等の設置が義務付けられている。また、同令第 29 条の 4 第 1 項では、総務省令で定めるところにより、消防法施行令第 13 条第 1 項等で設置が求められている消防用設備等に代えて、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を用いることを認めているが、同令第 29 条の 4 第 1 項に基づく総務省令では、通信機器室における水系の消火設備（以下「水消火設備」という。）については規定していない。リチウムイオン蓄電池の火災のメカニズムを踏まえると不活性ガス等を使った消火方法が必ずしも適切とは限らず、リチウムイオン蓄電池の消火に有効と考えられる水消火設備が現行規定では選択できない。また、建築基準法施行令第 126 条の 2 第 1 項に基づき一定規模以上の建築物等は排煙設備の設置が義務付けられており、消防法令において水消火設備が選択できるようになる場合でも排煙設備の設置が必要となる。 このように、我が国において、次世代 A I データセンターの立地を促進する上で、様々な課題がある中、米国、EU、中国など世界各地で次世代 A I データセンターの整備を国家戦略として位置付け、推進策と規制・制度の見直しを一体的に進める動きが加速している。規制によって次世代 A I データセンターの設置が制限される場合、事業者の投資	
--	--	---	--

	判断において我が国が選択肢から除外されるおそれがあり、上記の課題を速やかに解消する必要がある。 以上を踏まえ、次世代A I データセンターの安全性の確保を前提としつつ、次世代A I データセンターの国内立地を加速するため、消防法及び建築基準法をはじめとする関連する規制・制度の見直しを一体的に行うこととし、以下の措置を講ずる。 a 消防庁は、次世代A I データセンターに設置される大量のリチウムイオン蓄電池について、日本の都市構造・人口密度・消防体制・建築環境等の特性を踏まえ、国際的な基準であるUL(米国保険業者安全試験所)9540Aとの整合性を確保しつつ、当該基準に適合した試験手順及び合格基準によってリチウムイオン蓄電池の安全性を確認した場合には、合算除外ができるよう、通知に当該基準を加える改正を行う。その際、次世代A I データセンターのように開口部が必要な場合に国内で試験ができるよう、我が国の試験方法の整備も検討する。 b 国土交通省は、圧縮水素スタンドや硫黄・ナトリウム蓄電池(NAS蓄電池)における貯蔵量制限が適用除外となる特例が設けられている例も踏まえ、消防法上の合算除外が認められるリチウムイオン蓄電池において建築基準法施行令第130条の9に基づく貯蔵量制限の適用を除外することについて、aの消防庁による検討と並行して建築基準法における措置の検討に着手し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。なお、検討に当たっては具体的な検討プロセス及び結論を得る時期を明示するとともに、当該リチウムイオン蓄電池について貯蔵量制限を適用除外することとした場合に交通その他の市街地環境への悪影響が生じないことを検証する。 c 消防庁は、大量のリチウムイオン蓄電池を設置する次世代A I データセンターの火災における水消火設備の有効性及び感電・水による損傷(水損)等の二次災害に対する安全性について、aの検討と同時期に検討に着手し、結論を得る。その際、避難者及び消防隊員の安全性も考慮する。当該結論を踏まえ、水消火設備の設置が可能となるよう、消防法施行令第29条の4第1項に基づく総務省令の制定又は改正を含めた規制の見直しを検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 d 国土交通省は、通信機械室に水消火設備を設置する場合における排煙設備の要否について、消防庁の結論を待つことなく、速やかに消防庁と連携して検討を進め、火災時に発生し得る有毒ガス・煙のリスク及び避難等	
--	--	--

		の観点も考慮した上で、排煙設備が不要である場合には、排煙設備の設置が免除されるよう、「排煙設備の設置を要しない火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分定める件」（平成 12 年建設省告示第 1436 号）の改正等の所要の措置を速やかに講ずる。 e 経済産業省は、総務省と連携し、次世代 A I データセンターの国内立地の加速に向けて、消防庁及び国土交通省をはじめとする関係府省が参画する形で規制・制度の更新を一体的に議論する枠組みを構築し、次世代 A I データセンターを推進する立場で主導的な役割を担うとともに、関係府省に協力を要請する。 f 経済産業省は、総務省と連携し、次世代 A I データセンターの国内立地を加速するに当たっては、地域住民の安全・安心への懸念に真摯に向き合うことが社会的な受容性の確保の観点から不可欠であることを踏まえ、業界団体が令和 8 年 5 月に策定した「データセンター地域共生ガイドライン」が業界全体において実効性をもって遵守されるよう、業界団体に対して継続的に働きかけるとともに、地域住民の理解促進が図られるよう、こうした業界団体の自主的な取組を積極的に後押しし、データセンターの安全性及び地域への貢献に関する情報発信を業界団体と連携して行う。		
7	デジタル・A I を有効活用するための重要事項説明時における宅建士の立会いの見直し等	近年、不動産分野において、不動産取引の担い手となる宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「宅建業法」という。）第 3 条第 1 項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者をいう。以下「宅建業者」という。）の数が全国で見ると増加しているものの、地方部を中心に半数近くの都道府県において減少しており、今後、高齢化の進展等に伴い必要な人材を確保できず、宅建業者が存在しない地域が増えていく可能性も示唆されるなど、人手不足への対応や生産性の向上が喫緊の課題となっている。 宅地建物取引においては、宅地又は建物の購入者（以下「購入者」という。）等の利益を保護し、並びにその流通の円滑化を図るため、宅建業法に基づき、宅建業者に対する重要事項の説明（以下「重説」という。）の義務が課されており、従来、宅地建物取引士（以下「宅建士」という。）が購入者と対面して実施することを基本として運用されてきた。 こうした中、I T の利活用の進展に伴い、テレビ会議を活用したリアルタイム方式による重説（以下「テレビ会議重説」という。）が、一定の条件の下で、対面による重説と同等に取り扱われることとなり、「重要事項説明書等の電磁的方法による提供及び I T を	a：令和 8 年度上期結論 b：（前段）令和 8 年措置、 （後段）令和 8 年度以降令和 10 年度まで継続的に措置	国土交通省

	活用した重要事項説明実施マニュアル」(令和4年4月国土交通省不動産・建設経済局。以下「IT重説マニュアル」という。)において、その具体的な実施方法や統一的な運用基準が整備されている。また、ビデオを活用した重説(以下「ビデオ重説」という。)も容認され、現在、実務において行われている。 一方、ビデオ重説については、重説時に宅建士の立会いが必要であるかどうか不明確であり、また、一度に2時間から3時間の長時間にわたって視聴する運用が行われているほか、購入者が視聴の速度や順序を調整し、又は、視聴を複数回に分割したりできず、購入者自身の空き時間を活用できないとの声がある。 加えて、宅建業者にとっても、宅建士の業務負担に関する問題が顕在化している。地方部を中心に、多くの宅建業者は小規模・少人数で、限られた宅建士が複数の業務を担うほか、宅建業者の高齢化や後継者不足も深刻化している。一方、ビデオ重説においては、動画による説明が行われているにもかかわらず、宅建士が質疑応答に備えて常時立ち会う運用が行われてきたこともあり、その結果、長時間にわたり他の業務に従事できないとの声がある。 さらに、ビデオ重説については、宅建士の立会いの要否に関する統一的な要領やマニュアルが整備されておらず、宅建業者からの照会に対する国土交通省の回答にばらつきが生じているとの声がある。 加えて、重説については、テレビ会議重説やビデオ重説といった多様な実施方法が一定程度認められている中、近年、デジタル技術やAI技術が継続的に進歩し、実務において活用が検討される場面が増加していることを背景として、宅建士が、重説に伴う書類作成や説明内容の読み上げなどにもAI技術を活用したいというニーズも高まっている。こうした問題意識の下、令和7年6月の規制改革実施計画において、書類作成や読み上げなど、重説に必要となる各業務の場面ごとに、デジタル技術やAI技術を用いたサービスの活用可能性について検討・整理を行い、可能なものから速やかに明確化・公表することが明記された。重説におけるAI技術の活用については、その具体的な活用方法や留意点等を引き続き検討していく必要があるが、いまだ整理が十分ではない状況にあり、ビデオ重説と同様に、運用が宅建業者ごとに異なる状況が生じないよう、統一的なマニュアル等を策定することが望ましいと考えられる。 こうした状況を踏まえ、購入者等の利益の保護及び宅建業者の業務負担の軽減を図る	
--	--	--

		ため、A I 技術の活用可能性に関する検討を含む重説の適切な実施環境の整備を推進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 国土交通省は、宅建業法第 35 条に規定する宅建士による重説について、一定の条件の下でビデオ重説が容認されているが、ビデオ重説においてビデオ視聴時に宅建士の立会いが必要であるかどうか不明確であり、また、購入者は決められた日時で、場合によっては一度に 2 時間から 3 時間の長時間にわたって視聴する運用が行われており、購入者が希望する時間や場所で視聴できないなど、多様化する購入者のニーズに対応できていないという課題があることを踏まえ、購入者の利便性の向上及び宅建業者の業務負担の軽減を図るため、購入者が希望する場合であって、質疑応答の機会の確保、説明内容の保存、購入者の同意の書面取得などの措置が講じられている場合には、ビデオ視聴時に宅建士の立会いが不要であることを明確化する。 b 国土交通省は、ビデオ重説の実施方法について、統一的なマニュアル等による整理が必ずしも十分ではなく、宅建業者ごとにその運用が異なる場合があるとの声を踏まえ、ビデオ重説の適正な実施及び購入者の利便性の確保の観点から、説明方法、質疑応答の機会の確保の在り方、説明内容の保存の方法など実務上必要となる事項について整理を行い、マニュアル等を整備・公表するとともに、宅建業者に周知する。また、A I 技術を活用した重説についても、令和 7 年 6 月の規制改革実施計画を踏まえ、説明書等の書類作成、説明内容の読み上げ、説明内容の要約又は補足など、重説に必要となる各業務の場面ごとに、A I 技術を用いたサービスが活用され、又はその活用が見込まれる具体例や活用方法、活用にあたっての前提条件及び留意点等について検討・整理を行い、その結果を反映したマニュアル等を整備・公表する。		
--	--	---	--	--

(7) 国家戦略特区

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	コンビナート企業の事業・組織再編に伴う高圧ガス保安法の適用関係の整理 *	脱炭素化、国際競争力強化に向けて、コンビナート企業にあっては、業務・事業の外部化、分社化等の事業・組織再編が今後一層進むと見込まれる。これに伴い、一つの事業所が分割され、複数の事業所として施設・設備の管理運営が行われることとなった場合には、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）における境界・保安距離規制等を満たせないことが生じ得る。 このため、経済産業省は、同法上の保安規制等の適用関係について、速やかに再編前と同様の取扱いが可能となる条件等を整理・明	(整理・明確化) 速やかに措置、(必要な措置) 令和 9 年度中を目途に措置	経済産業省

		確化し、令和９年度中を目途に必要な措置を講ずる。		
--	--	--------------------------	--	--

2. 地方を伸ばし、暮らしを守る

(1) 地域活性化・人手不足対応

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	遠隔監視が担保された場合におけるわなの見回り ルールの見直し（鳥獣対策）	「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）、「令和6年度食料・農業・農村の動向」及び「令和6年度食料・農業・農村施策」（令和7年5月30日閣議決定）、「令和6年度森林及び林業の動向」及び「令和7年度森林及び林業施策」（令和7年6月3日閣議決定）、「クマ被害対策パッケージ」（令和7年11月14日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）等を踏まえ、政府、都道府県等による、遠隔でわなを監視することが可能なICT機器（以下「遠隔監視ICT機器」という。）の活用など、鳥獣捕獲の主要な手段であるわなの見回り負担軽減等に資する取組が進められている。一方、人口減少や高齢化に伴い捕獲の担い手が不足しているとの声がある中、くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな（囲いわなにあっては、農業者又は林業者が事業に対する被害を防止する目的で設置するものを除く。）（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「鳥獣保護管理法施行規則」という。）第2条第3号に定めるものをいう。以下「わな」という。）の使用においては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第3条第1項に規定する鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和3年環境省告示第69号。以下「鳥獣保護管理基本指針」という。）等により、狩猟者（鳥獣保護管理法第55条第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）等（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）は意図しない鳥獣種の捕獲（以下「錯誤捕獲」という。）の防止のために頻繁なわなの見回りが求められるなどされ、鳥獣（鳥類又は哺乳類に属する野生動物（鳥獣保護管理法第2条第1項に定めるものをいう。）以下同じ。）の捕獲等及び鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。）の許可（鳥獣保護管理法第9条第1項の許可をいう。以下「捕獲許可」という。）に関する事項として、小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、農林業被害の防止の目的で農林	a：令和8年検討開始、令和8年度上期結論・措置 b～d：令和8年措置 e：令和8年度措置	a～c：環境省 d,e：農林水産省

	業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合等であって、１日１回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合などは狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができるとしており、また、狩猟者等が受講する講習においても毎日のわなの見回りが指導されているとの声があるなど、頻繁な見回りが狩猟者等の負担となっている。加えて、わなの見回り中にクマ等と遭遇して負傷した事例があり、遠隔でわなを監視することの重要性が一層高まっている。 以上を踏まえ、狩猟者等のわなの見回りの負担及びリスクを軽減するとともに、農作物や森林に被害を与える鳥獣の捕獲を強化する観点から、遠隔監視ＩＣＴ機器を活用する場合における適切なわなの見回りの在り方の明確化及び見直しを実現するため、以下の措置を講ずる。 ａ 環境省は、わなの使用においては、鳥獣保護管理基本指針に基づき、①鳥獣の管理の強化に伴う配慮事項として、頻繁にわなを見回ることなどにより、錯誤捕獲の防止と安全の確保に努めることとし、また、②捕獲許可に関する事項として、小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、１日１回以上の見回りを実施するなど、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合などは狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができるとしている一方、以下に掲げる現状などがあることを踏まえ、遠隔監視ＩＣＴ機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方（餌の補充やわなの周辺環境整備など捕獲効率を維持することを前提として、毎日の見回りを実施することを求めず、例えばわなが作動したことがテキストメッセージやカメラ画像などによって通知された場合に見回ることにより足りるとするなどをいう。以下同じ。）を明確化するように、鳥獣保護管理基本指針の改正を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ・遠隔監視ＩＣＴ機器を活用する場合における適切なわなの見回りの在り方について明確でないこと。 ・遠隔監視ＩＣＴ機器を活用する場合におけるわなの見回り頻度について、遠隔監視ＩＣＴ機器を活用するなど毎日の見回りと	
--	--	--

		同等の効果を有する手段を講ずる場合などには毎日の見回りを実施することを求めない都道府県がある一方、１日１回以上の見回りを実施することを求める都道府県があること。 その際、わなの使用に当たっての許可基準において遠隔監視ＩＣＴ機器の性能要件を明確化することとし、当該性能要件は、例えば以下の機能のいずれかを有することなど必要最小限となるよう留意する。 ・遠隔監視ＩＣＴ機器が正常に作動していることを遠隔から一定間隔で確認することが可能な機能 ・鳥獣がわなにかかるなど、わなが作動したことがテキストメッセージやカメラ画像などによって通知される機能 b 環境省は、鳥獣保護管理法第 18 条の 2 の認定を受けようとする者の事業管理責任者（鳥獣保護管理法施行規則第 19 条の 3 に定める事業管理責任者をいう。）及び捕獲従事者（鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。）をする事業（以下「鳥獣捕獲等事業」という。）において鳥獣の捕獲等に従事する者をいう。）等（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）が受講することが必要な安全管理講習（同施行規則第 19 条の 2 第 2 項第 9 号イに定める講習をいう。）及び技能知識講習（同号ロに定める講習をいう。）の教材である「認定鳥獣捕獲等事業者講習テキスト第 14 版」（令和 8 年 1 月環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室発行。以下「講習テキスト」という。）等において、「鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（作成例）」における記載事項も含め、毎日のわなの見回りの徹底を求めていることなどについて、a の鳥獣保護管理基本指針の改正を踏まえ、遠隔監視ＩＣＴ機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方を明確化する。 c 環境省は、各都道府県作成の「わな捕獲マニュアル」等において、毎日のわなの見回りの徹底を求めている場合があることなどについて、a の鳥獣保護管理基本指針の改正及び b の講習テキスト等の見直しを踏まえ、遠隔監視ＩＣＴ機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方を明確化するとともに、講習テキストの見直しに基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に対する指導を行うよう、遠隔監視ＩＣＴ機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方について、都道府県に通知するなどの対応を行う。その際、遠隔監視ＩＣＴ機器を活用するなど毎日の見回りと同等の効果を有する手段を講ずる場合などには毎日の見回りを実施することを求めない都道府県の事例を可能な範囲で含むものとする。	
--	--	--	--

		d 農林水産省は、都道府県、市町村等において、a の鳥獣保護管理基本指針の改正及び b の講習テキスト等の見直しを踏まえ、「野生鳥獣被害防止マニュアル【総合対策編】」（令和 5 年 3 月農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室監修。以下「マニュアル」という。）の記載内容にかかわらず、遠隔監視 ICT 機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方について、農業従事者に対する捕獲指導等に反映するよう、都道府県に通知するとともに、農林水産省ホームページにおいて鳥獣保護管理基本指針の改正を周知する。 e 農林水産省は、マニュアルにおいて、わなの設置上の注意点として、日々のわなの見回りを欠かさないなど、わなの適正管理を行うことなどを求めているが、a の鳥獣保護管理基本指針の改正及び b の講習テキスト等の見直しを踏まえ、鳥獣被害対策の基本的な考え方、最新の技術、地域での合意形成の方法等を可能な限り広く掲載した新たなマニュアルを作成し、公表する。その際、遠隔監視 ICT 機器を活用する場合における合理的なわなの見回りの在り方を明確化する。		
2	未利用漁場の活用促進等を通じた漁場移転等の促進	我が国の漁業就業者数は平成 15 年（2003 年）の約 23.8 万人から平成 30 年（2018 年）に約 15.2 万人、令和 5 年（2023 年）に約 12.1 万人、令和 6 年（2024 年）に約 11.5 万人に半減するなど減少傾向にあり、また、令和 6 年（2024 年）の平均年齢は 56.9 歳であり、高齢者の退職や、これまで我が国の漁業経営体の大半を占めてきた家族を中心に漁業を営む漁家の子弟が必ずしも漁業に就業するとは限らなくなっていることなどにより、令和 15 年（2033 年）には約 9.2 万人、令和 30 年（2048 年）には約 6.7 万人まで今後も減少が続くことが想定されている。また、沿岸漁業及び養殖業の経営体数の動向をみると、沿岸漁業の経営体数は、平成 15 年（2003 年）の約 12.5 万経営体から平成 30 年（2018 年）に約 7.4 万経営体、令和 5 年（2023 年）に約 6.1 万経営体に半減するなど減少傾向にあり、これらのうち、海面養殖業の経営体数は、平成 15 年（2003 年）の約 2.3 万経営体から平成 30 年（2018 年）に約 1.4 万経営体、令和 5 年（2023 年）には約 1.2 万経営体に半減するなど減少傾向にある。一方、水産庁の試算によれば、新規漁業就業者のうち、他の産業から新たに漁業就業する者は約 7 割を占めており、就業先・転職先として漁業に関心を持つ都市出身者も少なくない。また、ぶり、たいなどの魚類養殖業や、のり、ほたてがいなどの無給餌養殖業（貝類及び藻類の養殖業をいう。）の 1 経営体当たりの生産量は、全体の養殖生産量のピーク時の数倍から数十倍	a：令和 9 年上期までに措置 b, c, e～h：令和 8 年措置 d：(①・②) 令和 9 年度上期までに措置、(③) 令和 8 年度措置、(④) 令和 8 年措置	農林水産省

		に増加している。さらに、我が国の少子高齢化の中で、養殖業の生産性を維持するために、一部の地域では生産活動のグループ化から始まる協業化の取組、生産性を高める技術導入や収支改善を図るための経営体のグループ化、域外からの企業参入などにより再編や系列化を進める動きが出てきている。 水産資源の適切な管理を通じて水産業の成長産業化を実現することなどを旨とする漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の令和2年12月の施行に伴い、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直され、また、令和5年6月の規制改革実施計画に基づき、漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項に基づく都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業（同法第60条第3項に規定する定置漁業、同条第4項に規定する区画漁業又は同条第5項に規定する共同漁業をいう。）を営む権利（同法第60条第1項に規定するものをいう。以下「漁業権」という。）を取得する制度である漁業権制度等について、各種取組が進められている。 一方、直近の水産庁による調査等においても、未利用漁場（漁業権が設定されているが有効に活用されておらず、又は、漁業権が設定されていない漁場をいう。以下同じ。）の事例は確認されており、令和5年9月の漁業権の一斉切替え（以下「令和5年漁業権一斉切替え」という。）に当たって、水産庁から都道府県に対し、漁業権の免許状況調査が行われ、漁場の一部又は全部で操業実績がないことから、「適切かつ有効」に活用されていないと判断され、令和3年度から漁業権の切替えまでに同法第91条に基づく指導・勧告が行われた事例は計115件であった。また、令和5年漁業権一斉切替えにおいて、従来免許されていた漁業権のうち、「適切かつ有効」でないと判断されたことにより免許されなかった漁業権の件数は437件であった。現在は、令和10年に行われる漁業権の一斉切替えに向けた各種取組が進められているところ、令和7年3月から、水産庁から都道府県に対し、「適切かつ有効」に活用されているかの判断方法及び判断状況、同法第91条に基づく指導・勧告の件数及び事例、新規漁業権を希望した者の数及び事例を含む新規漁業権の調整状況や調整上の課題について、漁場活用状況に係る調査が行われているところである。 また、漁場活用状況の確認・判断の客観性及び透明性、地区要件（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第1項第1号及び第3号並びに漁業権行使規則（漁業法第	
--	--	--	--

		106 条に規定する、組合員行使権資格等について漁協等が定める規則をいう。)に基づき所定の地区内に住所又は事業場を有することが求められる要件をいう。以下同じ。)並びに漁業調整(同法第 36 条第 2 項に規定する漁場の使用に関する紛争の防止等のために必要な調整をいう。以下同じ。)のプロセスの透明性等について、課題を挙げる声や指摘がある。 漁業の後継者不足が引き続き進行している中、我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用していくためには、漁業の担い手の確保・育成や、意欲ある事業者の新規参入及び事業拡大を公正かつ円滑に進める必要性が一層高まっている。 以上を踏まえ、水産資源の適切な管理を前提として、我が国周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用し、水産業の成長産業化を実現するため、漁業の担い手の確保や、意欲ある事業者の新規参入・事業拡大を公正かつ円滑に進める観点から、漁場活用状況の確認・判断の客観性及び透明性を高めるとともに、地区要件の柔軟な見直し並びに漁業調整のプロセスの透明化及び円滑化を図るため、以下の措置を講ずる。 a 農林水産省は、直近の水産庁による調査等においても、未利用漁場の事例は確認されており、また、都道府県知事により、「適切かつ有効」に活用されていると判断され、現に漁業権が設定されている漁場であっても、本来の目的外の用途で使用され、又は、実際には十分に活用されていない場合があるとの声や、都道府県がチェックシート(「海面利用制度等に関するガイドライン」(令和 2 年 6 月 30 日水産庁長官通知)別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 をいう。以下同じ。)を活用する漁場活用状況の確認が客観的な証票類や現地調査の結果等に基づいて適切に運用されているか外部から把握できないとの声があることなどを踏まえ、漁業法第 90 条第 1 項に基づき漁業権を有する者(以下「漁業権者」という。)が都道府県知事に対して行う漁場の活用状況等の報告について、都道府県による当該漁場が「適切かつ有効」に活用されているかの判断の客観性、透明性及び公正性を担保する観点から、判断に当たって活用することとされているチェックシートの運用状況について、客観的な証票類や現地調査の結果等に基づいて調査・判断されているか、指導、勧告及び取消し又は行使の停止(以下「指導等」という。)をした件数、指導等の事例などを含め、実態調査を行い、その結果を公表する。 b 農林水産省は、令和 5 年漁業権一斉切替えに当たって、水産庁から都道府県に対し、	
--	--	--	--

	漁業権の免許状況調査が行われ、漁場の一部又は全部で操業実績がないことから、「適切かつ有効」に活用されていないと判断され、令和3年度から漁業権の切替えまでに漁業法第91条に基づく指導・勧告が行われた事例が計115件、令和5年漁業権一斉切替えにおいて、従来免許されていた漁業権のうち、「適切かつ有効」でないと判断されたことにより免許されなかった漁業権の件数は437件であるなど、水産庁による調査等においても、未利用漁場の事例が確認されていること、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が明らかに未利用と思われる漁場を活用していると都道府県に報告している事例があるとの声があることを踏まえ、漁協は組合員行使権（同法第105条に規定する権利をいう。以下同じ。）を有している漁業者（同法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に漁場の活用状況を直接確認することを含め、漁場の活用状況の実態を正確に把握しなければならない旨、漁協を指導するよう都道府県に通知した上で、当該通知を公表する。 c 農林水産省は、①直近の水産庁による調査等においても、未利用漁場の事例は確認されていること、②都道府県が漁場の活用状況を十分に把握できておらず、また、その客観性及び透明性が確保されていないとの声があることを踏まえ、漁業者等が、漁場の活用状況について都道府県に直接確認を行い、都道府県から、漁業権者による漁場の活用状況等の報告や必要に応じて行う現地確認、実態調査を踏まえた回答を得ることが可能であることを漁業者等に周知する。 d 農林水産省は、漁協の組合員の資格や組合員行使権資格（組合員行使権を有する者の資格をいう。以下同じ。）に係る地区要件について、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」（令和5年9月14日水産庁漁政部企画課長ほか通知（令和6年3月14日最終改正））により、都道府県に対し、道路や橋の開通等の交通事情や漁業者の居住実態等の周辺環境の変化を踏まえ、地区要件の定める地区の範囲を必要に応じて広げる柔軟な運用を行うよう指導を行っているものの、組合等の組織及び事業（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、体系的に整理した「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成25年5月水産庁制定）等においては、地区要件の柔軟な要件への見直しなどの観点が記載されておらず、依然として、地区要件の柔軟な要件への見直しが十分に行われておらず、新規参入や事業拡大に苦慮しているとの声	
--	--	--

	や、幅広く担い手を確保することが求められるにもかかわらず、新規参入を拒否する理由として地区要件が利用されているとの指摘があることを踏まえ、現在及び今後の交通事情や住居事情に応じた柔軟な要件への見直しを促進する観点から、以下の措置を講ずる。 ①農林水産省は、都道府県を通じて全国の漁協に対して実態調査を行い、令和5年漁業権一斉切替え以降に地区要件を見直した事例の件数及び内容、道路や橋の開通等によって速やかに漁場に到着できるようになるなど交通事情が変化したためなどの見直しの要因など調査結果を公表するとともに、都道府県に通知する。 ②農林水産省は、①の都道府県への通知の際、現在及び今後の交通事情や住居事情等に照らして当該要件が実態に即していない場合には、地域の実情に応じた柔軟な要件に見直すよう通知する。 ③農林水産省は、地区要件に関する相談窓口を設置し、漁業者等へ周知するとともに、地区要件及びその見直しに関する課題等に関する情報・意見収集を行い、地区要件の見直しの状況を公表するなど、所要の措置を講ずる。 ④農林水産省は、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」を踏まえ、都道府県がより適切に漁協に対する指導ができるよう、地区要件の柔軟な要件への見直しなどの観点を「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」等に追加する。 e 農林水産省は、新規参入及び事業拡大に当たっては、漁協を含む近隣の既存漁業者との漁業調整が必要であり、漁協の組合員を含め、新たな漁業権の設定を希望する者から、都道府県に直接相談され、その後、関係者・関係機関との調整等を経て、海区漁場計画（漁業法第62条第1項及び第2項に規定する、都道府県知事はその管轄に属する海面について、5年ごとに、海区（同法第136条第1項に規定するものをいう。）ごとに設定する漁業権について、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類等を定めるものをいう。）が変更される場合には、海区漁業調整委員会（同法第136条第1項に規定する漁場の使用に関する紛争の防止又は解決等のための機関をいう。以下「海区委」という。）での議論を経て、答申が行われることとなっており、都道府県によっては、海区委の議事録及び用いられた説明資料が公開されているなど漁業調整のプロセスの透明性等が図られているが、都道府県によっては、海区委の議事録の概要のみ公開され、また、用いられた説明資料が	
--	--	--

	公開されておらず、漁業調整のプロセスの透明性を損ねているとの声があることを踏まえ、漁業調整のプロセスの透明性を高める観点から、海区委における議論の具体的内容が客観的に明らかとなる海区委の詳細な議事録、及び、漁場の活用状況が客観的に判断できる書面を含め海区委で用いられた説明資料を海区委開催後遅滞なく公開するよう、海区委の事務局である都道府県に通知する。 f 農林水産省は、漁業権の免許に関して、新規参入や事業拡大の希望がある場合、まずは都道府県に相談することになるが、都道府県による漁協や既存漁業者との調整に長期間を要し、また、調整困難とされた場合に、その理由が必ずしも明らかでないとの声があることを踏まえ、漁業調整のプロセスの透明性を高める観点から、都道府県が希望者から相談を受けた案件で長期間を要し、又は、調整困難との結論に至った事例については、希望者に対して結論と併せてその理由（長期間を要した理由を含む。）を教示するよう、都道府県に通知する。 g 農林水産省は、漁業権に関する相談窓口の認知度を向上させる観点から、当該窓口を漁業者等へ周知する。 h 農林水産省は、①「水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）において、漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域を創出するなど沖合域を含む養殖適地を確保することとされているほか、令和5年6月の規制改革実施計画に基づき、「漁業権制度等の運用に係る留意点について」において、都道府県は、沖合域における養殖適地の確保や漁業権の免許に資する漁場調査及び関係する漁業者等から得られている漁場環境に関する情報等を可能な限り公表するとともに、併せて養殖適地として公表することも検討することとされている。なお、沿岸漁業及び養殖業の新規参入の促進に向けて、先進的な取組を行っている高知県においては、県内の全ての沿岸海域などを対象とした本格的な適地調査が行われているが、多くの都道府県では、こうした適地調査は網羅的には行われておらず、未利用漁場の全般的な実態は把握できていないと考えられること、②漁場に関する情報が詳細には公開されておらず、漁場調査や新規に漁業権を申請する手続を効率的かつ円滑に行うことができるよう、都道府県による漁場の情報（水深、砂地、岩礁などを含む。）の公開を希望する声があること、③沿岸海域の適地には既に区画漁業権が設定されていることが多く、又は、過去に養殖が行われていた沿岸海域でも、河川水の流入や台風時のしけなど、再開には課題が多いとの声	
--	---	--

		や、大規模沖合養殖の適地は多いが、費用面及び技術面で課題が多く、養殖の実績がない海域では大企業であっても参入をためらうとの声があることなどを踏まえ、未利用漁場の有効活用や漁業調整の円滑化に資する観点から、都道府県内外の事業者を対象に新規参入者の公募を行うなどの好事例を横展開する。その際、例えば、公募の際に事業者が新規参入の適否を判断できる情報を簡易に入手できるよう、海底の地形や潮流等の漁場調査を行った上でその情報を発信するなど、他の都道府県が参考にできる具体的手順等も整理の上、展開する。		
3	長期相続登記等未了土地解消事業の活用の円滑化	不動産登記簿上の所有者（以下「登記名義人」という。）の死亡等により、現所有者の氏名又は名称やそれらの所在が直ちに確認できない土地（以下「所有者不明土地」という。）については、令和6年の国土交通省調査において、不動産登記簿のみでは所有者の所在が判明しない所有者不明土地の割合は23%であり、この発生原因として、「土地の相続の際に登記の名義変更が行われないこと」は63%、「所有者が転居したときに住所変更の登記が行われないこと」は29%となっている。 こうした中、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和7年6月6日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）によると、「相続登記がされないことなどを原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせている。」とされており、市街地の活用、農地の集約による農業の生産性向上、道路整備、医療・社会福祉施設や教育文化施設など各種の都市施設、工場等の建設・拡張、災害復興などのため、これら所有者不明土地を利用しようとしても、当該利用希望者は登記名義人の相続人など現所有者を住民票・戸籍等から探索する必要があり、多くの時間を要するため、土地の流動性を著しく下げており、地域経済の活性化の支障となっている。 こうした課題への対応として、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づき、長期相続登記等未了土地解消事業（同法第44条に定めるものをいう。以下同じ。）が創設され、長期間にわたり相続登記が行われていない土地について、長期相続登記等未了土地解消事業の要件である「起業者その他の公共の利益となる事業」の実施主体からの求めにより、法務局の登記官が法定相続人の探索を行い、その結果を登記簿に反映するとともに、当該法	令和8年措置	法務省

	定相続人に関する情報を登記所に備え付けることが可能となり、事業実施主体の所有者探索が簡便化し、所有者探索に係る時間と費用が削減されるとともに、市街地の活用、農地の集約による農業の生産性向上、道路整備、医療・社会福祉施設や教育文化施設など各種の都市施設、工場等の建設・拡張、災害復興などのための土地の取得等が容易となり、円滑な事業の実施が促進されている。 また、法務省は、令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、相続登記の義務化や手続の簡素化・合理化等所管する制度の効果分析・評価を行い、効果分析・評価の結果を踏まえ、必要に応じて、所管する制度の見直しを行っており、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）も受けて、長期相続登記等未了土地解消事業の対象範囲の更なる明確化について結論を得るなど、取組を進めている。 さらに、法務省、農林水産省及び国土交通省が関係省庁として位置付けられている「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」は、関係省庁の協力も得て、所有者の所在の把握が難しい土地について、所有者の探索方法及び所有者を把握できない場合に活用できる制度、解決事例等を整理した市区町村等の職員向けのガイドラインとして、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン～所有者不明土地探索・利活用ガイドライン～（第4版）」（令和8年4月所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会）を策定し、各市町村における措置の適切な実施を支援している。 一方、長期相続登記等未了土地解消事業を実際に活用した地方公共団体からは、以下の声があるなど、所有者の所在の把握が難しい土地における所有者の探索方法及び所有者を把握できない場合に活用できる制度について、地方公共団体では職員の制度活用に当たってのノウハウが十分でなく、対応に苦慮している。 ・表題部所有者不明土地解消事業（表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記となっている表題部所有者不明土地について、法務局が所有者の探索を行い、その結果を職権で登記する制度であり、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条に定めるものをいう。以下同じ。）と長期相続登記等未了土地解消事業の違いが十分に理解されていないことから、地方公共団体において、本来、表題部所有者不明土地解消事業に要望すべき土地を、誤って長期相続登記等未了土地解消	
--	---	--

		事業に要望する場合があるとともに、地方公共団体が要望する事業を誤っていることについて、法務局から、長期相続登記等未了土地解消事業の利用を要望した土地が当該事業の対象外である旨の連絡があるまで、気付かない場合がある。 ・長期相続登記等未了土地解消事業において、登記名義人を特定できないなどの理由により対象外となった場合に、その後に講ずべき対応手段が明確でなく、現場において対応に苦慮する場合がある。 したがって、長期相続登記等未了土地解消事業を含め法務局が行う所有者不明土地対策の各制度の趣旨やその違いを一層明確化するとともに、制度間の連携や運用面での改善を図ることにより、地方公共団体が当該制度をより円滑かつ適切に活用できる環境を整備することが必要である。 以上を踏まえ、所有者不明土地に関して、各種事業の円滑な実施を促進し、土地の流動性を確保することで、地域経済の活性化を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 法務省は、地方公共団体において、表題部所有者の欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地について、本来は表題部所有者不明土地解消事業に要望すべき案件が、長期相続登記等未了土地解消事業に係る要望として提出された場合であっても、手続の遅延や制度活用上の支障が生じず、地方公共団体において長期相続登記等未了土地解消事業及び表題部所有者不明土地解消事業が円滑に活用されるよう、以下の①又は②を含め、必要な措置を講ずる。 ①長期相続登記等未了土地解消事業に係る要望の中に表題部所有者不明土地が含まれている際には、表題部所有者不明土地解消事業に係る要望が提出されたものとみなす取扱いが可能である旨をあらかじめ地方公共団体に周知すること。 ②①に加えて、地方公共団体の長期相続登記等未了土地解消事業に係る要望及び表題部所有者不明土地解消事業に係る要望について、法務局から地方公共団体に対する照会を一括して実施すること。 b 法務省は、地方公共団体等が長期相続登記等未了土地解消事業の対象とするよう要望したものの、法務局による選定結果として同事業の対象とならなかった土地について、地方公共団体等が次に講ずべき対応方針を判断しやすくなるよう、長期相続登記等未了土地解消事業の選定結果を法務局から地方公共団体等に回答する際、戸籍の請求等を通じて登記名義人を特定することができず、当該事業の対象外となる場合には、所有者不明土地管理制度（民法（明治 29 年法律第 89	
--	--	---	--

		号) 第 264 条の 2 に基づく、利害関係人の請求により、地方裁判所が所有者又はその所在が不明な土地について管理人を選任し、管理を行わせる制度をいう。) を含む他の解決手法(所有者の所在の把握が難しい土地について、所有者の探索方法及び所有者を把握できない場合に活用できる制度など)を併せて案内する。		
4	貨物自動車運送事業法における農機の運送の取扱いの明確化	我が国の農業においては、高齢化と生産年齢人口の減少が急速に進行しており、令和 7 年 2 月 1 日現在、基幹的農業従事者の平均年齢は 67.7 歳で、年齢構成は 70 歳以上の層が最も多く、65 歳以上が全体の 69.6% を占めている。さらに、農林水産省の試算によれば、令和 22 年(2040 年)には、基幹的農業従事者数が 30 万人程度まで減少することが見込まれている。こうした年齢構成の変化は、農業分野における担い手の減少を一層深刻化させるのみならず、農業生産基盤の整備・保全にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。 こうした中、「食料・農業・農村基本計画」(令和 7 年 4 月 11 日閣議決定)においては、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。以下同じ。)に基づく農地の集積・集約化により規模拡大を進めるとともに、大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備、スマート農業技術等を活用した省力的な栽培体系による適期作業の推進、多収品種の開発・導入等により、生産性の向上を図ることと明記され、農地の大区画化や経営規模拡大により、限られた人数でも効率的に営農可能な環境整備が重要であると考えられている。また、大型の農業機械(以下「農機」という。)を導入し、営農を行う農業者が増加している状況にある。 さらに、これまで担い手への農地の集積を推進してきた結果、農地集積率(耕地面積のうち、認定農業者、認定新規就農者、集落営農及び基本構想水準到達者(①年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者、②農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者のいずれかに該当する経営体(個人・法人)をいう。)が利用している面積の割合をいう。)は 6 割まで上昇している。一方、作成さ	措置済み	国土交通省

	れた 18,894 地区の目標地図（地域計画の中で、将来の地域農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図をいう。）において、将来の受け手に集約することが明確化されている割合は約 1 割にとどまっており、引き続き、集約化に向けた更なる対応が求められている。こうした中、分散して存在する複数の圃場を一人の担い手で耕作している場合があるが、これらの大型の農機は、個々の圃場に常置されるものではなく、農機の格納場所と圃場との間又は分散して存在する複数の圃場間を移動させる場合がある。こうした農機の運送作業そのものが営農を行う上で重要な工程の一部となっているが、高齢者や新規就農者、複数圃場を経営する農業者など多様な組合員の中には、安全かつ効率的な農機の操作・搬入出等の確保の観点から、こうした農機の運送を自ら行うことが困難な場合が一定数存在している。 こうした課題に対応するため、農業協同組合がこれまで農業者に対する農機の販売や修理、管理等の事業を行ってきた経緯や、こうした取組を通じて蓄積した農機の使用や管理等に関する知見を活用し、農業者に対する農機の実機を用いた指導・確認を行っている実態を踏まえ、地域によっては、農業協同組合が農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 1 項に定める営農指導の一環として農機の運送を担っている事例も見られる。 一方、他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に基づく許可又は同法第 36 条に基づく届出を要するところ、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われるとともに、当該運送行為が生業の過程に包摂され、有償性がない場合には、貨物自動車運送事業法第 3 条に基づく許可又は同法第 36 条に基づく届出を要しないとされているが、営農指導の実施に伴う農機の運送に関して、具体的にどのような場合において当該許可又は届出が不要なのかが、必ずしも明確に示されていない。そのため、農業協同組合が、圃場への農機の入出りや圃場内での農機操作の指導などの営農指導の一環として農機の運送を担う場合には、貨物自動車運送事業法に抵触しないよう、全て無償で対応する状況となっている。その結果、燃料費や人件費、車両の維持管理費等の実費負担が農業協同組合に生じ、こうした負担が継続的に積み重なることにより、農業協同組合において、農機の運送支援を持続することが困	
--	--	--

		難となるおそれがあるとの声がある。 以上を踏まえ、農業における担い手の大幅な減少及び高齢化が進行する中で、限られた人数でも効率的に営農可能な環境を整備するため、国土交通省は、貨物自動車運送事業法第3条に基づく許可における農機の運送に関する以下の取扱いを明確化する。 ・農業協同組合が、圃場への農機の出入りや圃場内での農機操作の指導などの営農指導の一環として農機の運送を担う場合には、当該営農指導において、圃場における農機の実機を用いた指導又は確認が必要である場合に限り、当該運送行為が営農指導と密接不可分で、その業務の過程に包摂され、独立性を有しないと考えられることから、貨物自動車運送事業法上の運送の対価としての有償性がないと判断できる場合には、貨物自動車運送事業法第3条に基づく許可は要しない。 ・上記について、農業協同組合以外の主体であっても、営農指導と同様の事業を行うに際し、圃場における農機の実機を用いた指導又は確認が必要である場合に限り、当該事業と密接不可分で、当該事業の過程に包摂され、独立性を有しない形で農機の運送を行うと認められるときには、貨物自動車運送事業法上の運送の対価としての有償性がないと判断できる場合に、貨物自動車運送事業法第3条に基づく許可は要しない。		
5	歩行者利便増進道路制度の活用促進を通じた魅力ある都市空間の形成	地方公共団体が魅力ある都市空間の形成に取り組む中で、道路占用制度（行政財産である道路の特別使用（道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）と一般使用（一般交通の用に供することをいう。）との調整を図るため、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定に基づき、道路の特別使用をしようとする場合において、道路管理者の許可を必要とする制度をいう。）においては、道路にオープンカフェ等を設置する際に、道路法第33条第1項に定める無余地性の基準（道路区域外にその占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可するという基準をいう。以下同じ。）が適用され、賑わい空間の創出に資するものであっても、道路の敷地外での設置が可能であると判断された場合には、許可が与えられないなどの課題があったことを踏まえ、令和2年11月には、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）の施行により、歩行者利便増進道路制度（「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指し、道路法第48条の20第1項に基づき、道路管理者が、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利	a～c：令和8年度 上期措置	a, b：国土交通省 c：警察庁

		便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資する道路を「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」として指定する制度をいう。以下同じ。）が創設され、道路法第 33 条第 2 項第 4 号の規定により、歩行者利便増進施設等（同法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 16 条の 3 で定めるものをいう。以下同じ。）であって、同法第 48 条の 20 第 1 項の規定に基づき道路管理者が指定した歩行者利便増進道路（同法第 48 条の 21 の技術的基準に適合するものに限る。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域（以下「利便増進誘導区域」という。）内に設置されるもの（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用許可については、無余地性の基準の適用を除外し、歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができる許可基準の特例を新たに認めることとし、令和 7 年 3 月末時点で、全国 32 都道府県、64 市区町村で活用されている。 一方、歩行者利便増進道路制度に係る道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の許可（以下「道路占用許可」という。）を申請する者（以下「道路占用許可申請者」という。）にとっては、以下の点が課題となっており、同制度の円滑な活用の妨げになっているとの声がある。 ・道路管理者が利便増進誘導区域を、賑わい創出のための取組内容に合わせて変更する際には、協議に時間を要することから、道路占用許可申請者が希望する時期に、道路管理者において、利便増進誘導区域を変更することができず、賑わい創出のための取組の実施の妨げになっていること。 ・許可申請に対する標準処理期間が 2 週間程度であるにもかかわらず、彫刻等の美術品が歩行者利便増進施設等として設置が可能となる工作物、物件又は施設に該当するかが不明確であり、設置の可否の確認に数か月を要するとともに、予見性が乏しいこと。 また、同制度に係る道路占用許可において、例えばイベントにおける露店の設置など、当該道路占用許可に係る行為に関し、道路使用許可（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項に規定する許可をいう。以下同じ。）も必要となる場合があるが、当該道路使用許可について、当該道路使用許可を申請しようとする者（以下「道路使用許可	
--	--	--	--

		可申請者」という。)が道路の特別使用を希望する期間よりも短い期間しか許可されないことから、短期間に繰り返し申請せざるを得ず、イベントの実施の障害となっているとの声もある。 こうした状況を踏まえ、地域を豊かにする歩行者中心の道路空間を構築し、地域活性化を促進する観点から、歩行者利便増進道路制度の活用促進並びに同制度に係る道路占用許可及び道路使用許可の申請手続の円滑化のため、以下の措置を講ずる。 a 国土交通省は、警察庁の協力を得て、歩行者利便増進道路制度に係る道路占用許可について、利便増進誘導区域の変更の協議を円滑化し、道路管理者において、道路占用許可申請者からの時期に関する希望等も踏まえて柔軟に利便増進誘導区域を変更できるようにするため、今後変更の可能性がある複数の利便増進誘導区域の案を一括して検討することが可能である旨を、道路管理者や地方整備局等に対する通知において明確化するなど、必要な措置を講ずる。 b 国土交通省は、彫刻等の美術品が歩行者利便増進施設等に含まれることについて、国土交通省ウェブサイトにおいて明確化するとともに、道路管理者や地方整備局等に対して通知する。 c 警察庁は、都道府県警察本部を通じて各警察署に対し、道路使用許可が必要となる場合において、当該道路使用許可に係る行為が、歩行者利便増進道路制度の活用など、地域の活力の創造に資する場合には、当該行為の形態や当該行為が交通に与える影響を考慮した上で、道路使用許可期間を道路使用許可申請者が道路の特別使用を希望する期間よりも短期間とせざるを得ない合理的な理由がない限り、当該道路使用許可申請者が道路の特別使用を希望する期間の許可をしなければならない旨を通知するとともに、警察庁及び都道府県警察のウェブサイト等において公表するなど、必要な措置を講ずる。		
6	指定自動車教習所の教習におけるデジタル技術の活用等	道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 84 条第 1 項により、自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、都道府県公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならないが、同法第 89 条第 1 項により、免許を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会の行う運転免許試験を受けなければならないが、同法第 97 条の 2 第 1 項により、同項第 2 号に該当する指定自動車教習所（同法第 99 条第 1 項に基づき、都道府県公安委員会が指定した自動車教習所（同法第 98 条第 1 項に規定する、免許を受けようとする者に対し、自動車の運転に	a：措置済み b：令和 8 年度結論、結論を得次第速やかに措置 c：令和 8 年度措置	a～c：警察庁

	関する技能及び知識について教習を行う施設をいう。)をいう。以下同じ。)が発行した卒業証明書又は修了証明書を有する者(同法第99条の5第5項に規定する卒業証明書(同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限る。)を有する者で当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過しないもの又は同項に規定する修了証明書(同項後段に規定する技能検定員の書面による証明が付されているものに限るものとし、政令で定めるものを除く。)を有する者で当該修了証明書に係る技能検定を受けた日から起算して3か月を経過しないものをいう。以下「指定自動車教習所卒業者」という。)に対しては、運転免許試験(当該卒業証明書又は修了証明書に係る免許に係る同法第97条第1項第2号に掲げる事項についての運転免許試験をいう。)が免除される。 また、同法第90条の2第1項により、免許を受けようとする者は、その種類に応じて、自動車等の運転に関する知識や技能等を習得するための講習を受講することが義務付けられているが、指定自動車教習所卒業者については、これと同内容の教育を受けているものとして、当該講習の受講が免除される。指定自動車教習所では、免許を受けようとする者に対して、原則として、対面により、自動車の運転に関する知識の教習(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第35条第2項第4号に規定する学科教習をいう。以下「学科教習」という。)が行われている。 また、同法第99条第1項第5号、同令第35条第3項第1号及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第33条第5項第1号二により、指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能の教習(同令第32条の6に規定する技能教習をいう。以下「技能教習」という。)については、原則として、自動車(同法第3条に規定する大型自動二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。)及び普通自動二輪車(側車付きのものを含む。以下同じ。)を除く。)による教習のうち、当該自動車に、教習指導員(同法第99条の3第4項の教習指導員資格証の交付を受けており、同条第1項により、指定自動車教習所を管理する者が選任する教習指導員をいう。以下同じ。)のほか、教習を受ける者(以下「教習生」という。)一人のみが乗車して行うもの(以下「単独教習」という。)により行うこととされている。 令和7年末現在、指定自動車教習所は1,277か所あるが、令和7年には、平成12年と比べて、年間の指定自動車教習所卒業者数は約25%減少する一方、教習指導員数は約	
--	--	--

		30%減少する中、働き方改革への対応に伴い、特に繁忙期を中心に、教習指導員不足が発生し、主に自動二輪車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）や大型自動車（同法第3条に規定するものをいう。）等の運転及び技能に関する教習の受付の一時停止や予約が取りにくいことなどによる入校から卒業までの期間の長期化が生じている指定自動車教習所もある。 こうしたことを背景に、一部の指定自動車教習所においては、教習生の利便性向上等に資するデジタル技術を活用した教習を実施し、業務効率化を進めようとしているが、その際、以下に挙げる課題等への対応が必要であるとの声がある。 ・ 学科教習については、対面による学科教習（双方向性が確保された状態で行われる対面による学科教習をいう。）と同等の教習の水準が維持されることを前提として、教習生の利便性を図る観点等からオンラインによる学科教習（以下「オンライン学科教習」という。）が一部の指定自動車教習所で実施されているが、当該オンライン学科教習を実施している指定自動車教習所では、「指定自動車教習所におけるオンラインによる学科教習の留意事項について」（令和6年7月18日警察庁交通局運転免許課長通達。以下「オンライン学科教習通達」という。）に基づき、教習生の受講状況の記録画像の全てを教習指導員等が確認することなどが求められることにより、教習指導員等に過大な負担がかかっていること。 ・ 技能教習については、無線教習（同規則第33条第5項第1号二に定める内閣総理大臣が指定する無線指導装置による教習をいう。以下同じ。）等、単独教習以外の方法による教習を実施している指定自動車教習所もある中で、自動補助ブレーキ機能、双方向の音声通話機能、走行データ等から教習生の運転に係る改善点を診断する機能等を複合的に備えたシステム（以下「遠隔教習システム」という。）が開発され、一部の指定自動車教習所における無線教習で活用されている状況であるが、当該遠隔教習システムを活用し、単独教習以外の方法による教習の機会を拡大することができれば、教習指導員の負担軽減等となること。 また、指定自動車教習所に関する法令・通達等の運用が都道府県公安委員会ごとに異なっている事例があり、複数の都道府県において指定自動車教習所を設置し、又は管理する者（以下「指定自動車教習所管理者」とい	
--	--	--	--

	う。)の円滑な業務管理に支障が生じているとの声もある。 以上を踏まえ、教習の安全性及び効果を担保しつつ、移動の足の一手段として重要な自動車等の運転に必要な免許の取得に係る教習の円滑化等を図る観点から、教習生の利便性等にも資するデジタル技術を活用した教習の実施により、指定自動車教習所の業務の効率化を実現するため、以下の措置を講ずる。 a 警察庁は、都道府県警察及び指定自動車教習所に対して、以下のオンライン学科教習に関する事項について明確化し、通知する。 ・ 現行のオンライン学科教習通達において、オンライン学科教習の実施方式の一つである録画配信方式の留意事項として、動画の視聴途中に教習生の理解度を確認するための小テストを随時挿入させるなど双方向性を担保するよう求めていることについて、小テスト以外の教習生の理解度を確認する手段、具体的には、動画の視聴途中や終了後に、教習生の理解度を確認するための質問フォームを適時挿入させることなどでも差し支えないこと。 ・ 現行のオンライン学科教習通達において、オンライン学科教習の実施方式の一つである録画配信方式の留意事項として、教習生の受講状況の記録画像の全てを教習指導員等に確認させるなど教習生が確実に受講したことを担保するよう求めていることについては、長時間離席していることや画面を全く注視できていないことを確認できた際には動画を停止する機能や、小テスト等に一定時間反応しない際には警告した上で教習を中止する機能を備えたシステムを活用することなどでも差し支えないこと。 ・ 現行のオンライン学科教習通達において、オンライン学科教習の実施方式の一つである録画配信方式の留意事項として、動画に出演している教習指導員の選任が解かれた場合には、当該教習指導員が出演している動画を使用させないことを求めていることについては、動画に出演している教習指導員の選任が解かれた場合には、当該教習指導員が出演している動画を使用させないことを原則としつつ、その選任の解除がやむを得ない事由によるものである場合、当該教習指導員の選任中に録画された動画を、新たに選任された教習指導員が出演している動画に速やかに差し替えるまでの間、引き続き使用させることが可能であること。 ・ 現行のオンライン学科教習通達において、オンライン学科教習の実施方式の一つで	
--	--	--

		ある録画配信方式の留意事項として、教習指導員の動画への出演については、動画の中で投影した教本、視聴覚教材の内容や、模型等の教習に必要な教材を用いて示す内容に教習指導員が話しながら解説を加えるなど、音声による出演も含まれるようにすること。 b 警察庁は、技術の進展等に伴い、遠隔教習システムが開発され、一部の指定自動車教習所において無線教習で活用されていることを踏まえ、教習の安全性及び単独教習と同等の教習効果が担保されることを前提として、教習指導員が遠隔教習システムを用いて教習車に同乗せずに行う技能教習（以下「遠隔教習」という。）を、単独教習の例外として位置付けられている無線教習等とは異なる技能教習の新たな方法として法令上位置付けることも視野に入れて、遠隔教習の実施に当たって最低限必要な遠隔教習システムの機能・性能等に係る要件や、遠隔教習システムが活用可能な教習項目等について検討し、今後の進め方の方向性に係る結論を得る。 その上で、警察庁は、今後の進め方の方向性として、遠隔教習を新たな方法として法令上位置付けることが見込まれるとの結論を得た場合には、技能教習の新たな方法として法令上位置付けることを目的とする実証を遅くとも令和9年度中に実施するなど、当該結論を踏まえ、必要な措置を講ずる。 c 警察庁は、教習生が録画配信方式によるオンライン学科教習を受けた日が、当該教習生が当該オンライン学科教習の動画を視聴した日又は教習指導員が当該教習生の当該オンライン学科教習の受講状況を確認した日いずれであるかが統一されていないなど、指定自動車教習所に関する法令・通達等の運用が都道府県公安委員会ごとに異なっている事例があることを踏まえ、都道府県公安委員会及び指定自動車教習所関係団体に対し、指定自動車教習所に関する法令・通達等の運用の実態について調査し、都道府県公安委員会ごとの異なる運用（いわゆるローカルルール）によって指定自動車教習所管理者に非合理的な負担が生じていることが認められる場合には、指定自動車教習所管理者に非合理的な負担が生じるローカルルールを防止するための一定の指針を定め、都道府県公安委員会及び指定自動車教習所に周知するなど、必要な措置を講ずる。		
7	全国における移動の不足の解消に向けたライドシェア（自家用車活用事業等）の推進	内閣府及び国土交通省は、全国の移動の不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、安全・安心の確保や適切な労働環境の確保を前提に、諸外国の事例及び各地域のニーズを踏まえ、必要な取組を進める。	直ちに実施	内閣府 国土交通省

8	自家用車活用事業における自家用車の中間点検の実施主体及び点検方法の明確化	全国の移動の足不足及び地域交通の担い手不足を解消するために令和6年3月末に創設された自家用車活用事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号に基づく許可を受けたものをいう。以下同じ。）に用いる車両の整備管理に関する取扱いについては、「自家用車活用事業における自家用車の車両整備管理について」（令和6年3月29日国土交通省物流・自動車局自動車整備課長通達。以下「車両整備管理通達」という。）において、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第4項に定めるタクシー事業者のうち法人である者（以下「法人タクシー事業者」という。）は、当該事業の用に供する自家用車について、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）に基づき、以下の点検を行い、当該車両の保安基準（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）をいう。）に適合するように維持するために必要な整備を行うこととされている。 ・運行前点検（1日に1回、自家用車活用事業の用に供する前に実施する点検をいう。） ・中間点検（3か月ごとに行う基本的な点検をいう。以下同じ。） ・年次点検（12か月ごとに行う詳細な点検をいう。以下同じ。） ・開始前点検（自家用車を自家用車活用事業の用に供する前に行う点検をいう。以下同じ。） また、このうち中間点検については、直近の中間点検、年次点検又は開始前点検以降、連続する2か月における自家用車活用事業の用に供される頻度が1か月当たり15日未満又は40時間未満である場合、次の中間点検を、点検基準別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）の「3か月ごと項目」に定められた点検項目に代えて、車両整備管理通達別添に基づく簡略化された点検項目（国土交通省において、自家用車における点検項目の故障率や車両の基礎的な安全性を踏まえ、保安上必要であると整理された点検項目をいう。）で実施すること（以下「簡略版中間点検」という。）ができるとされている。 一方、簡略版中間点検は、自動車特定整備事業者（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第4項に基づく自動車特定整備事業（同法第77条の自動車特定整備事業をいう。）の認証を受けた者をいう。）だけでなく、自家用車の使用者（以下「自家用車使用者」という。）自ら行うことが可能であることが想定され得るものとしているが、自家用車活用事業を行っている一部の法人タクシー事業者において、以下の要因により、簡略	措置済み	国土交通省
---	---	--	------	-------

		版中間点検であったとしても、認証工場（道路運送車両法第 78 条第 1 項に基づく認証を受けた特定整備を行う事業場をいう。以下同じ。）において行うことが必要と認識している実態が確認されている。 ・車両整備管理通達において、自家用車使用者自ら簡略版中間点検を行うことが可能である旨が明記されていないこと。 ・自動車運送事業（道路運送法第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）の用に供する自動車の定期点検整備（特定整備を伴うものに限る。以下同じ。）を反復継続的に行うことができるのは認証工場に限られるため、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者が、当該事業の用に供する自家用車についても同様に定期点検整備を行うことができるのは認証工場に限られると誤認している場合があること。 その結果、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者からは、認証工場に自家用車を持ち込むことなどによる、自家用車使用者、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者や、人手不足が深刻化している自動車整備士（道路運送車両法第 55 条第 1 項に基づき行う自動車整備士技能検定に合格した者をいう。以下同じ。）の負担が生じているとの声がある。 以上を踏まえ、国土交通省は、全国の移動の足不足及び地域交通の担い手不足の解消に向けて、自家用車活用事業を促進する観点から、安全性の確保と両立させつつ、自家用車使用者、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者及び自動車整備士の負担を軽減するため、以下の事項について、自家用車活用事業を行う法人タクシー事業者の意見を踏まえつつ、通達等で明確化した上で、法人タクシー事業者等に周知する。 ・自家用車使用者自ら簡略版中間点検を行うことが可能であること。 ・認証工場と同様、自家用車使用者自ら適切かつ円滑に行うことが可能な簡略版中間点検の具体的な実施方法。		
9	自家用有償旅客運送制度に関するローカルルールの見直し	過疎地域や高齢化が進む地域等で、バスやタクシーのみでは十分な移動サービスを提供することが困難な場合に、住民の生活を支えるための移動手段を確保するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）など、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）が自家用車を用いて有償にて旅客を運送する制度である自家用有償旅客運送（道路運送法第 78 条第 2 号に規定するものをいう。以下同じ。）において行うことが必要と認識している実態が確認されている。	a, b : 令和 8 年度措置	国土交通省

	下同じ。)については、令和6年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する地域公共交通会議をいう。以下同じ。）に係る関係法令や通達に定められていない独自の基準（以下「ローカルルール」という。）の見直し、運行主体の市町村等からの委託を受けた株式会社の参画が可能であることの明確化などの制度改善が逐次なされており、令和8年3月末時点で、681市町村で活用されている。 こうした中、地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン等を示した「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国土交通省物流・自動車局長通知）においては、ローカルルールに対する考え方として、客観的な根拠に基づかないものは認められないとされた上で、同規則第4条の2第1項及び第2項に規定する地域公共交通会議の構成員は、不合理なローカルルールが存置されていると考える場合には、その旨を地域公共交通会議に申し出ることができ、当該申出があった場合には、地域公共交通会議において、当該ローカルルールの適切性について改めて検証を行い、適時適切に見直しを行うこととされている。 一方、自家用有償旅客運送者であるNPO法人等は、地域公共交通会議によっては、その構成員ではない場合があることから、①地域公共交通会議において定められたローカルルールの背景や理由を把握できない、②その長が地域公共交通会議を主宰する市町村に問い合わせても十分な回答がなされない、③地域公共交通会議に対し、ローカルルールの見直しを提案することができないなどの声がある。 また、一部の市町村においては、地域交通を担当する職員の不足によって職員一人当たりの業務負担が増大していることや、1～2年程度の短期間での人事異動の影響で地域交通制度に係る情報・知見が蓄積されにくいことなどにより、同法第78条第2号をはじめとする自家用有償旅客運送に関する規定の趣旨について、正しい理解や知見が不足しており、適切な回答が得られない場合が依然として存在しているとの声がある。 以上を踏まえ、全国の移動の足不足及び地域交通の担い手不足の解消に向けて、持続的かつ合理的な自家用有償旅客運送を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 国土交通省は、持続的かつ合理的な自家用有償旅客運送が促進されるよう、地域公共交通会議において定められたローカルルー	
--	--	--

		ルの見直しを検討する機会を十分に確保する観点から、以下の事項を市町村及び都道府県並びに自家用有償旅客運送者に周知するよう、各地方運輸局長等に対する関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。 ・地域公共交通会議は、自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、道路運送法施行規則第4条の2第1項において、地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている同規則第49条に規定するNPO法人等を構成員とすることとされていること、また、自家用有償旅客運送の円滑な実施や地域の輸送資源を最大限に活用するため、現に地域公共交通会議の構成員ではない自家用有償旅客運送者であるNPO法人等のほか、教育施設、医療施設、福祉施設、商業施設等の運営者等を含め、より多様な主体により構成することが望ましいこと。 ・この場合において、全ての自家用有償旅客運送者を地域公共交通会議の構成員とすることが合理的ではない場合においても、地域公共交通会議において、自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等を含め、より多様な主体から幅広く意見を聴取するなどの機会を設けること。 b 国土交通省は、不合理なローカルルールの見直し等を促進する観点から、道路運送法施行規則第51条の10第2項に基づき、同条第1項に基づく更新登録申請書の提出の際に添付を省略することができることとされている書類について、当該書類の内容に変更がないにもかかわらず、指定都道府県（道路運送法施行令（昭和26年政令第250号）第4条第1項に基づき国土交通大臣が指定する都道府県をいう。）や指定市町村（同項に基づき国土交通大臣が指定する市町村をいう。）においてローカルルールとして省略を不可とする運用を行っていないかや、更新登録手続に関する情報提供を行っている市町村において権限行政庁（同規則第2条第1項に規定するものをいう。）と異なる情報を提供していないかなど、国土交通省が定める自家用有償旅客運送の規制の運用等の状況に加え、各地域公共交通会議において定められたローカルルールの好事例や不合理なローカルルールの見直し事例、見直しの進捗等について把握を行い、その結果を好事例等として取りまとめ、市町村及び都道府県並びに自家用有償旅客運送者を含め、広く周知する。		
10	自動運転の推進に向けた規制等の運用の円滑化【再掲】	全国の移動の足不足の解消に向けて、レベル4（システムが周辺監視をし、一定の条件下で自動運転をする機能を有し、条件外でも車両が安全確保をするものをいう。以下同	a：令和8年度上期措置 b：令和8年度措置 c：令和8年度内を	a：警察庁 b, c：国土交通省

	じ。)、E 2 E (End to End AI (認識から経路判断までを全て単一の A I で処理し多様な走行環境でも走行可能な革新的な手法)をいう。以下同じ。)等の自動運転車の開発、利用等を促進することで、自動運転の社会実装を迅速かつ円滑に推進するため、以下の措置を講ずる。 a 警察庁は、我が国において自動運転が交通事故の削減、高齢者等の移動手段の確保、運転者不足への対応など、交通分野にとどまらず、社会全体の課題解決に資する重要な技術として位置付けられており、自動運転に係る政府目標としては、「第 3 次交通政策基本計画」(令和 8 年 1 月 16 日閣議決定)において、令和 12 年度(2030 年度)における自動運転サービス車両(公共交通を担う全国のバス及びタクシー車両、物流を担うトラック車両をいう。)数を 1 万台とする数値目標を新たに設定している一方で、開発事業者等からは、交通ルールの解釈の明確化について、例えば、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)では車両の左側寄り通行について規定されており、第一車線に路上駐車車両が多く存在する場合における走行方法等に関する課題が存在しているが、令和 7 年 6 月の規制改革実施計画に基づき、令和 7 年 10 月に警察庁が設置した、道路交通法の解釈の明確化等に関する意見交換等を行う「自動運転車の開発に資する交通ルールの解釈の明確化に関する意見交換枠組み」(以下「意見交換枠組み」という。)の役割や存在を認識しておらず、警察庁への相談に至っていないとの声があることなどを踏まえ、レベル 4 に相当する自動運転車の社会実装を迅速かつ円滑に進めるため、意見交換枠組みについて、以下の措置を講ずる。 ①警察庁は、警察庁ウェブサイトの意見交換枠組みの掲載箇所に、意見交換枠組みの利用に当たって参考となる事例を掲載するとともに、少なくとも国又は地方公共団体が実施する自動運転関連事業に参画している開発事業者等から意見交換枠組みを通じて要望があった場合には、意見交換枠組みにおける対応事例を共有すること。なお、当該対応事例について、更新があった場合には、更新した内容も含めて共有すること。 ②警察庁は、国土交通省及び経済産業省と共に作成している「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き(第 2 版)」(令和 7 年 7 月警察庁・経済産業省・国土交通省取りまとめ)等において、上記①の内容も含め、意見交換枠組みの内容を記載することにより、国土交通省及び経済産業省と連携し、両省が実施している自動運転関連事	目途に結論、結論を得次第速やかに措置
--	---	---------------------------

		業に参画している開発事業者等に対して、要望があった場合には意見交換枠組みにおける対応事例の共有が可能であることも含めた意見交換枠組みの周知を行うこと。 ③警察庁は、意見交換枠組みにおける対応事例について、各都道府県警察に周知し、現場における交通ルールの解釈の明確化及び対応の均質化を図ること。 b 国土交通省は、自動運転の開発手法について、従来の「ルールベース」（人が走行パターンごとに自動運転のプログラムを規定する手法をいう。）に加え、「A I ベース」（路上を走行し、その運転をA I に自己学習させる手法をいう。以下同じ。）での開発が急速に進み、さらに、「主要な製品・技術等の官民投資ロードマップ素案（先行検討分を除く）」（令和8年4月16日戦略分野分科会（令和7年12月26日日本成長戦略会議議長決定により日本成長戦略会議の下に開催されるものをいう。）」において、「A I ベース」の中でも、E 2 E が今後の自動運転のコアになることが示されていることから、「A I ベース」の自動運転を含む自動運転の推進に当たり、開発事業者の予見可能性を一層高め、メーカーにおける開発・普及を促進するとともに、自動運転車両に対する世の中の認知度及び社会受容性を高める観点から、E 2 E 等のA I 搭載を念頭に置いたL 2 ++車（運転者が周辺監視をし、縦方向・横方向の運転支援機能を有する車両（L 2 車両）のうち、A I を活用し一般道を含め自律走行が可能な高度な運転自動化システム等を搭載したものをいう。以下同じ。）が安全性や運転支援機能において一定の性能を有することを国が認定する制度（以下「優良L 2 ++車認定制度」という。）を創設することとしている一方で、開発事業者から、今までにない技術を取り扱うことから、安全性を確保した上で、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、開発事業者に過度な負担がかかる申請手続にならないよう留意すべきとの声があることなどを踏まえ、優良L 2 ++車の迅速かつ円滑な普及を実現するため、優良L 2 ++車認定制度に関する手続の円滑化を行う。具体的には、複数の開発事業者に対して手続面を含めヒアリングを行い、安全性を確保した上で、開発事業者に過度な負担がかからない申請手続となるよう、他の制度（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に基づく自動車の検査等）で提出した書類がある場合には再度提出させないようにするほか、申請から認定までに至るまでのフローを図示するとともに、各プロセスにおける主な審査事項、審査基準等を明らかにするなど、		
--	--	--	--	--

		優良L2++車の認定に係る審査事項、審査基準等の審査内容及び手続の明確化を図ることで、開発事業者が迅速かつ円滑に申請手続を行うことができる優良L2++車認定制度を創設する。 c 国土交通省は、自動運転の社会実装のスピードに事故原因究明の体制整備が遅れることのないようにすべきとの声があること、また、「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）及び「第3次交通政策基本計画」において、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に向けた取組を行うこととされていることを踏まえ、交通政策審議会における議論や、自動運転車の社会実装の状況や事故実態を勘案し、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築について、引き続き検討し、令和8年度内を目途に結論を得て、必要に応じて速やかに法案を国会に提出する。		
11	限定訪問特定整備の法定点検の可能化	自動車の使用者には、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第47条に基づき、自動車を保安基準に適合するように維持させるため、同法第47条の2に定める日常点検整備と、同法第48条に定める定期点検整備（以下「法定点検」という。）等が必要とされている。このうち、法定点検において行われるエンジンや制動装置（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第12条第1項に基づき、走行中の自動車が確実に安全に減速及び停止を行うことができ、かつ、平坦な舗装路面等で確実に当該自動車を停止状態に保持できるものをいう。以下「ブレーキ」という。）等の取り外し等の安全上重要な整備である特定整備（同法第49条第2項の特定整備をいう。以下同じ。）を伴う事業は自動車特定整備事業（同法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）に該当する。自動車特定整備事業を経営しようとする者は、同法第78条に基づき、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場（以下「認証工場」という。）ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない、当該事業の認証を受けるためには、同法第80条に基づき、以下の要件を満たすことが求められている。 ・事業場の設備について、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第57条第1号から第5号に定める要件を満たす場所、作業機械など、体制を有すること。 ・従業員について、自動車整備士（同法第55条第1項に基づき行う自動車整備士技能検定に合格した者をいう。以下同じ。）等の、同規則第57条第6号及び第7号の要件を満たす者を有すること。	a, b: 令和8年度上期結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

	・申請者が、同法第 80 条第 1 項第 2 号イからニまでに定める欠格事由に該当しない者であること。 こうした中、厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）令和 8 年 4 月分」によると、令和 7 年度における自動車整備・修理工（自動車整備士を含む。）の有効求人倍率は 5.15 倍と、全職種平均の有効求人倍率 1.10 倍を大きく上回っており、その要因として、平成 27 年から令和 7 年までの約 10 年間において、我が国の自動車保有台数は約 2.4%増加している一方で、自動車整備士数は、少子化や若者の車離れ等を背景に約 2.0%減少していることが考えられる。 こうした自動車整備業界の人手不足に対応するため、国土交通省は、令和 7 年に道路運送車両法施行規則を一部改正するとともに、「自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程」（令和 7 年国土交通省告示第 255 号。以下「実施規程」という。）において、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において以下の特定整備を行うことを可能とする訪問特定整備制度を創設した。 ・実施規程第 2 条第 1 号に基づき、一定の期間に限り、道路運送車両法施行規則第 57 条第 1 号から第 5 号までに掲げる自動車特定整備事業を行う場合の事業場の設備基準を満たす設備を設置した場所で特定整備を行うこと（以下「訪問特定整備」という。）。 ・実施規程第 2 条第 2 号に基づき、同号イからハまでに掲げる訪問特定整備に該当する場所以外の安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所で許された特定整備（以下「一部の特定整備」という。）を行うこと（以下「限定訪問特定整備」という。）。 特に限定訪問特定整備については、例えば、故障のため整備が必要な自動車があった場合に、実施規程第 2 条第 2 号に定める要件を満たす場合には、認証工場の従業員が、当該自動車を認証工場に移動させることなく特定整備を行うことが可能となり、認証工場の従業員が当該自動車を回送する業務負担の削減につながる。このため、限定訪問特定整備の活用を促進することで、人手不足が深刻化する自動車整備業界における更なる生産性の向上が期待されている。 こうした中、同時期に数十台規模の法定点検を自動車特定整備事業者に依頼する可能性があるリース事業者等においては、当該依頼を行う際に、認証工場を確保できず、適切な時期に点検・修理ができない等のケースが全国的に増加している一方で、以下の理由で	
--	---	--

		限定訪問特定整備を法定点検時に活用することができず、法定点検の都度、自動車特定整備事業者が車両を1台ずつ認証工場に回送するという業務負担が発生していることから、自動車特定整備事業が効率的に実施されていないとの声がある。 ・限定訪問特定整備で認められている一部の特定整備は、実施規程第2条第2号に基づき、自動車の修理を目的とする場合に限定されていることから、法定点検を目的とする場合においては、制度の対象外とされていること。 ・限定訪問特定整備で認められているブレーキに関する整備は、同号イに基づき、ディスクブレーキのブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッドの交換に限定されていることから、ドラムブレーキにおいては、制度の対象外とされていること。 以上を踏まえ、リース事業等の物流や移動の足の確保に資する事業において、自動車整備工場の人手不足に対応する観点から、安全性の確保と両立させつつ、自動車整備士の負担を軽減し効率的な自動車整備を促進するため、以下の措置を講ずる。 a 国土交通省は、法定点検の場合であっても限定訪問特定整備が実施可能となるよう、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を前提として、対象車種についての検討を行い、結論を得次第、実施規程を改正するなど所要の措置を講ずる。 b 国土交通省は、ドラムブレーキの交換の場合であっても限定訪問特定整備が実施可能となるよう、実施規程における一部の特定整備の対象範囲にドラムブレーキの交換を含めるため、自動車整備士及び自動車の安全性の確保を前提として、対象車種についての検討を行い、結論を得次第、実施規程第2条第2号イにドラムブレーキの交換を含めるなど所要の措置を講ずる。		
--	--	---	--	--

(2) 健康・医療・介護

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	特例介護サービスの枠組み拡張を踏まえた人員配置基準の緩和等	我が国では、生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、令和25年(2043年)には65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加することなどが見込まれている。一方、高齢化や人口減少については、既に高齢者人口のピークを迎えて減少局面に入っている地方部や高齢者人口が今後急増する都市部など、地域によってそのスピードに大きな差があり、介護サービスの需要と供給の変化にも地域差が生じている。 こうした中で、介護職員に加え介護支援専	a: 措置済み b: 令和8年検討開始、令和8年度結論、令和9年上期までに速やかに措置	厚生労働省

	門員（ケアマネジャー）、看護職等の専門職等といった介護人材の確保ができず介護サービスの提供体制の維持が困難となる地域や、基準該当サービス（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）で定められる、指定居宅サービス（要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービスをいう。以下同じ。）の事業に係る基準の一部を満たしていないが、所定の基準を踏まえ、都道府県が条例で定める基準を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるサービス等をいう。以下同じ。）を利用して必要な介護人材の確保が困難である地域があるなど、一部の地域では既に介護サービス提供体制を維持することが困難となっている実態もある。 さらに、第9期介護保険事業計画に基づき介護職員の必要数を集計すると、令和4年度（2022年度）の約215万人と比較して、令和8年度（2026年度）までに約25万人、令和22年度（2040年度）までに約57万人の新たな介護職員の確保が必要であると推計されている一方で、令和5年（2023年）には介護職員数が初めて減少に転じ、令和6年（2024年）はほぼ横ばいで推移し、令和6年10月1日時点で約212万人であった。さらに、介護関係職種の有効求人倍率は恒常的に全職業の有効求人倍率と比較して高い水準にあり、令和7年11月時点で4.12倍であり、介護人材の確保が将来にわたって深刻な課題である。 こうした状況を踏まえ、令和7年6月の規制改革実施計画等に基づき、厚生労働省は、人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築等に向けて、社会保障審議会介護保険部会において検討し、以下の事項を適当であるなどとした「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会。以下「意見」という。）を取りまとめるなど一定程度検討・取組等が進んでいる。 ・基準該当サービス及び離島等相当サービス（指定居宅サービス及び基準該当サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者に対し、市町村等（保険者）が条例等で定める基準を満たすと認められる事業を行う事業所により行われるサービスをいう。以下同じ。）（以下これらを「特例介護サービス」という。）に加えて、	
--	---	--

		地域特性等の実態を踏まえた対応や異なる介護サービス間の連携による配置基準の柔軟化・合理化（①特例介護サービスの枠組みの拡張（「中山間・人口減少地域」（高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域をいう。以下同じ。）における、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行う、施設サービスや特定施設入居者生活介護も対象とした特例介護サービスの新たな種類の設置）、②地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み（特例介護サービスの新たな種類の枠組みにおいて、例えば訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と別途、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とすること）、③介護サービスを事業として実施する仕組み（「中山間・人口減少地域」における柔軟な介護サービス基盤の維持・確保の選択肢の一つとして、給付の仕組みに代えて、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が関与する事業（地域支援事業の一類型）により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者が通所介護・訪問介護等（複数のサービスの組合せを含む。）の介護サービス提供を可能とする仕組みを設けること。）） ・介護支援専門員の更新研修の在り方の見直し（法定研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みの廃止等） また、介護サービスの質を評価する仕組みの見直しについては、厚生労働省は、令和5年6月及び令和7年6月の規制改革実施計画に基づき、令和9年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会等において引き続き検討を行うこととしている。 さらに、令和6年4月時点で、基準該当サービスの実施保険者数は38都道府県206保険者、離島等相当サービスの実施保険者数は19都道府県31保険者となっている中、意見において、「中山間・人口減少地域」における特例介護サービスの新たな種類の具体的な要件については介護給付費分科会等において引き続き議論を行うこととされているが、その具体の検討に当たっては、基準該当サービスを実施していない市町村や離島等相当サービスの対象地域ではない市町村等から、以下に掲げる声や指摘など、介護人材の確保が将来にわたって深刻な課題であることなどを踏まえ、介護サービス提供体制を維持するため、柔軟な対応が可能となるような制度設計を求められている。 ・離島等相当サービスの対象地域ではない市町村（その一部の区域に離島等相当サービスの対象地域を含む市町村を含む。）でも	
--	--	--	--

		サービス提供体制が困難になりつつあることから、特例介護サービスの新たな類型の対象地域の設定において、「中山間・人口減少地域」の対象となる地域の範囲は、地域の実情も踏まえて幅広く設定すべきとの声。 ・介護サービスの担い手不足が深刻な地域にある小規模事業者等においては、特例介護サービスの新たな類型の適用の前提とされているＩＣＴ機器の活用等が過度な負担になるとの懸念の声。 ・地域の実情に応じたサービス提供体制を維持するため、まずは、「中山間・人口減少地域」を対象とする特例介護サービスの新たな類型の人員配置基準の緩和等について、介護サービスの質（アウトカムを含む。）を含めて適切に検証・評価を行う必要があるとの指摘。 以上を踏まえ、令和７年６月の規制改革実施計画に基づく、「高齢者の自立した日常生活を支援する」という介護保険制度の理念を尊重しつつ、介護サービスの質の確保に留意しながら、介護サービスの提供体制を維持する観点から、既存の配置基準にとらわれない地域の実情に応じたより効率的・効果的な対応が可能となる制度及び運用の見直しなどを早急に進めるため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、現行の基準該当サービスを活用してもなお介護サービス提供体制の維持が困難な地域があるとの指摘があることなどを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、特例介護サービスの新たな類型を設けることを検討し、結論を得る。 その上で、厚生労働省は、当該結論を踏まえ、令和８年上期の国会に必要な法案を提出する。その際、「中山間・人口減少地域」の対象範囲が人口減少率等の客観的要件等によって過度に限定されることがないようにする。 b 厚生労働省は、特例介護サービスの新たな類型の具体的な要件の検討に当たっては、以下の事項を含めて、令和８年度までに社会保障審議会介護給付費分科会等で結論を得た上で、令和９年上期までに速やかに所要の措置を講ずる。 ・「中山間・人口減少地域」の対象範囲について、「大都市部」（高齢者人口が令和２２年（２０４０年）にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域をいう。）及び「一般市等」（高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が令和２２年（２０４０年）までの間に増加から減少へ転じる地域をいう。）においても既に介護サービスの提供が困難となるエリアを有する地域があることから、そ	
--	--	---	--

		の範囲を過度に限定しないことや、具体的な対象地域の特定においては、人口減少率等の客観的要件のみならず市町村の意向が反映されるプロセスとすること。 ・特例介護サービスの新たな類型について、意見において「職員の負担への配慮の観点から、ICT機器の活用等を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うこと」などが示されているが、既にサービスの担い手不足が深刻な地域にある小規模事業者等においては高齢の介護職員が多く、ICT機器の活用等が困難であるとの声があることから、事業者の規模等にかかわらず実効性のある制度とするため、特例介護サービスの新たな類型の具体的な要件については、介護記録ソフトなど必要最小限にすることとし、過度な負担とならないようにすること。 ・地域の実情に応じたサービス提供体制を維持するため、特例介護サービスの新たな類型の人員配置基準や包括的な評価の仕組みについて、他の介護サービスに比べ（特例介護サービスの新たな類型によるサービスと当該サービスと同種の既存の介護サービスとの比較など）、介護サービスの質（人的配置等の構造（ストラクチャー）、サービスの実施内容（プロセス）及びサービスによりもたらされた利用者の状態変化等（アウトカム）に関するものをいう。）が確保されているかを含め、柔軟かつ効率的かつ効果的なサービス提供が行われているかの検証・評価の在り方について検討を行うこと。		
2	特定施設等における人員配置基準の特例的な柔軟化等の推進	介護人材の不足が深刻化する中、令和4年6月及び令和6年6月の規制改革実施計画に基づき、厚生労働省は、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、令和6年度介護報酬改定、具体的には指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の改正により、高齢者施設（介護付き有料老人ホーム等）における人員配置基準について、介護ロボット・ICT機器の活用など一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準を特例的に柔軟化した。具体的には、令和6年度から、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム。以下「特定施設」という。）について、生産性向上に先進的に取り組んでいる場合、施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合には10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とすることなどを可能とする制度（以下「特例的柔軟化制度」という。）を新設	a: (①) 令和7年度以降令和11年度まで継続的に措置、 (②) 令和11年度までに検討・結論、令和12年上期までに速やかに措置、 (③・④) 令和7年度検討開始、令和8年度結論・措置 b: 令和7年度検討開始、令和8年度結論・措置 c: 令和9年上期までに措置	厚生労働省

		した。 また、厚生労働省は、介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、令和６年度介護報酬改定、具体的には「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和６年厚生労働省告示第８６号）により、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器（利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。以下同じ。）、インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。以下同じ。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器（ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器も含む。以下同じ。）及び介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴ機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。以下同じ。）のテクノロジーを全て導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、生産性向上の取組の成果を確認した上で、事業年度ごとに１回、実績データの報告を行うことを要件とし、生産性向上のための継続的な取組を評価する生産性向上推進体制加算（Ⅰ）を新設した。 さらに、厚生労働省は、令和６年７月、「令和６年度介護報酬改定 生産性向上推進体制加算について 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の解説」（令和６年７月厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室）を公表し、指定権者、介護事業者等に周知した。 令和８年３月末時点で、特例的柔軟化制度の適用を受けている施設として厚生労働省に報告があったのは３法人 ４６施設、令和７年８月時点で、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の取得割合は全介護事業者の２.７％、特定施設の７.９％であり、特例的柔軟化制度や生産性向上推進体制加算を活用した、介護現場における生産性向上の取組が進められている。 一方、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等における生産性向上に先進的に取り組む特定施設等に係る人員配置基準の留意点について」（令和６年３月１５日厚生労働省老健局高齢者支		
--	--	---	--	--

	援課長通知。以下「特定施設通知」という。)及び「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」(令和6年3月15日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下「生産性向上通知」という。)で示されている、これらの制度や加算の適用要件等について、介護現場における生産性向上に取り組む介護事業者団体や市町村等からは、以下に掲げる声など、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図ることを前提として、介護事業者の負担軽減を求められている。 ・ 特例的柔軟化制度の適用要件として、介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに充てる直接介護業務時間の割合が介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーを活用して3か月以上実施する試行の前後で増加していることが求められるが、介護用シャワー、自動体位交換器など直接介護業務時間の減少に資する介護ロボット及びＩＣＴ等のテクノロジーの活用、利用者の入退去による直接介護業務時間の変動などにより適用要件を満たさない場合があり、利用者の満足度や介護職員の心理的負担の状況と併せて、一定程度の裕度を考慮する必要があるとの声。 ・ 特例的柔軟化制度の適用要件の確認や生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の生産性向上の取組成果の確認及び事業年度ごとの実績データの報告のために必要となる介護業務に係るタイムスタディ調査について、調査対象項目が24項目と多い上、各項目毎日10分単位で記録することなど、現場の業務実態や現場で使用されている介護記録ソフトウェア等の仕様に合っていないことによる事務負担が過度に大きいとの声。 ・ 特例的柔軟化制度及び生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の適用要件として、介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーを活用して3か月以上実施する試行の前後1か月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を比較し、導入後にこれらの時間が短縮していることが求められるが、導入前後の調査対象月によって業務日数が異なるため単純比較ができないことや、利用者の一時的な状態の悪化等によって総業務時間及び超過勤務時間の増加につながるなどにより適用要件を満たさない場合があるが、業務日数の変化や利用者の一時的な状態の悪化等が、特定施設通知及び生産性向上通知に示されている「試行期間中に勤務形態に変更が生じる場合についても、比較の対象から除くこと。」等に該当するか否か	
--	---	--

		など解釈が不明確であるとの声。 ・介護事業者が生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の適用要件（超過勤務時間や年次有給休暇の改善等）を毎年度改善が求められるものと過度に厳しく誤認しているなど、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の制度（適用要件を含む。）を十分理解できておらず、当該制度の活用が進んでいないとの声。 こうした状況やこれらの指摘等を踏まえ、介護事業者の負担軽減及び不適切なローカルルール防止を図りつつ、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、特定施設通知で示されている介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていることの確認について、特例的柔軟化制度創設時と比べて直接介護業務時間の減少に資する介護ロボット及びＩＣＴ等のテクノロジーが広く活用されつつあるなどの状況変化や、こうした新たなテクノロジーの活用を促進し介護職員一人当たりの生産性向上を着実に実現する制度に機動的かつ柔軟に見直すべきであるとの指摘や、利用者の満足度や介護職員の心理的負担といったアウトカムで悪化が見られないことで評価すべきであるとの声があることなどを踏まえ、例えば、間接業務時間の削減に資する介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーの導入に限定した効果検証にすることや、介護職員一人当たりの生産性向上に必要最小限の適用要件となるよう、以下の事項を含め、見直しを検討し、必要に応じて社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴いた上で、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。この検討に当たっては、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を前提として、介護事業者の創意工夫を阻害しないよう配慮する。 ①特例的柔軟化制度の適用要件として、主に間接介護業務時間の減少に資する見守り機器、インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するＩＣＴ機器及び介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するＩＣＴ機器のテクノロジーが対象とされているが、特例的柔軟化制度創設時と比べテクノロジーの活用状況等に変化があることから、介護用シャワー、自動体位交換器など直接介護業務時間の減少に資するテクノロジー活用を行う先進的な特定施設において、生産性向上の取組による業務時間の変化を定量的に取得するなどの実証事業を実施し、介護の質の確保や介護職員の負担軽減についての検証を行うこと。	
--	--	--	--

	②介護職員の総業務時間に占める利用者のケアに充てる直接介護業務時間の割合が介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーを活用して３か月以上実施する試行の前後で増加していることが求められるが、介護事業者の創意工夫による、介護用シャワー、自動体位交換器など直接介護業務時間の減少に資する介護ロボット及びＩＣＴ等のテクノロジーの利活用を阻害するおそれもあることから、①の検証を踏まえ、直接介護業務時間の減少が認められる結果が出た場合には、直接介護業務の生産性向上に資するテクノロジーの活用を図るため、直接介護業務時間に関する要件について所要の見直しを検討するなど、介護現場の実態に合う方向で適用要件を見直すこと。 ③介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーの導入等による業務時間のタイムスタディ調査について、調査対象項目が 24 項目と多い上、各項目毎日 10 分単位で記録することなど、現場の業務実態や現場で使用されている介護記録ソフトウェア等の仕様等に合っていないことによる事務負担が過度に大きいとの声があることから、調査対象項目の簡素化（例えば、直接介護業務、間接介護業務、その他（休憩時間及び余裕時間を含む。））や、介護事業者が導入している介護記録ソフトウェア等の仕様等に合わせた業務項目の柔軟化など、タイムスタディ調査に係る事務負担を軽減すること。 ④特例的柔軟化制度の適用要件として、介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーを活用して３か月以上実施する試行の前後 1 か月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を比較し、導入後にこれらの時間が短縮していることが求められるが、導入前後の調査対象月によって業務日数が異なるため単純比較ができないことや、利用者の一時的な状態の悪化等によって総業務時間及び超過勤務時間の増加につながるなどにより適用要件を満たさない場合があることから、業務日数の変化や利用者の一時的な状態の悪化等が、特定施設通知に示されている「試行期間中に勤務形態に変更が生じる場合についても、比較の対象から除くこと。」に該当することなど総業務時間や超過勤務時間の増加の要因が試行に伴うものではない事象によるものであることが明らかな場合については、調査の集計結果を調整できる旨を明確化すること。 b 厚生労働省は、生産性向上通知で示されている、①生産性向上の取組に関する実績デ	
--	---	--

		一タの厚生労働省への報告及び②生産性向上の取組による業務の効率化及び介護サービスの質の確保並びに介護職員の負担軽減に関する成果があることの確認について、こうした新たなテクノロジーの導入を促進し介護職員一人当たりの生産性向上を着実に実現する制度に機動的かつ柔軟に見直すべきであるとの指摘や、利用者の満足度や介護職員の心理的負担といったアウトカムで悪化が見られないことで評価するべきであるとの声があることなどから、生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（以下「生産性向上推進体制加算」という。）を適用する事業者から提出される年度ごとの実績報告の分析結果等を踏まえ、生産性向上の取組による生産性向上の効果検証を十分に行った上で生産性向上推進体制加算の在り方について、例えば、間接業務時間の削減に資する介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーの導入に限定した効果検証にすることや、介護職員一人当たりの生産性向上に必要最小限の適用要件とするなど、新たなテクノロジーの導入を促進し生産性向上を着実に実現する制度となるよう、以下の事項を含め、見直しを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。この検討に当たっては、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を前提として、介護事業者の創意工夫を阻害しないよう配慮する。 ・介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーの導入等による業務時間のタイムスタディ調査について、調査対象項目が 24 項目と多い上、各項目毎日 10 分単位で記録することなど、現場の業務実態や現場で使用されている介護記録ソフトウェア等の仕様等に合っていないことによる事務負担が過度に大きいとの声があることから、調査対象項目の簡素化（例えば、直接介護業務、間接介護業務、その他（休憩時間及び余裕時間を含む。））や、介護事業者が導入している介護記録ソフトウェア等の仕様等に合わせた業務項目の柔軟化など、タイムスタディ調査に係る事務負担を軽減すること。 ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の適用要件として、介護ロボットやＩＣＴ等のテクノロジーを活用して 3 か月以上実施する試行の前後 1 か月当たりの総業務時間及び超過勤務時間を比較し、導入後にこれらの時間が短縮していることが求められるが、導入前後の調査対象月によって業務日数が異なるため単純比較ができないことや、利用者の一時的な状態の悪化等によって総業務時間及び超過勤務時間の増加につながるなどにより適用要件を満たさ	
--	--	---	--

		ない場合があることから、業務日数の変化や利用者の一時的な状態の悪化等が、生産性向上通知に示されている「比較対象の期間中に勤務形態に変更が生じる場合についても、比較の対象から除くこと。」に該当するなど総業務時間や超過勤務時間の増加の要因が試行に伴うものではない事象によるものであることが明らかな場合については、調査の集計結果を調整できる旨を明確化すること。 c 厚生労働省は、a 及び b の措置を踏まえ、「令和6年度介護報酬改定 生産性向上推進体制加算について 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の解説」を改定するとともに、「令和6年度介護報酬改定 特定施設における生産性向上に先進的に取り組む場合における人員配置基準の柔軟化の解説」を新たに作成し、公表した上で、指定権者、介護事業者等に周知する。		
3	医療・介護分野におけるタスク・シフト／シェアの促進	我が国では、安全性等への配慮から、法令上、医行為は原則として医療に関する教育を受けた職種が実施することとされており、施設介護や在宅介護などの介護現場においてケアを必要とする介護サービス利用者（以下「利用者」という。）に対しては、例えば、PTPシートからの薬剤の取り出し、お薬カレンダーへの配薬、経皮吸収型製剤の貼付、穿刺を伴わない血糖測定、蓄尿バック交換及びカテーテルとの接続、爪白癬等の場合の爪切り、目視で便が確認できる場合の摘便、処方されたグリセリン浣腸の実施、インスリン注射、在宅酸素濃縮器のオン・オフ及び流量変更、在宅酸素濃縮器から酸素ボンベへの切替え、経管栄養チューブからの薬物注入、真皮を超えない褥瘡の処置などについて、看護師等が行っている。一方で、高齢者人口の増加等を背景に、ケアを必要とする利用者が増加する中、関係法令上、介護職員が実施可能な行為には制限があることから、介護事業者や医療職及び介護職員の中から、利用者に必要なケアを適時に提供できない場合があり、利用者の不利益となっている事例があるとの指摘がある。令和6年6月の規制改革実施計画において、厚生労働省は、こうした現場実態等を踏まえ、医療職・介護職間のタスク・シフト／シェアを更に推進し、安全性を確保しつつ利用者本位のサービスを実現するため、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為のうち、①PTPシートからの薬剤の取り出し、お薬カレンダーへの配薬等の行為について、医行為ではないと考えられる範囲の更なる整理、②一定の要件の下、介護職員が実施可能と考えられる行為の明確化についてその可否を含めて検討し、結論を得た上で、当該結論に応じ、一定の要件の下、	a: (前段) 令和8年度検討開始、令和9年度結論、(後段) 前段の結論を得次第検討開始、令和10年度結論、結論を得次第速やかに措置 b: 令和8年度検討開始、令和10年結論、令和10年度措置	厚生労働省

	介護職員が実施可能とする行為の実現のために必要な法令、研修体系等について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずることなど、所要の措置を講ずることとされた。 こうした中、厚生労働省は、令和6年6月の規制改革実施計画に基づき、ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じて個別具体的に判断する必要があるとし、特に介護現場で実施することが多いと考えられる行為（PTPシートからの薬剤の取り出し、お薬カレンダーへの配薬、経皮吸収型製剤の貼付、穿刺を伴わない血糖測定、蓄尿バック交換及びカテーテルとの接続、爪白癬等の場合の爪切り、目視で便が確認できる場合の摘便、処方されたグリセリン浣腸の実施、インスリン注射、在宅酸素濃縮器のオン・オフ及び流量変更、在宅酸素濃縮器から酸素ボンベへの切替え、経管栄養チューブからの薬物注入、真皮を超えない褥瘡の処置）について検討を行い、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その3）」（令和7年12月26日厚生労働省医政局長通知）において、介護職員が実施可能と整理されていない行為のうち、お薬カレンダーへ一包化された等の医薬品をセットすること、服薬の直前にPTPシートから薬剤を取り出すこと、専門的な管理が必要無いことを医師若しくは看護師が確認した皮膚に、いわゆる湿布を貼付すること、医師又は看護師の立会いの下で安全に行えることを事前に確認された実施者が、蓄尿バッグの破損等尿漏れを確認した際や、蓄尿バッグが膀胱留置カテーテルから外れた際に、膀胱留置カテーテルと未開封・未使用の蓄尿バッグを接続することについては、医行為ではない行為として整理・明確化を行った。一方、目視で便が確認できる場合の摘便、処方されたグリセリン浣腸の実施、インスリン注射、在宅酸素濃縮器のオン・オフ及び流量変更、在宅酸素濃縮器から酸素ボンベへの切替え、経管栄養チューブからの薬物注入、真皮を超えない褥瘡の処置については、医師法（昭和23年法律第201号）第17条の考え方に照らし、医師又は看護師でなければ実施できない行為として整理すると結論が示された。 一方で、我が国においては、令和25年（2043年）には65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、医療と介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増加や人口減少が更に進む見通しである中、利用者が適切に医療と介護のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、効果的かつ効率的な医療と介護のサービス提供体制等を確保するこ	
--	---	--

	とが一層重要であるが、介護現場における看護師等の不足が顕在化する中、一定の要件の下で介護職員が実施可能と考えられる行為について、以下の声や指摘がある。 ・食道ろうによる経管栄養については、介護職員には認められていないが、介護現場において、介護職員による実施が求められている行為であり、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 2 条第 2 項及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 1 条に基づき現に介護職員が実施可能とされている胃ろうや腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養と異なり、これまで厚生労働省において食道ろうの取扱いに関する検討が行われてこなかったとの声。 ・現行の介護職員が喀痰吸引や経管栄養を実施するための喀痰吸引等研修について、実地研修に係る時間的負担に加えて、対象者及び指導看護師等の確保が困難なこと並びに登録喀痰吸引等事業者による申請手続の煩雑さが修了者数増加の妨げとなっているとの声や、介護職員が喀痰吸引等の実施ごとに求められる喀痰吸引等実施状況報告書の作成・提出に係る事務負担が大きいとの指摘。 ・介護現場において、I C T 等の活用により、遠隔での医師等による指示・確認の下で、介護職員が実施可能な行為をより広げられることが見込まれるなど、医療職・介護職員間のタスク・シフト／シェアを更に推進すべきとの指摘。 以上を踏まえ、介護現場の実態等に応じた利用者本位のサービスの実現に向けて、安全性を確保しつつ、持続可能な医療と介護のサービス提供体制を確保するため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、介護現場で実施される行為のうち医行為に該当する食道ろうによる経管栄養について、社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条に基づき現に介護職員が実施可能とされている胃ろうや腸ろうなどによる経管栄養が実施できず、食道ろうを造設した利用者が適時にサービスが提供されず不利益を被ることがないように、一定の要件の下、介護職員が実施可能な行為として食道ろうによる経管栄養を追加することを検討し、結論を得る。 その上で、厚生労働省は、食道ろうによる経管栄養を介護職員が実施可能な行為に追加するとの結論を得た場合には、一定の要件の下、介護職員が当該行為を実施可能とするために必要な法令や研修体系等について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講	
--	--	--

		ずる。 b 厚生労働省は、喀痰吸引等の支援実施の意思があり、必要な提供体制を備えた介護事業所等が円滑に取り組めるよう、介護職員による喀痰吸引等の実施のための制度の運用の在り方について、介護事業所及び介護職員の事務負担、実際の介護現場での事故発生状況等を考慮した上で、研修の実施方法、喀痰吸引等の実施報告に係る手続の見直しなどを検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。		
4	地域におけるオンライン診療の更なる普及・円滑化	我が国におけるオンライン診療は、医師・患者双方にとって、対面診療（外来診療、入院診療及び在宅診療）とは異なる新たな診療形態の選択肢として、医事法制の解釈運用により、機動的かつ柔軟にその実施が図られてきた。一方、例えば、人口減少や高齢化、医師不足等を背景に医療提供体制の維持に苦慮している地域や災害の発生した地域など、多種多様な現場があることや働く人々の受診可能な時間と医療機関の開院時間のミスマッチが生じていることに対しては、現行の医事法制の解釈運用では限界があることなども踏まえ、医事法制にオンライン診療を位置付け、その運用基準等を明確化することなどが必要である。その際、オンライン診療が現場の医師、患者双方の合意の下で医療の安全性を確保しつつ実施されることを前提として、現行の解釈運用に至った経緯や現場の運用実態、働く人々の受診機会を確保することの重要性等を十分踏まえつつ、実際に現場のオンライン診療の取組が普及及び円滑化し、患者に恩恵がもたらされるよう、課題解決を図ることが重要である。 上記を踏まえ、令和7年6月の規制改革実施計画において、厚生労働省は、地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化のため、患者・利用者本位の立場から、例えば、オンライン診療専用車両等（オンライン診療専用ブースを含む。以下同じ。）の活用において、現行の医事法制の解釈運用では、診療の回数・場所の制限や事前届出等の手続負担があるなどの指摘を踏まえ、オンライン診療専用車両等の活用を円滑化し、適切な活用の推進を図るため、医事法制上の位置付けの明確化並びに解釈運用の更なる明確化及び見直しなどについて検討し、所要の措置を講ずることとされた。その後、厚生労働省は、第217回通常国会へ所要の法案を提出し、同法案は一部修正の上、令和7年12月に第219回臨時国会で医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）が成立し、令和8年4月、改正法のうち医療法（昭和23年法律第205号）におけるオンライン診療に関する規定の施行（以下	a: 引き続き検討を進め、令和9年上期までに調査研究結果を取りまとめ、令和9年結論・措置 b: 令和9年度結論・措置	厚生労働省

	「改正法の一部施行」という。)がされるなど、上記課題への一定の対応が行われた。 一方、改正法の一部施行により、医療法第2条の2第2項に規定するオンライン診療受診施設において、患者が看護師等という場合のオンライン診療（以下「D to P with N」という。）を実施する場合に、看護師等に一般に診療の補助を行わせることが可能とされたが、厚生労働省は、その一部施行に当たって発出した「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等について（オンライン診療関係）」（令和8年3月27日厚生労働省医政局長通知）において、オンライン診療受診施設における診療の補助の実施には整理すべき事項があるとし、今後検討の上、診療の補助に伴い生じる医療廃棄物の処理や看護師等に持込み・使用等させる場合の医療機器の安全管理などに関する留意事項を周知するほか、採血、注射、エコー検査などの個々の行為に関するガイドライン等の整備を行う予定である旨を示している。これらの事項について、これまでに厚生労働省は、現状のD to P with Nの運用状況に関する調査研究を進め、オンライン診療受診施設における看護師等による診療の補助行為の在り方等に関する検討を行っているが、実際に現場のオンライン診療の取組が普及するとともに円滑化し、患者に恩恵をもたらすことを担保するという観点が引き続き求められる。 以上を踏まえ、引き続き地域におけるオンライン診療の更なる普及及び円滑化を図るため、患者本位の立場から、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、オンライン診療受診施設でD to P with Nを実施する場合における看護師等による診療の補助について、現状のD to P with Nの運用状況に関する調査研究の結果を取りまとめ、その結果を踏まえつつ、以下の事項を含めて必要な留意事項の周知及びガイドライン等の整備を行う。 ・オンライン診療受診施設として届出されたオンライン診療専用車両等においても、点滴、注射、血液検査、尿検査、超音波検査、心電図検査などの一定の診療の補助行為が可能であることを明確化すること。 ・診療の補助行為を行うに当たって、オンライン診療受診施設やオンライン診療を実施する医療機関等に求める設備、体制等については、医療の安全性を確保することを前提に、必要最小限のものとすること。 ・オンライン診療受診施設において診療の補助行為を行うに当たって前提となる医薬品及び医療機器の看護師等による一時的な保管・運搬を、医師・医療機関の管理責任の下、医療の安全性を確保することを前	
--	--	--

		提に、必要最小限の条件の下で可能であることを明確化すること。 b 厚生労働省は、aの措置等を踏まえ、適正なオンライン診療の更なる普及及び円滑化を実現するため、オンライン診療受診施設におけるD to P with N時の診療の補助行為について診療報酬上の取扱いを明確化することを含め、所要の措置を講ずる。		
--	--	---	--	--

(3) 働き方・人への投資

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	シフト制における適正な年次有給休暇の取得等	人手不足や労働者のニーズの多様化、季節的な需要の繁閑への対処等を背景として、パートタイム労働者やアルバイトを中心に、労働日や労働時間を一定期間ごとに調整し、特定するような働き方が取り入れられている。典型的なケースでは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間ごとに作成される勤務割や勤務シフトなどにおいて初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような形態（以下「シフト制」という。）が取られている。 シフト制には、その時々事情に応じて柔軟に労働日・労働時間を設定できるという点で労働契約当事者双方にメリットがあり得る一方、使用者の都合により、労働日がほとんど設定されなかったり、労働者の希望を超える労働日数が設定されたりすることにより、労働紛争が発生することがある。このため、厚生労働省は、令和4年1月、「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」（令和4年1月7日厚生労働省労働基準局長、厚生労働省職業安定局長及び厚生労働省雇用環境・均等局長連名通達）を発出し、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項を、一覧性をもって示し、使用者においては当該留意すべき事項を踏まえて、適切な雇用管理を行うことが望まれるとしており、留意すべき事項として、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第1項及び第2項に基づき、使用者は、労働者の雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤したときは、同法所定の日数の年次有給休暇を与えなければならない、同条第3項に基づき、使用者は、所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日数に応じた日数分の年次有給休暇を与えなければならない、また、労働者が年次有給休暇を取得した日については、労働者の就労義務が消滅する一方で、同条第9項に基づき、使用者は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金等、一定の賃金を支払わなければならないが、シフト制労働者（シフト制を内容とする	a：措置済み b：令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 c：令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置 d：令和8年度措置	厚生労働省

		労働契約（以下「シフト制労働契約」という。）に基づき就労する労働者をいう。以下同じ。）の場合であっても同じであることが示されている。 一方、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇について、以下の指摘や声がある。 ・ 同条第 3 項に基づき、使用者は、所定労働日数が少ない労働者に対して、基準日（使用者が労働者に年次有給休暇を与える日をいう。以下同じ。）における所定労働日数に応じた日数分の年次有給休暇を与えなければならない一方、シフト制労働契約では、年次有給休暇の日数の算定において参照される所定労働日数を判断し難い場合があり、実務上の支障が生じている。 ・ 「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」（平成 16 年 8 月 27 日厚生労働省労働基準局長通達）を参考に、年次有給休暇が比例付与される日数は、シフト制労働者についても、基準日において所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の労働日数の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないとすべきである。 ・ 同条第 9 項に基づき、年次有給休暇の期間又は時間に支払われる賃金については、以下の①や③の手法がとられたとき、②のときと比べて、シフト制労働者の賃金が大きく減額されることがある。 ①平均賃金（同法第 12 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。） ②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金 ③健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額額の 30 分の 1 に相当する金額（当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合（以下「過半数労働組合」という。）がある場合においてはその労働組合、過半数労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合に限る。以下同じ。） ・ シフト制では、労働条件通知書（労働基準法第 15 条第 1 項及び労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条に基づき、使用者が、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の労働条件を明示する書面をいう。以下同じ。）において労働時間として一定の時間が示されていたとしても、その時間とは異なる労働時間が一定期間ごとの勤務割や勤務シフトなどにおいて定められることがあるが、この場合に、年次有給休暇の期間又は時間に支払われる賃金の額の算定	
--	--	--	--

		を行うに当たって、同法第 39 条第 9 項に定める「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」が選択され、同規則第 25 条第 1 項第 1 号に定める「時間によつて定められた賃金については、その金額にその日の所定労働時間数を乗じた金額」が適用されると、いずれの時間を参照して賃金を支払うべきか、判断に迷う。 ・使用者がシフト制労働者に年次有給休暇を与えなければならないことや、原則としてシフト制労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければならないことを知らず、若しくは、知っていても業務・運営に支障が生じることなどを理由に年次有給休暇を与えず、又は、取得させない事例がある一方、シフト制労働者においても、同様に制度の内容を知らず、若しくは知っていても年次有給休暇の取得をためらう事例がある。 ・所定労働日数や所定労働時間を定めない働き方が世界的に広がる中、諸外国では、こうした働き方に対応した制度の在り方について議論が進展し、制度化されている国もある。我が国においても、こうした働き方に対応した法制度の在り方を議論する必要がある。 以上の指摘や声を踏まえ、シフト制労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図るとともに、ゆとりある生活の実現にも資するという観点から、シフト制労働者が同法第 39 条に基づく年次有給休暇を適正に取得することを円滑化するとともに、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇を適正に管理することを円滑化するため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、シフト制労働契約では、契約締結時点には、具体的な労働日や労働時間が確定していない場合もあり、こうした場合には、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇の日数の算定において参照される所定労働日数を判断し難く、実務上の支障が生じているとの声があることを踏まえ、所定労働日数を定めていないことを理由に、シフト制労働者に適正な日数の年次有給休暇が付与されなくなることのないう、使用者がシフト制労働者に与えなければならない年次有給休暇の日数の算定において参照される所定労働日数について、「訪問介護労働者の法定労働条件の確保について」において、「予定されている所定労働日数を算出し難い場合には、基準日直前の実績を考慮して所定労働日数を算出することとして差し支えないこと。したがって、例えば、雇入れの日から起算して 6 箇月経過後に付与される年次有給休暇の日数については、	
--	--	--	--

		過去 6 箇月の労働日数の実績を 2 倍したものを「1 年間の所定労働日数」とみなして判断することで差し支えないこと。」とされていることも参考に、シフト制労働者について、基準日において所定労働日数を算出し難い場合における取扱いを都道府県労働局への通達や厚生労働省ウェブサイト等において明確化し、広く周知する。その際、シフト制労働者の取得可能な年次有給休暇の予見可能性の向上及び使用者のシフト制労働者に与える年次有給休暇の算定等に係る実務上の負担軽減の観点も含め、検討する。 b 厚生労働省は、同条第 9 項に基づき、年次有給休暇の期間又は時間に支払われる賃金については、使用者は就業規則その他これに準ずるものを定めた上で、以下①～③のいずれかのものを支払わなければならないとされているところ、その賃金が労働した日数又は時間数によって算出されるシフト制労働者の場合等において、①や③の手法がとられたとき、②のときと比べて、計算式上賃金が大きく減額されることがあることから、労働基準関係法制研究会の報告書において原則として②の手法をとるようにしていくべきではないかとされていることを踏まえつつ、労働者が年次有給休暇を取得する際の賃金の算定方法の在り方について、労働政策審議会において検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ①平均賃金 ②所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金 ③健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額 30 分の 1 に相当する金額 c 厚生労働省は、シフト制では、労働条件通知書において労働時間として一定の時間が示されていたとしても、勤務割や勤務シフトなどにより異なる労働時間が定められることがあるが、この場合に、年次有給休暇の期間又は時間に支払われる賃金の額の算定を行うに当たって、労働基準法第 39 条第 9 項に定める「所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金」が選択され、労働基準法施行規則第 25 条第 1 項第 1 号に定める「時間によつて定められた賃金については、その金額にその日の所定労働時間数を乗じた金額」が適用されると、いずれの時間を参照して賃金を支払うべきか、判断に迷うとの声があることから、当該賃金額の算定に当たっては後者の時間が参照されることを、都道府県労働局への通達や厚生労働省ウェブサイト等において明確化し、広く周知する。 d 厚生労働省は、使用者がシフト制労働者に年次有給休暇を与えなければならないことや、原則としてシフト制労働者の請求する	
--	--	---	--

		時季に年次有給休暇を取得させなければならないことを知らず、若しくは、知っていても業務・運営に支障が生じることなどを理由に年次有給休暇を与えず、又は、取得させない事例がある一方、シフト制労働者が、使用者がシフト制労働者に年次有給休暇を与えなければならないことや、原則としてシフト制労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければならないことを知らず、若しくは、知っていても年次有給休暇の取得をためらう事例があるとの声を踏まえ、こうした事例を生じさせずシフト制労働者の年次有給休暇の取得率を向上させるため、労働者や使用者などからの意見聴取により、シフト制労働者が年次有給休暇を取得できない要因等を把握する。その際、以下の事項が要因として考えられることにも留意する。 ・使用者及びシフト制労働者の年次有給休暇制度の認知状況及び理解度 ・具体的な労働日及び労働時間の確定時期並びに代替要員の確保状況 ・シフト制労働者の業務の特性、シフトの作成・変更の運用方法 さらに、その結果を踏まえ、都道府県労働局への通達の発出や厚生労働省ウェブサイト等による周知など、シフト制労働者が年次有給休暇を適正かつ円滑に取得できるよう必要な措置を講ずる。また、通達やウェブサイト等において周知を行うに当たっては、労働基準法第 39 条第 1 項に基づき、使用者は、その雇入れの日から起算して 6 か月間継続勤務し全労働日の 8 割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した 10 労働日の年次有給休暇を与えなければならないが、任意の取組として、その雇入れの日から 6 か月間継続勤務した労働者に対し、全労働日の 8 割以上出勤したか否かにかかわらず、継続し、又は分割した 10 労働日の年次有給休暇を与えることは妨げられないことも併せて示すことを検討する。		
2	オンラインによる労働条件の明示方法の見直し	a 厚生労働省は、労働条件が不明確であることによる紛争を未然に防止するために労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 15 条第 1 項に基づき使用者に求められている労働契約の締結の際の賃金、労働時間その他の労働条件の明示について、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 5 条第 4 項により、労働者が同項第 1 号のファクシミリを利用してする送信する方法、又は、同項第 2 号の電子メール等（電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）をいう。以下同じ。）の送信の方法（当該労働者が当該電子メ	a : 令和 8 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b : a の結論が出次第、検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省

	ール等の記録を出力することによって書面を作成することができるものに限る。)による労働条件明示を希望した場合には、使用者は当該方法により明示することができると規定されているところ、テレワークなど多様な働き方やデジタル社会にそぐわないとの声や書面交付請求権を認めるなど労働者の権利を拡充することで足りるとの指摘があることなどを踏まえ、労働者に確実に労働条件が示されることを確保しつつ、多様な働き方やデジタル社会などに適合させる観点から、例えば、労働条件の明示方法に関する労使のニーズ及び実態、電子メール等の送信の方法の条件を見直すことによって不利益が生じる可能性・内容などについて、企業の特性も踏まえて調査の上、電子メール等の送信の方法による通知等に関する他の制度も参照しつつ、現在の電子メール等の送信の方法を利用するための条件に加えて、労働者に過度な負担を課すことなく、全ての労働者に対して確実に労働条件が明示されるとともに、より円滑に電子メール等の送信の方法で明示することを可能とする条件・方策について検討の上、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、以下①、②及び③の法令に基づく所定の事項の明示方法についても、労働者に確実に各法令の所定の事項が示されることを確保しつつ、多様な働き方やデジタル社会などに適合させる観点から、a の検討の結果を踏まえ、同様に労働者に過度な負担を課すことなく、全ての労働者に対して確実に所定の事項が明示されるとともに、より円滑に電子メール等の送信の方法で明示することを可能とする条件・方策を検討した上で、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 ①短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第6条第1項及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年労働省令第34号）第2条第3項 ②労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第31条の2第2項及び第3項並びに第34条第1項及び第2項並びに労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）第22条の2第1号及び第25条の15並びに第26条第1項 ③職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の3及び第32条の13並びに職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）	
--	---	--

		第4条の2第4項、第17条の7第2項及び第24条の5第2項		
3	育成就労制度を見据えた技能実習制度の試験内容の見直し	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が令和6年6月に改正され、令和9年4月に現行の技能実習に代わる新たな在留資格として育成就労の在留資格が創設される。新たに創設する育成就労制度は、この制度の対象となる産業上の分野（以下「育成就労産業分野」という。）における3年間の就労を通じて、特定技能1号（特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする業務に従事する外国人向けの在留資格）の在留資格において要求される技能と同水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的としている。 一方、現行の技能実習制度において技能実習生の技能評価に用いられている現行の技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）及び技能実習評価試験（技能実習法第8条第2項第6号に規定するものをいう。以下同じ。）については、その試験内容が、例えば、資材や工具、工法等について、実際の現場で用いる標準的なものではなく、現場ではあまり用いられなくなっているものによって行われているなど、我が国の現場の実務で要求される技能と乖離した内容になっているとの声がある。こうした乖離を放置すれば、本来不要な実習を受講せざるを得ないなどの負担となるだけでなく、外国人材の技能を適正に評価することができず、こうした人材の現場の実務に支障が生じ、ひいては産業活動、経済活動にも影響が及び得るとの声がある。また、試験の実施に係る運営や体制についても、受検申込みのオンライン非対応や検定員の不足・高齢化といった課題があるほか、受検費用が高額である、技能試験の評価に関する相談窓口や一元的に管理・監督する機能が十分に整備されていないなど、多岐にわたる声がある。加えて、試験の実施に係る運営や体制についても、技能検定の実施を担う都道府県ごとに申請手続の様子が異なり、中には、手書き書類の郵送、FAXによる日程調整、指定様式への複数回の入力・印刷、実習生の署名取得のための複数回の郵送といった煩雑な手続がいまだに残されており、紙及び押印を前提とした事務処理がデジタル化・効率化の支障となっているとの声がある。こうした実態は、これまで関係者に大きな負担を強いてきただけでなく、今後、人材の育成・確保の妨げにもなりかね	a: (前段) 令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、 (後段) 令和8年度検討開始、令和12年度を目途に結論、結論を得次第速やかに措置 b, c: 令和8年度検討開始、令和12年度を目途に結論、結論を得次第速やかに措置 d, e: 令和8年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	a: (前段) 厚生労働省 法務省 (後段) 経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省 厚生労働省 b: 厚生労働省 法務省 経済産業省 国土交通省 農林水産省 環境省 c: 法務省 厚生労働省 d: 厚生労働省 e: 法務省 厚生労働省

	ない。こうした観点からも、技能検定及び技能実習評価試験について、より実効性のある見直しを行うとともに、手続の標準化・デジタル化を進め、関係者の負担軽減を図る必要がある。なお、技能検定は国籍を問わず共通の技能評価制度であることから、その実務適合性の確保に当たっては、外国人材のみならず日本人受検者を含めた制度全体の観点から検討する必要がある。 また、育成就労制度に係る技能評価試験について、一部の業務区分で技能検定が引き続き用いられることで、特定技能との接続性及び試験体系全体の整理の観点から制度が複雑化・形骸化するおそれがあるとの声がある。さらに、外国人材の各段階における評価の在り方についても、実務能力のみならず、日本での生活及び就労に必要な基礎的知識の修得状況を適切に評価する観点から検討することが重要であるとの声がある。一方で、技能実習制度においては、こうした知識の修得状況を客観的に把握・評価する仕組みが十分と言えず、育成就労制度においても同様の懸念があるとの声もある。 こうした声を踏まえ、育成就労産業分野において外国人材が現場で必要とされる技能を着実に修得し、その能力を適切に評価できる仕組みを構築するとともに、特定技能制度への円滑な移行及び受入れ現場における人材育成の実効性向上を図るため、試験内容と実務との整合性確保及び継続的な検証・改善の仕組みの構築、試験の申請手続のオンライン化及び事務処理の効率化・デジタル化並びに外国人材の日本での生活・就労に必要な知識を客観的に確認する仕組みの構築を図るため、以下の措置を講ずる。 a 厚生労働省は、技能検定及び技能実習評価試験について、厚生労働省及び法務省は、技能実習制度から育成就労制度への移行後の育成就労評価試験について、関係省庁の協力を得て、それらの試験内容が現場の実務で求められる技能と乖離している、試験制度が実務能力の適切な評価につながっておらず外国人材の活躍や産業活動に支障が生じ得る、特定技能制度との接続性を踏まえた一体的な制度設計が十分でないなどの声を踏まえ、実務適合性や効率性向上、制度運用の信頼性確保の観点から、技能検定に関する窓口について関係者へ周知するとともに、関係者の意見を聴きつつ、試験問題に求められる技能と実務内容との乖離がないかを網羅的に精査し、必要な見直しを行う。その際、技能検定試験が国籍を問わず技能水準を評価する制度であることを踏まえ、技能士として身に付けるべき技能及び知識について、外国人材向け試験のみならず日本人受検者も含め	
--	---	--

	職種内での一体性を確保する。 また、分野所管行政機関は、試験内容について、産業現場における技能育成にふさわしい実務に即したものとなるよう継続的に検証・改善する観点から、「特定技能制度及び育成就労制度に係る試験の方針」（令和 7 年 3 月法務省・厚生労働省）に基づき、概ね 3 年ごとに行うこととされている試験実施結果及び運営状況についての自主点検結果に係る報告書において、育成就労評価試験の内容と現場実務との適合状況並びに見直しの実施状況の点検を含めて、法務省及び厚生労働省を通じて特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議に提出するとともに、当該点検等を踏まえ、見直しの要否を含めて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 b 厚生労働省は、法務省その他関係省庁とともに、育成就労制度に係る技能評価試験について、一部の業務区分で技能検定が引き続き用いられることで、特定技能との接続性及び試験体系全体の整理の観点から制度が複雑化・形骸化するおそれがあるとの声があることなどを踏まえ、業務区分に応じた実務適合的な試験の在り方について検討し、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 60 号）附則第 26 条第 1 項の検討規定に定める育成就労制度運用開始 3 年後の見直しのタイミングも見据え、現場実態を踏まえた人材育成が可能となる適切な仕組みを構築するなど、必要な措置を講ずる。 c 法務省及び厚生労働省は、関係省庁の協力を得て、日本での生活及び就労に必要な基礎的知識を評価する仕組みが十分でなく、外国人材が日本社会で円滑に生活・就労するために必要な知識の定着状況を適切に把握できていないとの声があることなどを踏まえ、令和 9 年 4 月から運用が開始される育成就労制度において、外国人材が自立して日本社会で活躍できるよう、生活マナー、税・年金・健康保険、行政手続、在留資格・労働関係法令、安全衛生管理、医療機関での会話、交通ルール及び災害時の対応等の日本での生活習慣や基礎知識（以下「生活・就労知識」という。）をより実効性のある形で修得させるための機会の確保について、修得状況を客観的に確認できる仕組みとするとともに、修得した生活・就労知識が生活・就労の実践につながる内容とし、継続的な学習の契機となるよう配慮しつつ、実務的な負担を考慮しながら、また、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和 8 年 1 月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関す	
--	--	--

		る関係閣僚会議決定)において今後の課題とされている「我が国の制度・ルール等を学習するプログラム」の検討状況にも留意しつつ、当該プログラムの活用も含めて検討し、結論を得次第、必要に応じて所要の措置を講ずる。 d 厚生労働省は、都道府県が担う試験の運営・実施体制において、受検申請手続の手順や事務処理が煩雑であることや、紙及び押印を前提とした非効率な事務処理が残存し、デジタル化・効率化の支障となっているとの声を踏まえ、受検申請手続等のデジタル化を推進する際には、単なるデジタル化にとどまらず、都道府県ごとに異なる受検申請手続の様式を統一し、原則としてオンラインで完結する簡易な仕組みの構築を促すとともに、関係機関が連携し、可能な限りワンストップで受検申請手続が完了する仕組みの整備を検討し、必要な措置を働き掛ける。 e 法務省及び厚生労働省は、技能実習制度運用要領（令和8年4月出入国在留管理庁・厚生労働省編。以下同じ。）に掲載されている参考様式について、紙及び押印を前提とした事務処理が依然として残存し、手続の迅速化・効率化や電子化の妨げとなっているとの声を踏まえ、技能実習制度の効率化及びペーパーレス化を推進する観点から、「技能実習制度運用要領」における参考様式のうち、押印欄のある様式について、押印省略化及び電子化を検討し、必要な措置を講ずる。 また、法務省及び厚生労働省は、技能実習制度運用要領における参考様式について、制度上は使用が義務付けられているものではないものの、実務上は申請・報告等の場面において事実上の標準様式として広く用いられている実態があることを踏まえ、使用は必須ではない旨の明記が無い様式も含め、全ての様式に使用が義務ではない旨を明記し、運用上の誤解が生じないように周知することを検討し、必要な措置を講ずる。		
4	外国人の適正な日本語能力を確認する試験の見直し	平成31年4月に創設された特定技能制度は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するという意義を有しており、令和7年末時点において、在留資格「特定技能」をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）は、約39万人となっている。 このうち、1号特定技能外国人（特定技能外国人のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の2の表の特定技能の項	a：令和8年度措置 b：令和9年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	a：法務省 外務省 b：外務省 法務省 文部科学省

	の下欄第1号に掲げる活動を行う者をいう。以下同じ。) に対しては、日本語教育の参照枠（令和3年10月文化審議会国語分科会）A2（ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解でき、簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができるとされる基礎段階の言語使用者）相当以上を基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。もっとも、1号特定技能外国人を対象とした企業の求人では、B1（仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解でき、身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる）とされる自立した言語使用者）相当以上を求めるものも存在する。 一方で、B1相当以上の日本語能力水準を客観的に測定できる代表的な試験はJLPT（日本語能力試験）が中心であるが、その実施回数は年2回にとどまるとともにCBT（Computer-Based Testing：コンピュータ試験方式）に対応していないことから、受験時期の制約や定員超過等により、必要なタイミングで受験できないケースが生じており、また、JFT-Basic（国際交流基金日本語基礎テスト）については特定技能制度等における日本語能力の測定を目的として開発されたものである一方、現時点ではB1相当以上の水準を測定する試験が存在しない。このように、B1相当以上の日本語能力水準を測定する試験の受験機会が限られているために、企業におけるB1相当以上の日本語能力を有する人材への需要に対して、人材が適切に供給されていないとの声がある。さらに、令和9年4月から、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）の改正により、新たに特定技能2号の在留資格で上陸しようとする外国人については、B1相当以上の日本語能力水準が求められることとなることから、B1相当以上の日本語能力水準を測定する試験への需要が一層増加することが見込まれる。しかしながら、前述のとおり、B1相当以上の日本語能力水準を測定できる試験の受験機会は限られており、現在の試験実施体制の下では、今後の需要増加に対応しきれないおそれがある。 こうした状況の下、特定技能制度による外国人の適正な受入れに向けて、必要となる日本語能力を確認する機会を確保し、外国人と	
--	--	--

		の秩序ある共生社会の実現につなげる観点から、以下の措置を講ずる。 a 法務省、外務省及び関係省庁は、企業においてB 1 相当以上の日本語能力を求めるニーズが多い一方で、B 1 相当以上の日本語能力水準を確認できる試験の受験機会が限られており、また、令和9 年4 月から、上陸基準省令の改正により、新たに特定技能2 号の在留資格で上陸をしようとする外国人については、B 1 相当以上の日本語能力水準が求められることとなることなどから、今後、試験需要が一層増加するとの声があることなどを踏まえ、以下①及び②を行うこと。 ①法務省は、今後の2 号特定技能外国人（特定技能外国人のうち、入管法別表第1 の2 の表の特定技能の項の下欄第2 号に掲げる活動を行う者をいう。）の数について、調査等を行うことを通じて算出するとともに、算出された計数を外務省に提供すること。 ②外務省は、必要に応じて関係省庁と連携し、企業におけるB 1 相当以上の日本語能力を求めるニーズ等の把握に努めるとともに、法務省から提供される計数も勘案して、全体の受験ニーズを推計すること。 b 外務省は、a の①及び②の結果を踏まえ、法務省及び文部科学省と連携し、J F T－B a s i cにおけるB 1 相当以上の試験の新設及びJ L P TにおけるC B T方式の試験開発を含めたB 1 相当以上の試験の実施回数の増加といった対応について検討を行い、結論を得次第、必要な措置を講ずる。		
5	在留管理制度の運用の適正化	我が国に在留する外国人数は、令和7 年末時点で400 万人を超えて過去最高を更新し、平成25 年末と比較すると約2 倍となり、国籍・地域の数も196 か国・地域となっている。在留資格別には、在留資格「技術・人文知識・国際業務」（理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動を行うものを指す。以下「技人国」という。）の在留者数が増加しており、令和7 年末時点で約48 万人に達している中、受け入れた外国人が資格該当性のない業務に従事する事案があるとの指摘がある。 こうした課題のうち、特に業務範囲の曖昧さ及び受入れ企業等における制度理解への対応として、「「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」（平成20 年3 月出入国在留管理庁。以下「ガイドライン」という。）において、技人国で受け入れた外国人が従事可能な業務範囲や許可事例、不許可事例などが示されているが、ガイドラインに	a, b: 令和8 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	a : 法務省 b : 法務省 厚生労働省

	においても、掲載されている業種が限定的であるとともに、各事例の説明が実用的でなく、実務上の判断に資する内容とは言い難いため、企業の解釈と法務省の判断との間で齟齬が生じやすい。その結果、技人国を有する外国人を意図せず在留資格に該当しない業務に従事させてしまうリスクがあるほか、こうした不確実性が、企業において技人国を有する外国人の採用をためらう要因ともなっているとの声がある。 一方、在留申請手続等の場面においては、厚生労働省「外国人雇用実態調査」によると、令和6年9月末時点では、入職前の居住地が日本以外であった技人国を有する外国人の入職に当たり、紹介会社等を利用した割合は全体の78.9%であるなど、技人国を有する外国人と受入れ企業等との間には仲介者の関与が広範に及んでいるが、仲介者の中には、本来は技人国に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）に定める基準を満たしていない外国人について、虚偽の申請によって技人国の在留資格を不適正に取得させるなど、不正な仲介により入職させる事例があるとの指摘がある。 こうした状況は、受入れ企業等においては出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第73条の2第1項各号に定める不法就労助長罪に、また、技人国を有する外国人においては同法第22条の4第1項第3号に定める在留資格の取消しにつながる可能性があり、結果として我が国における人材確保や企業活動にも影響を及ぼしかねないことから、対応が求められる課題となっている。このように、技人国での適正な受入れに努めることは、外国人との秩序ある共生社会の実現のために重要な取組であることを踏まえ、受入れ企業等における技人国への理解を一層促進するため、以下の措置を講ずる。 a 法務省は、従来、技人国によって従事することのできる業務範囲が曖昧であるとの指摘がなされている中、ガイドラインにおいても、掲載されている業種が限定的であるとともに、各事例の説明が実用的でなく、実務上の判断に資する内容とは言い難いことから、企業の解釈と法務省の判断との間で齟齬が生じやすく、結果として技人国を有する外国人を意図せず在留資格に該当しない業務に従事させてしまうリスクがあることや、こうした不確実性が、企業において技人国を有する外国人の採用をためらう要因ともなっているとの声を踏まえ、受入れ企業等が、技人国で受け入れた外国人に従事させることができる業務範囲をより正確に把握できるよ	
--	--	--

		う、ガイドラインにおける許可事例や不許可事例の記載を拡充するとともに、例えば、在留資格「特定技能」との相違に係る記載を拡充することや、業種ごとに事例を整理して掲載することを含めて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。その上で、法務省は、関係府省の協力を得て、ガイドラインを含め、技人国で外国人を受け入れるに当たって参考となる情報について、企業や関係団体などへ広く周知する。 ｂ 法務省は、在留申請手続等において、技人国を有する外国人と受入れ企業等との間には仲介者の関与が広範に及んでいるが、仲介者の中には、本来は技人国に係る上陸基準省令に定める基準を満たしていない外国人について、虚偽の申請によって技人国の在留資格を不適正に取得させるなど、不正な仲介により入職する事例があるとの指摘を踏まえ、厚生労働省の協力を得て、技人国を有する外国人を受け入れる場合には、雇用契約の適正な履行及び適正な在留管理の確保の観点から、業務内容が在留資格で認められた活動に該当することを十分に説明できる仲介者を利用することなど、適切な仲介者の選択に資する内容をガイドラインに明記する。 また、厚生労働省は、法務省と連携し、職業紹介事業者（職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 10 項に規定するものをいう。）に対し、技人国を有する外国人の職業紹介を行う場合における出入国管理関係法令の遵守について周知する。あわせて、法務省は、厚生労働省の協力を得て、以下の点を含め、在留申請手続等の見直しについて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。 ・在留資格で認められた活動内容に該当しない就労へのあつせんを防止する観点から、求人票や仲介契約に関する資料等を在留審査において確認する方法について、法務省の審査要領に具体的に示すこと。 ・雇用主に対して、不正な仲介の排除を図る観点から、適切に就労へのあつせんを行う仲介者を利用することについての責任及び認められた活動内容に該当しない就労へのあつせんを受けないことに関する責任を明確化するための方策を講ずること。		
--	--	---	--	--

（４）スタートアップ・イノベーション促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	緊急通行車両の確認に係る申出のオンライン化	緊急通行車両確認標章（災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 6 条の 2 第 1 項に定める様式の標章をいう。）及び緊急通行車両確認証明書（同条第 2 項に定める様式の証明書をいう。）の交付（以下「事	措置済み	内閣府 消防庁

		前交付」という。)を受けるためには、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第1項及び第2項に基づく緊急通行車両(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項に規定する緊急通行車両(同令第32条の2第2号に掲げるものに限る。)をいう。以下同じ。)の確認に係る申出は書面により行うことが必要であることや、都道府県によって記載方法や運用方針が異なり、提出書類の部数・種類・書式・記載内容等について都道府県ごとに差があることなどから、法令とその運用に乖離があるとともに、指定公共機関(同法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。)の過大な事務負担となっており、災害時等における緊急通行車両の確認に係る申出の手續の電子化・統一化・簡素化を図るべきであるとの声があったことを踏まえ、令和7年12月、事前交付を効率化し、災害時等における迅速な支援物資の供給体制を構築するため、「強い経済」を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)も踏まえ、同令第33条第1項及び第2項に基づく緊急通行車両の確認に係る都道府県公安委員会に対する申出をe-Govを利用してオンラインで行うことが可能となった。 一方、事前交付を受けるために、一部の県においては、災害対策基本法第40条第1項に規定する都道府県地域防災計画に基づく防災協定を締結している指定公共機関等に対し、県知事に対する申出を求めているが、都道府県公安委員会に対する申出と異なり、当該申出をオンラインで行うことができない場合がある。 内閣府及び消防庁は、こうした状況を踏まえ、災害時等における迅速な支援物資の供給等を可能とする体制を強化するとともに、指定公共機関等の事務負担を軽減する観点から、各都道府県に対し、指定公共機関等が同令第33条第1項及び第2項に基づく緊急通行車両の確認に係る申出を情報システム(e-Gov等)を通じて、若しくは電子メール等によってオンラインで行うことを可能とするとともに、その旨を周知するよう要請する通知を発出する。あわせて、内閣府ウェブサイトで当該通知を公表する。		
2	法人登記の代表者住所非表示措置の対象拡大及び運用改善	近年、デジタル社会の進展に伴い、SNS(Social Networking Service: ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上での誹謗中傷が問題となっており、SNS上で個人情報等を拡散されたり、見知らぬ者が自宅に訪問したりするなどの事態への懸念が高まっている中、代表取締役等住所非表示措置(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第31条の3に基づき、株式会社の代表取締役、代表	a: (①・④) 令和8年度速やかに措置、 (②・③・⑤) 令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置 b: 令和8年度結論、結論を得次第	法務省

	執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」という。）の住所に限り、一定の要件の下、登記事項証明書（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 10 条第 1 項に規定する書面をいう。）及び登記事項要約書（同法第 11 条に規定する書面をいう。）（以下「登記事項証明書等」という。）に、行政区画以外のものを記載しないこととする制度をいう。以下「非表示措置」という。）について、以下のような声がある。 ・非表示措置の対象が株式会社の代表取締役等に限られることから、株式会社の代表取締役等以外の者であって、商業登記又は法人の登記に自らの住所を登記することが法令上義務付けられる者（以下「代表者」という。）について、第三者に代表者の住所が特定され、SNS 上での代表者の住所の拡散や、見知らぬ者が代表者の自宅に訪問するなどの事態が生じ得るほか、代表者本人やその家族に対して直接的な危害を加えられるおそれがあり、代表者に心理的な負担を生じさせたり、法人等の活動を萎縮させたりしているとの声。 ・非表示措置の対象は商業登記規則第 31 条の 3 に定める登記によって登記簿に住所を記録すべき代表取締役等の住所とされており、当該登記の前に登記されている代表取締役等の住所は同制度の対象外であることから、当該代表取締役等が在任中かどうかにかかわらず、非表示措置を講ずる前に登記された住所は表示され続けることになり、表示されている住所と現在の住所が同じである場合、非表示措置を講じても、代表取締役等のプライバシー侵害等のおそれが続くことになるとの声。 ・非表示措置の申出は、株式会社の設立の登記や代表取締役等の就任の登記など、商業登記規則第 31 条の 3 に定める、代表取締役等の住所を登記簿に記録すべき登記の申請と同時にを行うものとされており、住所を非表示とする必要が生じた際に、直ちに非表示措置を講ずることが困難となっているとの声。 ・非表示措置を講じた場合には、代表取締役等本人であっても、非表示措置を終了しない限り、自らの住所が記載された登記事項証明書等を取得することができないことから、非表示措置を利用している株式会社については、代表取締役等の住所を登記事項証明書等によって証明できず、当該株式会社の取引先や金融機関における与信判断等の際に、不都合が生じるなど一定の影響が生じる懸念があるとの声。 ・非表示とされた代表者等の住所を確認するために、現行法上、利用可能な制度である	速やかに措置	
--	---	--------	--

		閲覧請求（商業登記法第 11 条の 2 に基づく附属書類の閲覧請求をいう。以下同じ。）については、「商業登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（依命通知）」（平成 28 年 6 月 23 日法務省民事局商事課長通知。以下「通知」という。）において、商業登記規則第 21 条第 3 項第 2 号に定める利害関係を証する書面の例として訴状の案の写しが挙げられているのみであり、それ以外の書類によって利害関係を証することができるか否かについて明確な基準が示されておらず、結果として準備に時間を要する訴状の案の写しの提出を求められる傾向にあるとの声。また、その結果、非表示措置が講じられた場合には、迅速な代表取締役等の住所の把握が困難となっており、悪徳商法による消費者被害等の被害回復が困難となることを懸念する声。 ・弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 23 条の 2 に基づく報告の請求については、弁護士会内の手続に時間や費用がかかることから、利便性が低いとの声。 ・第三者の住所を確認可能な制度である戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条の 2 に定める戸籍謄本等の交付や、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 3 第 1 項に基づく本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付においては、弁護士等が受任している事件のために必要な場合には、閲覧請求に比べて、迅速かつ容易に住所を確認することが可能とされているとの声。 こうした声を踏まえ、様々な社会課題の解決、新しい社会の創造並びに我が国及び地域における成長・イノベーションの担い手となる多種多様な法人を誰もが安心して設立又は運営できる環境を整備するため、以下の措置を講ずる。 a 法務省は、非表示措置の対象の拡大及び運用の改善（商業登記規則の改正、登記情報システム及び登記・供託オンライン申請システムの整備などを含む。）に資する以下の事項について検討し、結論を得次第、可能なものから速やかに所要の措置を講ずる。 ①必要に応じて各種の法人制度を所管する省庁の意見を聴取し、非表示措置の対象とした際に重大な懸念があると認められた法人等を除き、非表示措置の対象を全ての法人等における代表者に拡大すること。 ②非表示措置を講ずる前に登記された代表者等の住所についても非表示措置の対象とすること。	
--	--	---	--

		③代表者等の住所について、非表示措置の申出を登記申請と同時でなくとも可能とすること。 ④非表示措置により、一定の影響が生じると懸念されている取引（金融機関からの融資や不動産取引など）に関して、実態を聴取し、その結果を踏まえ、金融機関、司法書士及びその他の関係事業者に対して、例えば、非表示措置の制度趣旨や非表示措置を講じた後に代表者等の住所を確認できる書類を周知するなど、必要な情報提供を行うこと。あわせて、代表者等の非表示措置に関する理解に資するよう、法務省ウェブサイト等において、同制度の案内を強化するとともに、非表示措置の利用により与信判断等に影響を与える可能性があるとの記載など同制度の利用をためらわせる可能性のある案内は見直すこと。 ⑤代表者等本人又はその委任を受けた者が、当該代表者等の住所が記載された登記事項証明書等の取得を可能とすること。 b 法務省は、a の措置により、非表示措置の利用が拡大することも見据え、これに対する懸念を解消する観点から、閲覧請求や弁護士法第 23 条の 2 に基づく報告の請求の利用状況等を勘案しつつ、以下①及び②の実現を求める声も踏まえ、代表者等の住所を確認する正当な理由を有する者が、迅速かつ容易に当該代表者等の住所を確認できるようにするために必要な対応策について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 ①閲覧請求に必要な利害関係を証する書面について、訴状の案の写し以外の書面であっても利害関係を証することが可能であることを明確にするための通知の改正等を行うこと。 ②住民基本台帳法第 12 条の 3 に定める本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付や戸籍法第 10 条の 2 に定める戸籍謄本等の交付の仕組みなども参考に、非表示とされた代表者等の住所を確認する正当な理由を有する者及びその者から依頼を受けた弁護士等が、当該代表者等の住所を表示した登記事項証明書等を迅速かつ容易に取得できるようにすること。		
3	災害時等における貨物自動車運送事業の運転者選任要件の明確化	災害時等において、一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に基づき、一般貨物自動車運送事業（同法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。以下同じ。）について国土交通大臣の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の運転者（事業用自動車の運転者をいう。以下同じ。）が被災した場合、被災地等で支援助物資等の貨物運送を行うためには被災地等での運転者の確保が課題となる。現	令和 8 年度上期措置	国土交通省

		行制度上、被災地等における一般貨物自動車運送事業者（以下「派遣先事業者」という。）において、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第 22 号。以下「安全規則」という。）第 3 条第 1 項に基づき、事業計画（同法第 4 条第 1 項第 2 号に定める事業計画をいう。以下同じ。）に従い業務を行うに必要な員数の運転者が確保されており、かつ、当該運転者が安全規則第 3 条に掲げる事項に適合する場合は、派遣先事業者が臨時派遣運転者（派遣先事業者が選任している運転者以外の運転者をいう。以下同じ。）を派遣先事業者の常時選任以外の運転者として選任することが可能とされている。ただし、この場合、派遣先事業者が安全規則第 9 条の 5 に定める必要事項等を運転者等台帳に記載し、当該台帳を営業所に備え付けておくこと、臨時派遣運転者に対して安全規則第 10 条に定める必要な指導及び監督を行うことその他の同法及び安全規則に定める一般貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項について遵守することが必要になる。 一方、災害時等に運転者に欠員が生じた場合であっても、安全規則第 3 条第 1 項の事業計画に従い業務を行うに必要な員数が確保されていないと判断されるものではないこと、また、他の一般貨物自動車運送事業者（例えば、臨時派遣運転者を常時選任している事業者）からの臨時派遣運転者については、派遣先事業者ではなく、他の一般貨物自動車運送事業者（派遣元事業者）において指導及び監督が行われていれば足りることが必ずしも明確に示されていないため、派遣先事業者において臨時派遣運転者の選任ができず、被災地等での支援物資等の貨物運送を行う必要があっても、臨時派遣運転者が、自らが運転者として選任されている事業所のトラック等を遠方から運転しながら被災地等に向かうことを余儀なくされ、結果として、交通規制や渋滞等により被災地等に到着するまでに相当な時間を要し、迅速な貨物運送に支障を来しているとの声や派遣先事業者において臨時派遣運転者が選任できたとしても、派遣先事業者において再度の指導及び監督が必要となり、被災地等における迅速な貨物運送が実現できないとの声がある。 国土交通省は、こうした声を踏まえ、災害時等における支援物資等の供給体制の強化を図る観点から、以下の事項について、通知等で明確化した上で、地方運輸局に対して周知する。 ①派遣先事業者が、以下の点について法令を遵守した上で、派遣先事業者が臨時派遣運転者を派遣先事業者の常時選任以外の者として選任することが可能であること。	
--	--	---	--

		・派遣先事業者が安全規則第9条の5に定める必要事項等を運転者等台帳に記載し、当該台帳を営業所に備え付けること。 ・臨時派遣運転者に対して安全規則第10条に定める必要な指導及び監督を行うこと。 ・その他の同法及び安全規則に定める一般貨物自動車運送事業の輸送の安全の確保に関する事項について遵守すること。 ②災害時等に運転者に欠員が生じたとしても、安全規則第3条第1項の事業計画に従い業務を行うに必要な員数の運転者が確保されていないと判断されないこと。 ③他の一般貨物自動車運送事業者（例えば、臨時派遣運転者を常時選任している事業者）からの臨時派遣運転者については、派遣先事業者ではなく、他の一般貨物自動車運送事業者（派遣元事業者）において指導及び監督が行われていれば足りること。 ④これらの措置は災害時等の緊急を要する状況に限り適用される措置であること。		
4	消費の活性化に向けた総付景品の上限額の引上げ	事業者（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景表法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の販売促進活動、物価水準、一般消費者の価値観が変化する中、総付景品（景表法第2条第3項に規定する景品類（顧客を誘引するための手段として、その方法が直接的であるか間接的であるかを問わず、くじの方法によるかどうかを問わず、事業者が自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を含む。以下同じ。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であって、内閣総理大臣が指定するもの。以下同じ。）のうち、一般消費者に対して懸賞（懸賞による景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第3号）第1項に規定するものをいう。）によらないで提供する景品類）に関し、一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限（昭和52年公正取引委員会告示第5号）の定める上限額の引上げが必要であるとの指摘を踏まえ、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保しつつ、事業者の競争を促進し、消費を活性化する観点から、以下の措置を講ずる。 a 消費者庁は、例えば、総付景品を含む事業者の販売促進活動の実施状況、一般消費者の購買行動・価値観の変化、総付景品の上限額の引上げによって生じる事業者のメリット・デメリット、海外の制度、予想される消費者被害の内容・プロセス（総付景品が付いている商品を必要な分量以上に購入する等）などに関する調査を、幅広い業界の事業者・事業者団体、消費者団体、研究者・実務家などを	a, b: 令和8年度検討開始、令和9年結論、結論を得次第、速やかに措置	消費者庁

		対象に実施し、総付景品の上限額の引上げについて、総付景品の提供に係る取引の価額が1,000円未満の場合には200円の定額部分と取引価額の総付景品の提供に係る取引の価額が1,000円以上の場合には20%の定率部分のいずれも検討を行い、結論を得次第、当該結論を調査結果の概要等と併せて事業者及び一般消費者が分かるように適切に公表するとともに、速やかに必要な措置を講ずる。 b 消費者庁は、総付景品の上限額を定める規制（以下「総付規制」という。）の在り方については定期的な見直しが必要であり、経済・社会が更に変化した場合には総付景品の上限額を更に見直すことや総付規制の廃止に対しても社会的に理解が得られるような状態になった場合には廃止することも検討すべきとの指摘を踏まえ、上記の措置を講じてから一定の年数が経過した際には総付規制の再点検を行えるよう、再点検の実施やその時期について検討を行い、結論を得次第、速やかに当該結論の公表その他の必要な措置を講ずる。		
5	消費者の適切な商品選択に向けた不実証広告規制の見直し	事業者（不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景表法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）は、景表法第5条第1号により、自己の供給する商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示（以下「優良誤認表示」という。）をしてはならないとされている。 その上で、消費者庁は、景表法第7条第1項に基づき、景表法第5条の規定に違反する行為等があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め又はその行為が再び行われることを防止するために必要な事項等を命ずること（以下「措置命令」という。）ができるとともに、景表法第7条第2項に基づき、当該事業者がした表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料（以下「合理的根拠資料」という。）の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該事業者がした表示は優良誤認表示とみなすものとされている（以下「不実証広告規制」という）。なお、消費者	a, b : 令和8年度検討開始、令和9年度結論、結論を得次第速やかに措置	消費者庁

		庁は通常、不実証広告規制に基づく合理的根拠資料の提出要求に先立ち、事業者に対し、事前調査を実施しているとの声がある。 消費者庁は、事前調査、景表法第7条第2項に基づく資料提出要求、措置命令の各措置において、消費者庁から「一般消費者が当該表示から受け、又は受けるであろう印象・認識」などや事業者が提出した資料が合理的根拠資料に該当しない理由又は不十分な理由が十分に示されていないとの声や、事業者が過度に萎縮することによるイノベーションの阻害や、一般消費者による自主的かつ合理的な商品の選択の阻害が生じているとの声、一般消費者の権利保護において、消費者庁による調査結果の情報は有益であることから、措置命令書などの記載内容の充実は重要であるとの声を踏まえ、事業者との意思疎通の向上を通じた表示の適正化及び一般消費者による自主的かつ合理的な商品の選択を促進する観点から、不実証広告規制の運用に係る事業者・一般消費者等の意見・要望等を幅広く聴取した上で、以下の事項（「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針—不実証広告規制に関する指針—」（平成15年10月28日公正取引委員会）の改正などを含む。）を検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。 a 景表法第7条第2項に基づき合理的根拠資料の提出を求める時点、及びそれに先立つ事前調査の各時点で、当該事業者がした表示から一般消費者が受ける、又は受けるであろう印象・認識について、消費者庁の考え方を事業者に説明すること。なお、消費者庁の考え方を事業者に説明する際は、説明の明確化の観点から、可能な限り書面により行うこと。 b 措置命令時において、事業者の提出した資料が合理的根拠資料に該当しないと認定した理由を具体的に説明するとともに、その理由を事業者の営業秘密に配慮しつつ公表すること。		
--	--	--	--	--

（５） デジタル・ＡＩ

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1-1	自動車保有関係手続のワンストップサービスの利便性向上	国土交通省等が運営する「自動車保有関係手続のワンストップサービス」（以下「自動車OSS」という。）は、全国全ての地域において、自動車の保有等のために必要な、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく自動車の保管場所証明の交付申請や道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の登録等の諸手続を、24時間365日いつでもオンラインで一括して行うことを可能としたシステムで	a, b : 措置済み c : 令和7年度検討開始、令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置 d : 令和7年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	a : 国土交通省 警察庁 b, c : 国土交通省 d : 警察庁

	あり、その利用によって、自動車の所有者等の負担軽減といった利点があるが、令和3年6月の規制改革実施計画の「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」において、国土交通省及び警察庁を含む関係省庁は、自動車OSSについて、縦割りを排してBPR（Business Process Re-engineering：業務改革）を推進する体制整備を行った上で、手数料の納付や納税を一括化することを含め、利用者目線で利便性の向上に取り組むこととされていることに加え、自動車OSSを利用した場合でも、一部の手続並びに手数料及び税の納付において書類への押印や書面提出を求められるなど、デジタル完結がなされていないとして、令和7年6月の規制改革実施計画の「自動車保有関係手続のDX」において、自動車保有関係手続のデジタル完結を実現することとされているが、自動車OSSの一般の利用者からは、この他にも、申請が却下されていることが分かりにくい、クレジットカードでの支払方法の案内が分かりにくいなど、利便性に課題があるとの声が挙がっていることから、行政書士など、自動車保有関係手続を業として行う者のみならず、一般の利用者の意見も踏まえながら、早急に改善を図ることが必要である。 以上を踏まえ、自動車の所有者等の負担軽減の観点から、利用者目線で、以下の措置を講ずる。 a 国土交通省及び警察庁は、デジタル庁の協力を得て、自動車OSSについて利用者目線での恒常的な改善を図るため、一般の利用者から自動車OSSの利便性に関する情報提供（改善提案を含む。）を常時受け付ける仕組みを設ける。 b 国土交通省は、自動車OSSの画面表示に関し、利用者が当該手続又はシステム仕様を誤認するおそれのある自動車OSSの画面上の案内及び表示について、利用者に誤認を生じさせないよう、以下の措置を含む所要の措置を講ずること。 ①登録の申請に不備がある場合には、当該申請が審査中ではなく却下されていることを利用者が確実に認知でき、かつ、必要な対応をとることができる表示等に変更すること。 ②手数料や税の納付に用いるクレジットカードの事前登録なしに手数料や税の納付の申請の手続を進めることができないことを利用者が確実に認知でき、かつ、確実に必要な対応をとることができる表示等に変更すること。 ③検査及び登録の申請後に申請内容を確認するためには当該申請の際に申請内容を保存する必要があることを、利用者が確実に	
--	---	--

		に認知でき、かつ、必要な対応をとることができる表示等に変更すること。 c 国土交通省は、自動車OSSの利便性の更なる向上の観点から、ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック、行政機関の情報提供や行政手続を目的としたウェブサービス等に活用するためのデジタル庁デザインシステムやガイドライン等、ウェブサービス等のUI（User Interface：ユーザーインターフェース）を開発する際に参照すべき簡易チェックリストやユーザー評価取得のガイドライン等を踏まえ、自動車OSSのユーザーインターフェースを柔軟に修正しやすいシステム構成へ将来的に見直すことも視野に、以下の事項について検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずること。 ①自動車OSS専用のアドオン（既存のブラウザの機能を拡張するために追加するソフトウェアをいう。）のインストールについて、技術的な必要性及び妥当性の再検証を行った上で、その結果を踏まえ、自動車OSSにおいて、マイナポータルを用いた公的個人認証電子証明書や、事業者等（法人及び個人事業主）が様々なサービスにログインできる認証機能であるGビズIDの利用等も候補に、システムの機能を見直すこと。 ②自動車OSSにおいて、自動車の登録等の申請を行う場合には、添付書類をPDF等の電子データによってオンラインで提出することを可能とすること。 d 警察庁は、自動車OSSの利便性の更なる向上の観点から、自動車OSSを利用して行う保管場所証明申請の添付書類（契約書の写し、車両保管場所の見取図等）について、電磁的方法をもって提出可能なファイル形式が画像形式に限定されていること、その容量も1ファイル当たり100KBに限定されていることなど、現在一般に使用されるスマートフォンやPC等から提出しにくい仕様であることから、現在の自動車OSSの利用環境に合わせた仕様に変更されるよう、必要な措置を講ずること。		
1-2	政府情報システム全般における利用者目線での利便性向上	デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第4条第2項第17号の規定により、デジタル庁は国の行政機関が行う情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業を統括し及び監理することとされており、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）において、デジタル社会を目指すに当たっては、政府全体として、利用者視点の行政サービスづくりを徹底し、デジタルを活用して様々な課題を具体的に解決し、極力人の手を介さないこと、無駄・不便を発生させないことにより、良質な体験	a, c, e：令和7年度から令和10年度まで継続的に措置 b：（前段）措置済み、（後段）：令和8年度から令和10年度まで継続的に措置 d：令和7年度検討開始、令和8年度措置	a～d：デジタル庁 e：全府省

		と満足につなげることで、「行政サービスは使いにくい」という既成概念を払拭し、デジタル化について卓越した利便性を実感できる分野を着実に増やしていくことが必要であることとされている。 一方、政府情報システムの利便性を利用者中心の視点に立って恒常的に改善する仕組みについては、令和3年6月の規制改革実施計画の「オンライン利用率を大胆に引き上げる取組」において、デジタル庁は、以下の事項を実施することとされているにもかかわらず、政府情報システム全般において十分整備されていないことから、自動車OSSのみならず政府情報システム全般において、利用者の声を吸い上げ、改善につなげる仕組みをデジタル庁主導で速やかに構築することが重要である。 ・各府省の取組について、各府省からの相談に応じるとともに、取組状況について必要な統括・監理等を行うこと。 ・各種ワンストップサービスをはじめとする取組で得られた知見や各府省の取組の相談等を通じて得た先行事例を基に、各情報システムの特性に応じた有用な情報提供等を行うこと。 ・ベストプラクティスから標準アーキテクチャを設計して今後構築していくシステムに展開すること。 以上を踏まえ、政府情報システム全般における利便性向上の観点から、利用者目線で、以下の措置を講ずる。 a デジタル庁は、各府省庁において、政府情報システムの利用者からの当該情報システムの利便性等に関する評価、提案、指摘等（以下「フィードバック」という。）に基づき、当該政府情報システムの点検と見直しを機動的かつ柔軟に短期間で繰り返し行い、その利便性を迅速かつ継続的に向上させるサイクルが定着するよう、利用者中心の視点に立ち、誤操作を起こしにくく安全で、利用ニーズに合致した使いやすい政府情報システム及びユーザーインターフェースを提供するに当たって考慮すべき設計及び評価の指針についてまとめた「DS-670.1 ユーザビリティガイドライン」（令和7年9月30日デジタル社会推進会議幹事会決定。以下「ユーザビリティガイドライン」という。）や利用者中心の視点に立ち、誤操作を起こしにくく安全で、利用ニーズに合致した使いやすい政府情報システム及びユーザーインターフェースを提供するための基本的な原則や手法を紹介する「DS-671.1 ユーザビリティ導入ガイドブック」（令和7年10月16日技術検討会議サービスデザインタスクフォース。以下「ユーザビリティ導入ガイドブック」という。）等の	
--	--	---	--

	活用を推進するとともに、これらの改善活動が円滑に進むよう各府省庁を支援するため、各省庁との情報共有を行うためのツールの整備その他の環境を整備する。 b デジタル庁は、a の取組を推進するため、政府情報システムの利用者から統一的な指標に基づいた定量的な満足度と利便性等に関するフィードバックを直接収集・分析することができる仕組みを整備するとともに、各府省庁に対して、所管する政府情報システムに当該仕組みを組み込むよう要請し、改善状況を定期的に確認し、必要に応じ、改善を促す。 c デジタル庁は、利用者に直接確認し、統一的な指標に基づき定量的に測定した満足度（以下「利用者満足度」という。）の高い政府情報システム（利用者満足度が大きく向上したものも含む。）を定期的に優良事例として公表し、各府省庁に共有する。あわせて、デジタル庁は、政府情報システムの開発、運用・保守等について、各府省庁において政府情報システムの利便性の向上に実効性ある取組が自律的かつ継続的に行われるよう、以下の方策を含め、必要な方策を検討し、結論を得次第、速やかに措置する。 ①政府情報システムの運用・保守契約（その他の契約と一体となったものを含む。以下同じ。）において、請負事業者等が当該政府情報システムの利便性を恒常的に向上させることを内容とした標準的な記述事項を検討し、デジタル社会推進標準ガイドライン群（サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理についての手続・手順や、各種技術標準等に関する共通ルールや参考ドキュメントをまとめたものをいう。）の関連箇所を変更すること。 ②利用者満足度の低い政府情報システムについては、当該政府情報システムの開発、運用・保守等の請負事業者等に対して、速やかな改善を要請すること。 d デジタル庁は、政府情報システムの利便性向上の必要性及び重要性が認識されるよう、政府情報システムの開発又は運用・保守を請け負う事業者に対して、例えば、利用者の満足度の高い政府情報システムを優良事例として紹介すること、調達の実績として利用可能とすること又は満足度の低い政府情報システムには改善を要請することなどの方策について検討し、結論を得次第、速やかに措置する。 e 各府省庁は、所管する政府情報システムの実際の利用者からの当該情報システムの利便性等に関する直接的なフィードバックに基づき、当該政府情報システムの点検と見	
--	--	--

		直しを機動的かつ柔軟に短期間で繰り返し行い、その利便性を迅速かつ継続的に向上させるサイクルが定着するよう、所管する政府情報システムについて、ユーザビリティガイドラインやユーザビリティ導入ガイドブック等を踏まえ、必要に応じて、aのデジタル庁の支援も活用しつつ、以下の措置を講ずる。 ①bのデジタル庁の要請も踏まえ、当該政府情報システムに関して、実際の利用者から定量的な満足度と利便性等に関する直接的なフィードバック等の収集・分析を行う仕組み等を整備の上、定期的に当該収集・分析を行うこと。 ②cの方策も踏まえ、政府情報システムの利便性の向上に実効性ある取組を自律的かつ継続的に行うこと。		
2	自転車防犯登録のローカルルール見直し及びデジタル化	自転車の防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」という。）第12条第3項に基づき、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「防犯登録規則」という。）で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者（以下「指定団体」という。）の行う防犯登録をいう。以下「防犯登録」という。）及びその業務（防犯登録規則第1条第1項第1号及び第2号に掲げる業務をいう。以下「防犯登録業務」という。）のローカルルール等により、自転車の利用者（以下「自転車利用者」という。）の不利益及び事業者の過大な負担となっているとの指摘や声があることなどを踏まえ、自転車の盗難被害の防止及び早期回復、自転車の駐車対策等の観点から、自転車の防犯登録業務のローカルルール見直し及びデジタル化により、防犯登録等の即時性の実現及び効率性の向上、盗難自転車、放置自転車等の利用者の迅速な特定、個人間取引における防犯登録等に要する手続の円滑化を促進するため、以下の措置を講ずる。 a 警察庁は、①防犯登録規則第2条第4項において、同条第1項、第2項及び第4項に基づき各指定団体が定める、防犯登録業務の実施要領（以下「実施要領」という。）の記載事項として、登録事項に関する事項、登録カードの様式及び作成の方法に関する事項、登録番号標の様式及び表示の方法に関する事項などが定められており、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則の運用上の留意事項について（令和2年11月30日警察庁生活安全局生活安全企画課長通達）などにより一部の事項に関する解釈は示されているものの、防犯登録の具体的な運用は各指定団体が自らの裁量でそれぞれの実施要領に定	a：令和8年度結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和8年措置	警察庁

	めていることから、登録事項（項目、登録番号の桁数など）、登録カードの様式及び作成の方法（記入フォーム、用紙サイズなど）、登録番号標の様式及び表示の方法（貼付位置など）、登録カード又は登録事項を都道府県警察に送付し又は通知する方法（送付の頻度、データの受渡し方法など）、登録事項に係る情報の管理のために講ずる措置（有効期間、登録カードの保存期間など）、その他登録業務の実施に関し必要な事項（登録手数料の額、登録の変更及び抹消の取扱いや会計処理）等は指定団体ごとに異なり、いわゆるローカルルールとなっていること、②登録の変更及び抹消は自転車法及び防犯登録規則を含め法令等に規定されていることが必ずしも明確ではなく、指定団体により当該手続の要否が異なる上、当該手続を必要とする指定団体において独自に実施されていること、③個人間取引を仲介する事業者によっては登録の抹消の要否及び防犯登録の可否が異なること、④各指定団体の実施要領の記載事項を変更しようとするときは、防犯登録規則第3条第2項に基づき、その変更の内容、時期及び理由を記載した書面を都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して、その承認を得なければならず、指定団体の一存で実施要領を変更することは困難との声があること、⑤防犯登録に要する手続において、全国的に、指定団体から委託を受けた自転車販売店等が防犯登録業務を行う防犯登録所（防犯登録規則第1条第2項第3号に定める防犯登録所をいう。以下同じ。）として、防犯登録に伴い作成した紙の登録カードを各指定団体が定める実施要領に基づき指定団体に郵送等によって送付しており、指定団体は当該登録カードをデジタル化等し、都道府県警察へ通知等を行っている。通知等を受けた都道府県警察は、都度、警察共通基盤システムへ当該登録カードのデータを登録することにより、全国の警察において、自転車防犯登録の照会が可能となるまでに長ければ3か月程度を要すること、⑥防犯登録には紙の登録カードが用いられており、登録カードの郵送等における事故による個人情報の紛失等や、指定団体において、登録カードのデジタル化の際の誤りや登録遅延等が生じるリスクが避けられないこと、⑦市区町村が撤去した放置自転車の利用者の特定に活用される防犯登録情報等を基に、市区町村が撤去した自転車利用者の情報について、都道府県警察に資料の提供を依頼し、判明した自転車の利用者に返還等の通知を行っているが、都道府県警察によって対応が異なり、過大な負担が生じるとともに、盗難自転車の返還率の低下の一因となっていること、⑧防犯	
--	--	--

	登録の際に登録される自転車の車体番号は自転車メーカーが独自に附番したものであるが、目視判別が困難な文字が使用される場合があり、防犯登録時の誤りが生じていることなどを踏まえ、利用者目線での防犯登録の在り方について全体最適の観点から見直し、防犯登録の即時性の実現及び効率性の向上、盗難自転車、放置自転車等の利用者の迅速な特定、個人間取引における防犯登録等に要する手続の円滑化を促進するため、以下の事項について検討し、結論を得次第、速やかに、警察庁通達の発出等を含め、必要な措置を講ずる。警察庁は、自ら行う当該検討の際に、警察庁、指定団体、防犯登録業務を受託した自転車販売事業者等、自転車メーカーなどの関係者による検討の場を設けるものとする。 ・警察庁は、関係者と協力し、各指定団体における実施要領及び運用実態（登録事項（項目、登録番号の桁数など）、登録カードの様式及び作成の方法（記入フォーム、用紙サイズなど）、登録番号標の様式及び表示の方法（貼付位置など）、登録カード又は登録事項を都道府県警察に送付し又は通知する方法（送付の頻度、データの受渡し方法など）、登録事項に係る情報の管理のために講ずる措置（有効期間、登録カードの保存期間など）、その他登録業務の実施に関し必要な事項（登録手数料の額、登録の変更及び抹消の取扱いや会計処理等をいう。))について、調査を行い、その結果（ローカルルールの状況等）を踏まえ、防犯登録等のデジタル化の支障となり、又は、自転車利用者の視点を含め全体最適の観点から十分な合理性が認められないローカルルールを解消すること。 具体的には、 ・警察庁は、関係者と協力し、指定団体及び警察庁における防犯登録情報の連携並びにそれに必要な過程を全国的にデジタル化し、都道府県警察、指定団体及び市区町村が防犯登録情報を迅速かつ円滑に活用可能とするために必要となる登録事項の共通化の基準及び登録カードの様式等の共通仕様の基準を定めること。 ・警察庁は、関係者と協力し、都道府県を越える転居及び個人間取引等により自転車を譲り受けた場合において、転居前及び譲渡者の防犯登録の抹消を必須とせず、自転車利用者の申出に応じて防犯登録や登録の変更などを迅速かつ柔軟に行うことができるよう、必要な具体的要件及び方法を定めるなど、申請に必要な書類等の種類の基準及び標準様式の基準を定めること。 ・警察庁は、自転車の車体番号により、盗難自転車、放置自転車等の利用者の特定の際	
--	--	--

		に生じている問題を踏まえ、関係者と協力し、車体番号に判読しにくい文字の使用を避けること及び車体番号の重複が発生しない附番の仕組みなど、車体番号による利用者の特定の可能性を高めるための方法について検討し、結論を得次第、当該方法を速やかに講じるよう、関係団体等への要請等を行うこと。 b 警察庁は、自転車法第6条第6項により、都道府県警察は、市区町村から同条第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提出を求められたときは、速やかに協力するものとされているが、市区町村が撤去した放置自転車の利用者を特定するために都道府県警察に行っている資料の提供依頼（以下「資料提供依頼」という。）について、市区町村から以下の声があることを踏まえ、都道府県警察において管轄内の市区町村からの資料提供依頼に応じていない場合は、その解消に向けた取組を推進し、資料提供依頼に迅速かつ円滑に対応するよう、都道府県警察に周知すること。 ・防犯登録情報は市区町村が撤去した放置自転車の利用者の特定に活用されており、市区町村は、撤去した自転車の利用者情報について、防犯登録番号等を基に都道府県警察へ資料の提供を依頼し、判明した自転車の利用者に返還等の通知を行っているが、令和6年度に警察庁が運用する警察共通基盤システムに全国の防犯登録情報が登録されることとなったものの、一部の都道府県警察において、当該都道府県の指定団体による防犯登録のみ対応しており、当該都道府県内の市区町村は、依頼先の都道府県警察が複数ある場合や当該都道府県以外の都道府県警察である場合には、各都道府県警察へ別々に依頼することを依頼先の都道府県警察から求められるなどの事例があるとの声。 ・市区町村から都道府県警察への依頼方法が都道府県警察によって電子メールや郵送等と異なることから、依頼手続が煩雑化し、迅速な自転車利用者への返還等に支障を来しており、特に、郵送で依頼した場合は自転車利用者の特定までに1か月程度を要することもあり、市区町村から自転車利用者への自転車の返還の通知が遅れ、盗難自転車の返還率の低下の一因となっているとの声。		
--	--	---	--	--

（6）国家戦略特区

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	医療DXの活用を前提とした調剤業務の外部委託	厚生労働省は、地域における切れ目のない医療・介護提供体制の構築に向けて、薬剤師	令和8年度結論	厚生労働省

	範囲の拡充 *	が服薬指導や在宅患者への継続的フォローアップ等の対人業務に一層注力できるよう、一包化調剤の外部委託のみならず、更なる対物業務（調剤業務）の効率化・集約化を見据え、医療DXの活用を前提に、安全性及び調剤責任の確保を図りつつ、一包化を行わない調剤の外部委託及び委託先から患者宅への直送等に関する実証を国家戦略特区において速やかに開始することができるよう、その具体的な在り方を検討し、令和8年度中に結論を得る。		
--	----------------	---	--	--

